

平成 25 年度

地 方 公 営 企 業 法 適 用 化 検 討 計 画

報 告 書

平成 26 年 3 月

城 里 町 下 水 道 課

目 次

1. 法適化基本方針に関する検討	1
1.1 地方公営企業法の整理	1
1.1.1 公営企業会計	1
1.1.2 法適用範囲	5
1.1.3 地方公営企業法と法適用前後の比較	6
1.2 城里町下水道事業の現状と分析	9
1.2.1 下水道事業の現状	9
1.2.2 下水道事業の現状分析	12
1.3 法適化済み自治体の動向調査	29
1.4 社会的背景調査	30
1.4.1 社会的背景の概要	30
1.4.2 社会的背景の詳細	35
1.5 導入効果	39
1.6 法適化の必要性の確認	41
1.6.1 地方財政法施行令で定める公営企業	41
1.6.2 下水道事業との関係	43
1.6.3 下水道事業への法適化の必要性	43
1.7 資産整理方針と管理単位の検討及び確認	44
1.7.1 固定資産に関する基本事項	44
1.7.2 資産整理方針と管理単位に関する検討	45
1.8 資産評価方針の検討及び確認	47
1.8.1 減価償却の考え方	47
1.8.2 建設仮勘定に関する考え方	52
2. 固定資産の確認及び整理	53
2.1 決算書に関する整理	53
2.1.1 決算書の整理手順	53
2.2 工事関連情報の整理	55
2.3 年度別工事一覧表の作成	55
3. 法適化に際しての各種事務手続きの調査及び整理	56
4. システム構築	58

4.1 企業会計システムに関する現状	58
4.2 本町におけるシステム稼動状況の確認	59
4.3 システム導入に関する条件整理	60
4.4 企業会計システム導入に向けた基本方針	61
5. 全体スケジュールの検討	62
5.1 法適化に関する作業体制	62
5.2 法適化に関するスケジュール	63
6. 法適化に際し対応すべき経営課題等調査(影響調査)	66
6.1 下水道事業経営に関する概略検討	66
6.1.1 形成資産の認識に関する前提条件	66
6.1.2 損益計算書作成のための前提条件	70
6.1.3 損益計算書(簡易版)の概要	73
6.2 下水道使用料金の改定について	77
6.3 下水道事業の効率化(事業運営及び維持管理における再検討)	82
6.3.1 下水道事業の効率化の必要性	82
6.3.2 今後の下水道事業運営における基本的な考え方	82
6.3.3 下水道事業の効率化を進めるため具体的施策	83
6.4 下水道事業の効率化(施設整備における再検討)	85
6.4.1 効率的な汚水処理施設の整備	85
6.4.2 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定と事業間連携	86
6.4.3 長寿命化計画の策定	89
6.5 地震対策等災害時の対応	91
6.5.1 下水道地震対策緊急整備計画の策定	91
6.5.2 防災対策	92
6.5.3 減災対策	93
7. 資料編	94
7.1 地方公営企業法適用事業(下水道)一覧表	94
7.2 決算書に関する整理 一覧表	104
7.2.1 下水道事業特別会計歳入・歳出一覧表	104
7.2.2 建設支出及び財源の抽出	105
7.2.3 建設支出財源総括表(税抜き)	107
7.3 工事関係情報	109

7.3.1 管渠	109
7.3.2 処理場	114
7.4 年度別工事一覧.....	115
7.4.1 管渠	115
7.4.2 処理場	127
7.5 「持続的な汚水処理システム構築のに向けた都道府県構想」(H26.1)の主旨	131
7.6 アセットマネジメントに関する参考資料	132
7.6.1 下水道事業が直面する課題	132
7.6.2 アセットマネジメントの基本的な考え方とその効果	133
7.6.3 スtock、アセットマネジメントの導入を見据えたシナリオ	135
7.6.4 アセットマネジメント、ストックマネジメント、及び長寿命化支援制度の関係	136
7.7 減災対策に関する参考資料.....	137

1. 法適化基本方針に関する検討

1.1 地方公営企業法の整理

1.1.1 公営企業会計

1) 公営企業会計とは

地方公営企業法を適用する際、その会計方式は、従来の特別会計で採用されている官公庁会計方式とは異なり、公営企業会計方式が採用される。

公営企業会計とは、企業会計の内の公営企業にて用いられている会計方式であり、昭和 24 年 7 月 9 日にアメリカの会計基準を参考として設定された企業会計原則に基づいて行われる方式方法である。ただし、民間の株式会社では基本的に商法及び税法が適用されるのに対し、公営企業会計では株式会社のような規約がないので、企業会計原則に基づいて行われる。

2) 官公庁会計方式との比較

公営企業会計方式は、従来の官公庁会計方式と次のような違いがある。

表 1-1 公営企業方式と官公庁会計方式の比較

項 目	官公庁会計	公営企業会計
経理方法	現金主義	発生主義
簿記方式	単式簿記	複式簿記
期費用配分の概念	なし	減価償却費等の期間費用分配の概念あり
損益・資本取引の区分	なし	あり
資産・負債・資本の概念	なし	資産－負債＝資本によりバランス
予算・決算の重要性	予算重視主義	予算、決算とも重視

(1) 経理方法

官公庁会計は、現金収支の事実に基づいて記録する現金主義であるのに対し、公営企業会計では、現金収支の有無に関わらず経済活動の発生という事実に基づき記録する発生主義にて記録される。

表 1-2 公営企業会計方式と官公庁会計方式の経理方法の比較

経理方法	官公庁会計	公営企業会計
収入	● 使用料収入の場合、現実に現金が収入された時点で計上される	● 使用料収入の場合、官公庁会計よりも前の段階である調定の時点で収益(この時点では未収金)として記録される
支出	● 物品購入の場合、実際に現金を支払った時点で計上される	● 物品購入の場合、物品の納品の検収を行った時点で費用(この時点では未払費用)として記録される

(2) 簿記方式

官公庁会計では、貨幣、財貨等の変動の 1 面のみを記録する単式簿記であるのに対し、公営企業会計では、貨幣、財貨等の経済価値の増加と他の経済価値の減少について両側面を記録する複式簿記を採用する。

【複式簿記の例】

例えば、自治体が A 社から 100 万円で物品を購入した場合、自治体は現金が 100 万円減少する代わりに 100 万円の物品が増加するので、自治体側の会計は、借方に物品 100 万円、貸方に現金 100 万円と記録する。

借方(物品)	貸方(現金)
100 万円	100 万円

(3) 期間費用分配の概念

官公庁会計では、当年度の現金支出はそのまま当年度の費用となるので、その支出に対する収益との関係が不透明となっている。企業会計では、現金支出があっても問う年度の収益に役立ったと考えられる金額だけが当年度の費用として計上され、翌年以降の費用に繰り延べられる。

【期間費用分配の概念の例】

例えば、建設工事費のように、その支出の効果(経費の回収)が数年度に渡り持続されるものは、翌年度以降の減価償却費として計上される。

(4) 損益・資本取引の区分

官公庁会計では、全収入を歳入、全支出を歳出として計上し、一括して差引剰余金(繰越金、繰越充用金)を計算する。

公営企業会計では、損益取引と資本取引の2種類の取引に区分して期間損益計算を明確にしており、予算も収益的収支(損益取引)と資本的収支(資本取引)に区分して作成される。

損益取引：その年度の費用として処理すべきもの(使用料、人件費や備品費等の維持管理費、減価償却費、利息等)

資本取引：その年度の費用としないで、翌年度以降数年間の費用として期間配分されるべきもの(国費、起債、建設費等)

(5) 資産・負債・資本の概念

官公庁会計ではこのような概念はないが、公営企業会計ではどのような資産をどのような資金(負債・資本)によって得たかを明らかにしており、これは必ずバランスする。

$$\text{資産} = \text{負債} + \text{資本}$$

(6) 予算・決算の重要性

官公庁会計では、できるだけ将来の支出を制限し、最小に見積もりされた支出に対して収入を予定するので、歳出に重点が置かれている。そのため、決算書は予算執行についての計算表であり、予算額との比較が重視されることにより予算中心主義と言える。

公営企業会計は、支出の見積基準は収益を最大に確保するために行うため、収入増加に対する支出の制限を加えることなく、予算作成時には同時に決算書類である財務諸表が作成され、予算と同時に決算も重視される。

※ 株式会社会計では、予算はあくまで内部的資料であり、完全に決算中心主義である。

1.1.2 法適用範囲

1) 地方公営企業法について

昭和 27 年に制定された地方公営企業法は、「地方公営企業が、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」ことを基本原則として、公営企業にかかわる組織、財務、職員の身分取扱い等に関し地方自治法等の規定の特例を定めたものである。

具体的には、経済情勢の変化に機敏に対応できるよう、組織に関し管理者を置き、企業職員の任免、内部組織の設置、企業管理規定の制定、更には、予算原案の作成、契約の締結等の権限を与え、財務関係についても、企業会計原則に基づき、一般企業と同様に複式簿記及び発生主義による経理方法を採用し、企業職員については、地方公務員法の一部を適用除外とするほか、労務関係に関しては、別に地方公営企業労働関係法の定めによることとしているなどの特例を置いている。

2) 適用範囲の種類

地方公営企業の法適用の様態によって分類すると、次のとおりとなる。

- | |
|------------------------------|
| ①法の規定の全部が当然に適用されるもの(全部適用) |
| ②財務規定等が当然に適用されるもの(財務規定等一部適用) |
| ③法の規定が当然には適用されないもの |

上記の内、①は法適用が義務付けられている水道事業やガス事業等の法定7事業であり、②は病院事業を指している。

公共下水道事業は③に該当するものであり、この場合、①全部適用か、②財務規定等一部適用のどちらかを、自治体の実状に応じて選択することができる。

1.1.3 地方公営企業法と法適用前後の比較

法適用前の下水道事業運営は、主に地方自治法に基づき規定されている。次表に地方公営企業法との違いを整理する。

表 1-3 現状(非法適用)と法適用の比較

項目	現状(非法適用)	法適用
地方公営企業の設置	—	条例設置する (法第 4 条)
会計方式	官公庁会計方式	公営企業会計方式 (法で規定) (法第 17—35 条)
管理者	—	原則として設置する (町長が行うことも可能) (法第 7 条)
管理規定	一般行政部局の規定を適用 (地方自治法第 15 条)	管理者が企業管理規定を制定 (法第 10 条)
組織	町長が設置する (一般行政組織に所属) (地方自治法第 158 条)	管理者が設置する (法第 14 条)
職員の任免	町長が任免する (地方自治法第 172 条)	管理者任免する (法第 15 条)
職員の身分取扱	一般行政部局の一般職員 (地方自治法第 172 条)	企業職員 (管理者の補助職員) (法第 15、36 条)

* ここでいう法適用は、全部適用を指している。

1) 地方公営企業の設置

現状の下水道事業の設置に関しては、特別会計の設置に関する条例を制定することで規程されているが、法の適用を受ける場合は、その旨条例の設置が必要になる。

2) 会計方式

現状は、一般会計と同様のいわゆる“官公庁会計方式”が採用されているが、法の適用を受ける場合は、法の規定によりいわゆる“公営企業会計方式”が採用される。

3) 管理者

現状の下水道事業を運営する組織は、一般行政部局に属することから管理者を設ける必要はないが、法の適用を受ける場合は、原則として管理者を設置する必要がある。

これにより、地方公営企業に対する議会の関与や首長の指揮監督を必要最小限に止め、管理者が自らの判断と責任において事業運営を行い、企業としての独立性を確保するため、管理者は業務全般(会計事務・予算原案の作成・決算の調整・職員人事・契約等)の権限を有することになる。

※ただし、一定の要件を満たせば、管理者を設けず、町長が管理者の権限を有することも可能

※2つ以上の事業(水道事業と下水道事業)について、一人の管理者とすることも可能

※予算調整権・議案提出権・決算の審査・過料を課す権限等一部の権限は、町長に留保され、管理者の権限はない

4) 管理規程

現状は、業務に関する規定は一般行政部局の規定を適用することにより対応しているが、法の適用を受ける場合は、議会の関与や町長の指揮監督を必要最小限に止め、企業としての独立性を確保するため、“企業管理規程”として別途定める必要がある。

5) 組織

下水道事業を運営する組織は、現状においては町長が設置し、一般行政組織に属するが、法の適用を受ける場合は、一般行政組織とは切り離して管理者が別途設置する形となる。

6) 職員の任免・身分取扱

現状においては、町長が職員の任免を行い、その身分取扱は一般行政組織に属する一般職員となるが、法の適用を受ける場合は、管理者の補助を行う企業職員として管理者が任命することになる。なお、この企業職員は、一般行政組織に属する会計職員と兼任することが可能である。

7) 全部適用と一部適用の比較

公共下水道事業は、条例により全部適用又は一部適用が選択できる「任意適用事業」となっており、法適用に当ってはその方針を定める必要がある。

全部適用を選択した場合は、法令面から組織の独立性が担保されることとなる。管理者は、会計事務・予算案の作成・決算の調製・職員人事・契約等、業務全般に権限を有し、自らの判断と責任において企業体の運営を担う。

下水道事業については、上水道事業との統合を視野に入れた全部適用が、合理的な企業経営をめざす上では理想であると考ええる。その場合、企業会計移行事務の他に、組織面での調整も必要なことから、一部適用よりも準備期間が必要となる。

表 1-4 全部的用と一部適用の比較

項目	①一部適用(下水道事業単独)	②全部適用(上下水道事業統合)
定義	・地方公営企業法のうち、財務規定の部分のみを適用	・地方公営企業法の全てを適用
財務規定	・企業会計の採用	(同左)
	⇒経営情報を的確に把握できる	⇒(同左)
組織体制	・管理者の権限は町長が行う	・原則として管理者を設置 ・管理者は、地方公営企業における業務全般の権限を有し、自らの判断と責任において事業体の運営ができる(独立性確保) ・企業の状況に応じて条例で定めることにより管理者を置かないことができる。その場合の管理者の権限は長が行う
	⇒現状から変化なし(水道事業と二元体制)	⇒会計事務等を水道事業と一体化することにより人件費抑制が想定される
職員の身分	・一般行政職員と同じ	・企業職員として地方公営企業法及公営企業労働関連法が適用される
	⇒現状から変化なく問題ない	⇒独立した部局となり、一般行政職員を身分が変わることになり、在籍職員からの反発の可能性もある
経営上の特徴	・公益企業会計が適用される ・組織的には一般行政の一部であり責任及び権限は限られる	・議会の関与や町長の指揮監督は最小限にとどまる ・企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる
	⇒会計が変わるが、組織としては従来どおり町長部局となる	⇒町長部局から独立した企業として、企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる
移行負担	・全部適用に比べ、移行期間は短く移行経費は小さくなる	・一部適用に比べ、移行期間は長く、移行経費は大きくなる
	⇒移行負担:小	⇒移行負担:大

表 1-5 本町の下水道事業の概要(流域関連公共下水道)

	全 体 計 画	事 業 計 画
計画目標年次	平成 37 年度	平成 30 年度
計画区域面積	644.0 ha	356.5 ha
排 除 方 式	分 流 式	分 流 式
行 政 人 口	12,600 人	12,600 人
計画処理人口	9,600 人	6,306 人

表 1-6 本町の下水道事業の概要(特定環境保全公共下水道)

	全 体 計 画	事 業 計 画
計画目標年次	平成 37 年度	平成 30 年度
計画区域面積	293.0 ha	293.0 ha
排 除 方 式	分 流 式	分 流 式
行 政 人 口	6,300 人	6,300 人
計画処理人口	4,200 人	4,200 人

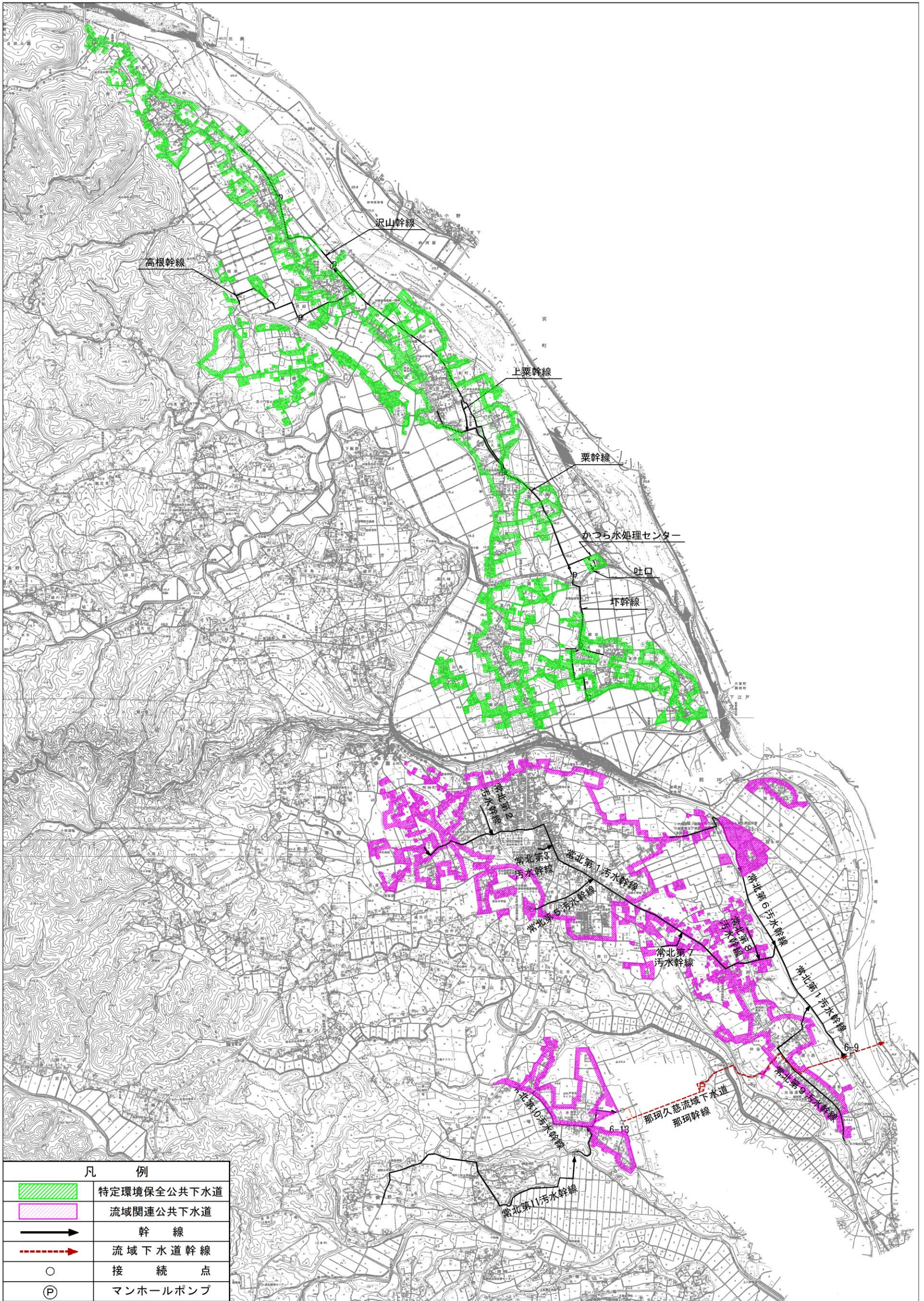


図 1-2 本市の下水道事業

1.2.2 下水道事業の現状分析

本町の下水道事業における現状を踏まえ、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道について、「平成 23 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省）」において提供されている各種データを基に、類似団体との比較等を含め、本町の下水道事業の現状分析を行った結果を整理する。

1) 分析方法

流域関連公共下水道については、「平成 23 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省）」で城里町と同じ類型とされている全国 53 団体の平均、および那珂久慈流域関連公共下水道の対象である 9 市町村（城里町、水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、東海村）と、経営指標の比較を行った。

また、特定環境保全公共下水道については、「平成 23 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省）」で城里町と同じ類型とされている全国 223 団体の平均と、経営指標の比較を行った。

表 1-7 城里町と同一の類型に分類される団体（流域関連公共下水道）

都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	森町	青森県	五戸町	長野県	松川町	福岡県	鞍手町
北海道	岩内町	岩手県	八幡平市	長野県	高森町	佐賀県	小城市
青森県	鶴田町	岩手県	大槌町	長野県	池田町	佐賀県	嬉野市
青森県	六ヶ所村	宮城県	涌谷町	岐阜県	関ヶ原町	佐賀県	神埼市
新潟県	聖籠町	宮城県	女川町	岐阜県	池田町	佐賀県	吉野ヶ里町
岡山県	里庄町	山形県	尾花沢市・大石田町※1	兵庫県	香美町	長崎県	波佐見町
佐賀県	有田町	福島県	会津美里町	和歌山県	かつらぎ町	大分県	杵築市
北海道	羽幌町	茨城県	桜川市	鳥取県	琴浦町	宮崎県	三股町
北海道	弟子屈町	茨城県	城里町	島根県	雲南市	鹿児島県	薩摩川内市
北海道	白糠町	群馬県	中之条町	岡山県	真庭市	沖縄県	南城市
青森県	むつ市	群馬県	明和町	岡山県	矢掛町	沖縄県	中城村
青森県	つがる市	千葉県	旭市	愛媛県	西予市		
青森県	大鰐町	石川県	志賀町	福岡県	八女市		
青森県	東北町	長野県	飯島町	福岡県	大川市	計	53 団体

計 16 市 34 町 2 村 1 組合

※1 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（事業会計分）

【公共下水道における類型 分類の条件】

- ・処理区域内人口別区分:5 千人以上 1 万人未満
- ・有収水量密度※別区分:2.5 千 m³/ha 未満
- ・供用開始後年数別区分:5 年以上 15 年未満

※有収水量密度別区分:処理区域面積 1ha あたり年間有収水量のこと。下水道事業の経営を左右する要因の一つとして、地理的条件による差異を挙げることができ、その分類の基準として、人口密度や単位面積あたり有収水量による密度等が考えられる。人口密度は、工場など事業所の立地状況が反映されない点に問題があるため、総務省ではこの有収水量密度を分類に用いている。

表 1-8 城里町に隣接する県内の自治体における流域関連公共下水道の概要

	処理区域内 人口	有収水量 密度	供用開始 後年
城里町	6,826	1.5	13
水戸市	198,558	4.1	38
那珂市	25,271	2.1	23
常陸大宮市	8,350	2.3	17
日立市	145,212	4.5	39
ひたちなか市	85,753	4.2	32
常陸太田市	16,034	3.2	22
東海村	21,728	3.0	23
大洗町	8,113	4.1	16

表 1-9 城里町と同一の類型に分類される団体(特定環境保全公共下水道)

都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	函館市	北海道	新十津川町	岩手県	九戸村	群馬県	甘楽町	京都府	京都市	徳島県	吉野川市
北海道	帯広市	北海道	中富良野町	宮城県	気仙沼市	群馬県	片品村	京都府	亀岡市	徳島県	美馬市
北海道	紋別市	北海道	南富良野町	宮城県	色麻町	埼玉県	吉見町	京都府	和束町	徳島県	海陽町
北海道	遠軽町	北海道	小平町	宮城県	南三陸町	埼玉県	横瀬町	大阪府	茨木市	徳島県	東みよし町
青森県	五所川原市	北海道	苫前町	秋田県	北秋田市	埼玉県	神川町	大阪府	河内長野市	香川県	東かがわ市
青森県	平川市	北海道	遠別町	秋田県	上小阿仁村	千葉県	栄町	大阪府	能勢町	愛媛県	伊予市
青森県	六ヶ所村	北海道	天塩町	秋田県	五城目町	千葉県	芝山町	兵庫県	洲本市	高知県	香美市
岩手県	宮古市	北海道	中頓別町	山形県	酒田市	東京都	桧原村	奈良県	御所市	高知県	東洋町
福島県	郡山市	北海道	豊富町	山形県	寒河江市	東京都	奥多摩町	奈良県	安堵町	福岡県	久留米市
石川県	小松市	北海道	利尻町	山形県	長井市	東京都	新島村	奈良県	吉野町	福岡県	福津市
石川県	羽咋市	北海道	利尻富士町	山形県	舟形町	神奈川県	湯河原町	奈良県	大淀町	福岡県	久山町
長野県	東御市	北海道	幌延町	山形県	戸沢村	新潟県	燕市	和歌山県	由良町	福岡県	築上町
愛知県	稲沢市	北海道	滝上町	山形県	三川町	新潟県	関川村	和歌山県	那智勝浦町	佐賀県	みやき町
兵庫県	川西市	北海道	西興部村	山形県	遊佐町	石川県	志賀町	鳥取県	若桜町	佐賀県	玄海町
熊本県	宇城市	北海道	安平町	福島県	喜多方市	福井県	越前市	鳥取県	琴浦町	長崎県	南島原市
宮崎県	日南市	北海道	様似町	福島県	二本松市	福井県	池田町	鳥取県	日野町	長崎県	小値賀町
北海道	美唄市	北海道	えりも町	福島県	南会津町	山梨県	大月市	島根県	大田市	熊本県	天草市
北海道	士別市	北海道	新ひだか町	福島県	西会津町	山梨県	富士河口湖町	島根県	安来市	熊本県	和水町
北海道	富良野市	北海道	更別村	福島県	磐梯町	長野県	御代田町	島根県	江津市	熊本県	南小国町
北海道	石狩市	北海道	浦幌町	福島県	湯川村	長野県	天龍村	島根県	飯南町	熊本県	錦町
北海道	北斗市	北海道	浜中町	福島県	柳津町	長野県	南木曽町	島根県	美郷町	熊本県	湯前町
北海道	知内町	北海道	標茶町	福島県	昭和村	長野県	木祖村	島根県	邑南町	大分県	中津市
北海道	八雲町	青森県	むつ市	福島県	会津美里町	長野県	大桑村	島根県	津和野町	大分県	日田市
北海道	上ノ国町	青森県	つがる市	福島県	塙町	長野県	麻績村	島根県	吉賀町	大分県	臼杵市
北海道	乙部町	青森県	外ヶ浜町	福島県	浅川町	長野県	池田町	島根県	海士町	大分県	豊後高田市
北海道	奥尻町	青森県	深浦町	福島県	新地町	長野県	小谷村	島根県	西ノ島町	大分県	杵築市
北海道	せたな町	青森県	七戸町	茨城県	古河市	長野県	山ノ内町	島根県	隠岐の島町	大分県	宇佐市
北海道	寿都町	青森県	大間町	茨城県	常陸太田市	長野県	信濃町	岡山県	津山市	大分県	豊後大野市
北海道	ニセコ町	青森県	東通村	茨城県	筑西市	長野県	飯綱町	岡山県	総社市	宮崎県	小林市
北海道	真狩村	青森県	佐井村	茨城県	坂東市	岐阜県	飛騨市	岡山県	奈義町	宮崎県	西米良村
北海道	留寿都村	青森県	新郷村	茨城県	行方市	静岡県	伊東市	岡山県	久米南町	宮崎県	木城町
北海道	喜茂別町	岩手県	花巻市	茨城県	小美玉市	静岡県	掛川市	広島県	東広島市	宮崎県	諸塚村
北海道	倶知安町	岩手県	遠野市	茨城県	城里町	静岡県	藤枝市	広島県	廿日市市	鹿児島県	奄美市
北海道	共和町	岩手県	八幡平市	茨城県	八千代町	静岡県	湖西市	広島県	安芸太田町		
北海道	赤井川村	岩手県	西和賀町	茨城県	取手地方 広域下水道 組合	静岡県	菊川市	広島県	大崎上島町		
北海道	上砂川町	岩手県	住田町	栃木県	鹿沼市	愛知県	岩倉市	山口県	萩市		
北海道	長沼町	岩手県	田野畑村	栃木県	下野市	愛知県	東栄町	山口県	岩国市		
北海道	浦臼町	岩手県	軽米町	栃木県	上三川町	滋賀県	湖南市	山口県	長門市	計	223 団体

表 1-10 平成 23 年度下水道事業比較経営診断表(流域関連公共下水道)

平成 23 年度 下 水 道 事 業 比 較 経 営 診 断 表

都道府県名	茨城県	処理区域内人口別区分	5千人以上 1万人未満	処理区域内人口(人)	6,826
団体名	城里町	有収水量密度別区分	2.5千m3/ha未満	有収水量密度(千m3/ha)	1.5
事業名	公共下水道(法非適用)	供用開始後年数別区分	5年以上 15年未満	供用開始後年数(年)	13
実行					

項 目		団 体		類型平均	全国平均(公共)	類型内順位	項 目		団 体		類型平均	全国平均(公共)	類型内順位							
		22年度	23年度						22年度	23年度										
事業の概要							財政状態の健全性													
事業別普及率	%	29.3	31.1	—	75.0	—	総収支比率	↑	%	201.1	165.5	128.2	119.7	13/53						
進捗率	%	46.4	48.7	53.6	85.0	—	経常収支比率	↑	%	201.1	165.5	128.2	120.3	13/53						
一般家庭用使用料(1ヶ月20m3あたり)	円/月	2,840	2,840	3,079	2,628	—	事業別資金不足比率	↓	%	0.0	0.0	6.1	3.0	1/53						
処理区域内人口密度	人/ha	25	24	25	62	—	利子負担率	↓	%	0.0	0.0	1.9	—	—						
施設の効率性							自己資本構成比率							↑	%	0.0	0.0	55.4	—	—
施設利用率	↑	%	0.0	0.0	53.1	87.6	39/53	固定資産対長期資本比率	↓	%	0.0	0.0	98.7	—	—					
有収率	↑	%	89.9	85.1	89.7	80.6	41/53	処理区域内人口1人あたりの地方債現在高	↓	千円/人	591	570	606	260	24/53					
水洗化率	↑	%	66.4	66.6	61.6	94.0	19/53	処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金	↓	円/人	1,031	3,072	11,999	3,146	9/53					
経営の効率性							個別事業効率性の類型平均、全国平均との比較													
使用料単価	↑	円/m3	150.77	153.43	161.07	134.99	32/53	施設の効率性 (有収率) 投資の効率性 (水洗化率) 経営の健全性 (経費回収率) 経営の効率性 (汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費を控除する前)) 【参考】分流式下水道等に要する経費を控除する前の経費回収率 — 団体 — 類型平均 — 全国平均 ※類型平均を1とした場合の類型平均及び全国平均との比較 ※「経営の効率性」については、外側ほど効率性が高い(汚水処理原価が低い)。												
汚水処理原価	↓	円/m3	120.27	103.78	368.90	148.00	1/53													
汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)	↓	円/m3	484.06	472.73	595.14	177.26	17/53													
汚水処理原価(維持管理費)	↓	円/m3	120.27	103.78	167.70	65.79	12/53													
汚水処理原価(資本費)	↓	円/m3	0.00	0.00	201.20	82.21	1/53													
経費回収率	↑	%	125.4	147.8	43.7	91.2	1/53													
経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)	↑	%	31.1	32.5	27.1	76.2	20/53													
経費回収率(維持管理費)	↑	%	125.4	147.8	96.0	205.2	9/53													
処理区域内人口1人あたりの管理運営費(汚水分)	↓	円/人	7,652	6,348	23,026	16,291	1/53													
処理区域内人口1人あたりの維持管理費(汚水分)	↓	円/人	7,652	6,348	10,468	7,241	11/53													
処理区域内人口1人あたりの資本費(汚水分)	↓	円/人	0	0	12,559	9,049	1/53													
職員1人あたりの処理区域内人口	↑	人/人	1,624	1,707	1,579	3,710	26/53													
職員給与費対営業収益比率	↓	%	0.00	0.00	18.10	7.70	1/53													

経 営 状 況											
収 益 的 収 支					資 本 的 収 支						
項 目	22年度	23年度	増減額	増減率(%)	項 目	22年度	23年度	増減額	増減率(%)		
収 入	百万円	287	384	97	33.8	収 入	百万円	162	331	169	104.3
料金収入	百万円	62	64	2	3.2	地方債	百万円	65	169	104	160.0
繰入金	百万円	225	269	44	19.6	繰入金	百万円	16	27	11	68.8
支 出	百万円	143	232	89	62.2	支 出	百万円	300	473	173	57.7
支払利息	百万円	93	92	△ 1	△ 1.1	建設改良費	百万円	166	338	172	103.6
減価償却費	百万円		0	—	—	元金償還金	百万円	134	135	1	0.7
職員給与費	百万円	0	0	0	0.0	収 支 差 引	百万円	△ 138	△ 143	△ 5	3.6
収 支 差 引	百万円	144	152	8	5.6	収 支 再 差 引(法通:純損益)	百万円	7	9	2	28.6

※「類型内順位」については

①の場合であれば指標の数値の高い方から、

②の場合であれば指標の数値が低い方から数えた順位となる

出典:平成 23 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jititai_2/h23/html/mokuji.html)

表 1-11 平成 21 年度下水道事業比較経営診断表(流域関連公共下水道)

平成 21 年度 下 水 道 事 業 比 較 経 営 診 断 表

都道府県名	茨城県	処理区域内人口別区分	5千人以上 1万人未満	処理区域内人口(人)	6,183
団体名	城里町	有収水量密度別区分	2.5千m ³ /ha未満	有収水量密度(千m ³ /ha)	1.7
事業名	公共下水道(法非適用)	供用開始後年数別区分	5年以上 15年未満	供用開始後年数(年)	11

項 目	団 体		類型平均	全国平均 (公共)	類型内 順 位	項 目	団 体		類型平均	全国平均 (公共)	類型内 順 位				
	20年度	21年度					20年度	21年度							
事業の概要						財政状態の健全性									
事業別普及率	%	26.1	27.5	-	73.8	-	総収支比率	①	%	160.4	170.6	123.5	118.8	10/67	
進捗率	%	42.3	44.1	50.3	80.3	-	経常収支比率	①	%	160.4	170.6	123.5	118.7	10/67	
一般家庭使用料 (1ヶ月20㎡あたり)	円/月	2,840	2,840	3,063	2,584	-	事業別資金不足比率	①	%	0.0	0.0	0.0	30.3	1/67	
処理区域内人口密度	人/ha	28	26	25	63	-	利子負担率	①	%	0.0	0.0	2.0	-	-	
施設の効率性						自己資本構成比率									
施設利用率	①	%	0.0	0.0	104.2	86.7	44/67	固定資産対長期資本比率	①	%	0.0	0.0	99.1	-	-
有収率	①	%	98.5	100.0	92.5	81.4	5/67	処理区域内人口1人あたりの 地方債現在高	①	千円/人	635	628	615	278	37/67
水洗化率	①	%	63.4	64.6	60.3	93.5	31/67	処理区域内人口1人あたりの 基準外繰入金	①	円/人	5,692	4,906	10,192	3,654	20/67
経営の効率性						個別事業効率性の類型平均、全国平均との比較									
使用料単価	①	円/㎡	154.13	153.32	158.63	134.20	40/67	施設の効率性 (有収率) 投資の効率性 (水洗化率) 経営の健全性 (経費回収率) 経営の効率性 (汚水処理原価(分流水道 下水道等に要する経費 を控除する前)) 【参考】分流水道等 に要する経費を控除する 前の経費回収率 — 団体 — 類型平均 — 全国平均 ※類型平均を1とした場合の類型平均及び全国平均との比較 ※「経営の効率性」については、外側ほど効率性が高い(汚水処理原価が低い)。							
汚水処理原価	①	円/㎡	272.27	204.14	332.79	151.52	9/67								
汚水処理原価(分流水道等 に要する経費控除前)	①	円/㎡	585.66	482.31	533.27	180.03	26/67								
汚水処理原価 (維持管理費)	①	円/㎡	141.97	104.74	159.61	65.34	13/67								
汚水処理原価 (資本費)	①	円/㎡	130.30	99.40	173.17	86.19	20/67								
経費回収率	①	%	56.6	75.1	47.7	88.6	10/67								
経費回収率(分流水道等 に要する経費控除前)	①	%	26.3	31.8	29.7	74.5	28/67								
経費回収率 (維持管理費)	①	%	108.6	146.4	99.4	205.4	12/67								
処理区域内人口1人あたりの 管理運営費(汚水分)	①	円/人	17,407	13,351	21,003	16,855	7/67								
処理区域内人口1人あたりの 維持管理費(汚水分)	①	円/人	9,077	6,850	10,073	7,268	15/67								
処理区域内人口1人あたりの 資本費(汚水分)	①	円/人	8,331	6,501	10,929	9,587	17/67								
職員1人あたりの 処理区域内人口	①	人/人	1,483	1,546	1,518	3,453	37/67								
職員給与費対営業収益比率	①	%	0.00	0.00	17.10	8.20	1/67								

経 営 状 況														
収 益 的 収 支						資 本 的 収 支								
項 目		20年度	21年度	増減額	増減率(%)		項 目		20年度	21年度	増減額	増減率(%)		
収 入		百万円	233	230	△ 3	△ 1.3		収 入		百万円	519	470	△ 49	△ 9.4
	料金収入	百万円	58	62	4	6.9		地方債		百万円	253	269	16	6.3
	繰入金	百万円	169	167	△ 2	△ 1.2		繰入金		百万円	37	51	14	37.8
支 出		百万円	145	135	△ 10	△ 6.9		支 出		百万円	621	569	△ 52	△ 8.4
	支払利息	百万円	91	93	2	2.2		建設改良費		百万円	485	418	△ 67	△ 13.8
	減価償却費	百万円	—	—	—	—		元金償還金		百万円	136	152	16	11.8
	職員給与費	百万円	0	0	0	0.0		収 支 差 引		百万円	△ 102	△ 99	3	△ 2.9
収 支 差 引		百万円	88	95	7	8.0		収 支 再 差 引 (法適:純損益)		百万円	△ 14	△ 4	10	△ 71.4

※「類型内順位」については

— の場合であれば指標の数値の高い方から、

出典:平成 21 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jititai_2/h21/html/mokuji.html

表 1-12 平成 23 年度下水道事業比較経営診断表(特定環境保全公共下水道)

平成 23 年度 下 水 道 事 業 比 較 経 営 診 断 表

都道府県名		茨城県		処理区域内人口別区分			5千人未満		処理区域内人口(人)		3,354			
団体府名		城里町		実行			有収水量密度別区分		2.5千m3/ha未満		有収水量密度(千m3/ha)		0.9	
事業名		特定環境保全公共下水道(法非適用)					供用開始後年数別区分		5年以上 15年未満		供用開始後年数(年)		14	

項 目		団 体		類型平均	全国平均(特選)	類型内順位	項 目		団 体		類型平均	全国平均(特選)	類型内順位							
		22年度	23年度						22年度	23年度										
事業の概要							財政状態の健全性													
事業別普及率	%	15.1	15.3	—	7.1	—	総収支比率	⬆	%	228.9	167.7	152.2	134.1	79/223						
進捗率	%	56.9	56.8	52.7	53.2	—	経常収支比率	⬆	%	228.9	167.7	152.5	133.9	79/223						
一般家庭用使用料(1ヶ月20m3あたり)	円/月	2,730	2,730	3,083	2,916	—	事業別資金不足比率	⬇	%	0.0	0.0	44.5	17.7	1/223						
処理区域内人口密度	人/ha	16	15	22	25	—	利子負担率	⬇	%	0.0	0.0	1.9	—	—						
施設の効率性							自己資本構成比率							⬆	%	0.0	0.0	54.8	—	—
施設利用率	⬆	%	0.0	76.6	189.0	70.0	9/223	固定資産対長期資本比率	⬇	%	0.0	0.0	99.9	—	—					
有収率	⬆	%	100.0	100.0	90.9	85.9	17/223	処理区域内人口1人あたりの地方債現在高	⬇	千円/人	727	732	619	567	159/223					
水洗化率	⬆	%	63.7	65.1	68.0	77.6	136/223	処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金	⬇	円/人	4,347	6,818	17,140	9,656	63/223					
経営の効率性							個別事業効率性の類型平均、全国平均との比較													
使用料単価	⬆	円/㎡	142.44	144.74	163.85	155.94	158/223	施設の効率性(有収率) 投資の効率性(水洗化率) 経営の効率性(汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費を控除する前)) 経営の健全性(経費回収率) 【参考】分流式下水道等に要する経費を控除する前の経費回収率 — 団体 — 類型平均 — 全国平均												
汚水処理原価	⬇	円/㎡	109.46	105.73	361.58	266.41	3/223													
汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)	⬇	円/㎡	652.81	652.27	669.03	458.51	109/223													
汚水処理原価(維持管理費)	⬇	円/㎡	109.46	105.73	213.01	134.41	30/223													
汚水処理原価(資本費)	⬇	円/㎡	0.00	0.00	148.57	132.00	1/223													
経費回収率	⬆	%	130.1	136.9	45.3	58.5	3/223													
経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)	⬆	%	21.8	22.2	24.5	34.0	126/223													
経費回収率(維持管理費)	⬆	%	130.1	136.9	76.9	116.0	37/223													
処理区域内人口1人あたりの管理運営費(汚水分)	⬇	円/人	6,729	6,497	25,182	23,280	4/223													
処理区域内人口1人あたりの維持管理費(汚水分)	⬇	円/人	6,729	6,497	14,835	11,746	30/223													
処理区域内人口1人あたりの資本費(汚水分)	⬇	円/人	0	0	10,347	11,535	1/223													
職員1人あたりの処理区域内人口	⬆	人/人	1,678	1,118	1,358	2,432	108/223													
職員給与費対営業収益比率	⬆	%	0.00	0.00	22.80	10.70	1/223													

※類型平均を1とした場合の類型平均及び全国平均との比較
※「経営の効率性」については、外側ほど効率性が高い(汚水処理原価が低い)。

經 營 状 況													
収 益 的 収 支						資 本 的 収 支							
項 目		22年度	23年度	増減額	増減率(%)	項 目		22年度	23年度	増減額	増減率(%)		
収 入		百万円	163	188	25	15.3	収 入		百万円	286	193	△ 93	△ 32.5
料金収入		百万円	29	30	1	3.4	地方債		百万円	148	85	△ 63	△ 42.6
繰入金		百万円	134	138	4	3.0	繰入金		百万円	20	23	3	15.0
支 出		百万円	71	112	41	57.7	支 出		百万円	355	263	△ 92	△ 25.9
支払利息		百万円	49	50	1	2.0	建設改良費		百万円	286	191	△ 95	△ 33.2
減価償却費		百万円		0	—	—	元金償還金		百万円	69	72	3	4.3
職員給与費		百万円	0	0	0	0.0	収 支 差 引		百万円	△ 68	△ 70	△ 2	2.9
収 支 差 引		百万円	92	76	△ 16	△ 17.4	収 支 再 差 引 (法通:純損益)		百万円	24	6	△ 18	△ 75.0

※「類型内順位」については

①の場合であれば指標の数値の高い方から、

②の場合であれば指標の数値が低い方から数えた順位となる

出典:平成 23 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jititai_2/h23/html/mokuji.html

表 1-13 平成 21 年度下水道事業比較経営診断表(特定環境保全公共下水道)

平成 21 年度 下 水 道 事 業 比 較 経 営 診 断 表

都道府県名		茨城県		処理区域内人口別区分		5千人未満		処理区域内人口(人)		3,190	
団体名		城里町		有収水量密度別区分		2.5千m3/ha未満		有収水量密度(千m3/ha)		1.0	
事業名		特定環境保全公共下水道(法非適用)		供用開始後年数別区分		5年以上 15年未満		供用開始後年数(年)		12	

項 目		団 体		類型平均	全国平均(特選)	類型内順位	項 目		団 体		類型平均	全国平均(特選)	類型内順位		
		20年度	21年度						20年度	21年度					
事業の概要							財政状態の健全性								
事業別普及率	%	13.6	14.2	—	6.9	—	総収支比率	①	%	126.0	148.1	140.3	124.1	97/237	
進捗率	%	52.3	54.1	46.4	48.7	—	経常収支比率	①	%	126.0	148.1	140.2	123.6	97/237	
一般家庭用使用料(1ヶ月20m3あたり)	円/月	2,730	2,730	3,080	2,885	—	事業別資金不足比率	①	%	0.0	0.0	52.5	21.9	1/237	
処理区域内人口密度	人/ha	16	16	22	25	—	利子負担率	①	%	0.0	0.0	1.9	—	—	
施設の効率性							自己資本構成比率								
施設利用率	①	%	0.0	0.0	59.8	65.8	172/237	固定資産対長期資本比率	①	%	0.0	0.0	99.4	—	—
有収率	①	%	100.0	100.0	89.1	87.8	15/237	処理区域内人口1人あたりの地方債現在高	①	千円/人	711	740	652	607	162/237
水洗化率	①	%	62.1	63.1	68.1	75.5	153/237	処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金	①	円/人	15,759	20,922	15,170	10,436	159/237
経営の効率性							個別事業効率性の類型平均、全国平均との比較								
使用料単価	①	円/m3	145.48	144.99	163.76	153.24	161/237	施設の効率性(有収率) 投資の効率性(水洗化率) 経営の効率性(汚水処理原価(分流水道下水道等に要する経費を控除する前)) 経営の健全性(経費回収率) 【参考】分流水道等に要する経費を控除する前の経費回収率 — 団体 — ② 類型平均 — ③ 全国平均 ※類型平均を1とした場合の類型平均及び全国平均との比較 ※「経営の効率性」については、外側ほど効率性が高い(汚水処理原価が低い)。							
汚水処理原価	①	円/m3	276.66	259.67	375.07	284.25	78/237								
汚水処理原価(分流水道等に要する経費控除前)	①	円/m3	577.44	590.74	654.90	464.58	98/237								
汚水処理原価(維持管理費)	①	円/m3	125.82	94.14	206.24	134.34	26/237								
汚水処理原価(資本費)	①	円/m3	150.84	165.53	168.84	149.90	134/237								
経費回収率	①	%	52.6	55.8	43.7	53.9	93/237								
経費回収率(分流水道等に要する経費控除前)	①	%	25.2	24.5	25.0	33.0	121/237								
経費回収率(維持管理費)	①	%	115.6	154.0	79.4	114.1	29/237								
処理区域内人口1人あたりの管理運営費(汚水分)	①	円/人	16,989	16,243	26,068	24,364	61/237								
処理区域内人口1人あたりの維持管理費(汚水分)	①	円/人	7,726	5,888	14,334	11,515	27/237								
処理区域内人口1人あたりの資本費(汚水分)	①	円/人	9,263	10,354	11,734	12,849	127/237								
職員1人あたりの処理区域内人口	①	人/人	1,543	1,595	1,371	2,159	66/237								
職員給与費対営業収益比率	①	%	0.00	0.00	20.40	11.30	1/237								

経 営 状 況											
収 益 的 収 支						資 本 的 収 支					
項 目	20年度	21年度	増減額	増減率(%)		項 目	20年度	21年度	増減額	増減率(%)	
収 入	百万円	87	96	9	10.3	収 入	百万円	240	532	292	121.7
料金収入	百万円	28	29	1	3.6	地方債	百万円	82	237	155	189.0
繰入金	百万円	58	66	8	13.8	繰入金	百万円	68	81	13	19.1
支 出	百万円	69	65	△ 4	△ 5.8	支 出	百万円	255	564	309	121.2
支払利息	百万円	45	46	1	2.2	建設改良費	百万円	194	496	302	155.7
減価償却費	百万円	—	—	—	—	元金償還金	百万円	60	67	7	11.7
職員給与費	百万円	0	0	0	0.0	収 支 差 引	百万円	△ 14	△ 32	△ 18	128.6
収 支 差 引	百万円	18	31	13	72.2	収 支 再 差 引(法通:純損益)	百万円	4	△ 1	△ 5	△ 125.0

※「類型内順位」については

①の場合であれば指標の数値の高い方から、

出典:平成 21 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jititai_2/h21/html/mokuji.html

2) 事業の概要

(1) 流域関連公共下水道

事業の進捗率は 48.7% で、類型平均より 5 ポイント程度低く、流域 9 自治体中 6 番目となっている。他の自治体に比べ整備途上の段階であるといえる。

一般家庭用使用料(1 ヶ月 20 m³あたり)は 2,840 円/月で、類型平均より 1 割弱安い。流域 9 自治体中では那珂市、常陸大宮市に次いで高い。

処理区域内人口密度は 24 人/ha で、類型平均とほぼ同様である。流域 9 自治体中では那珂市、に次いで低い。

$$\begin{aligned} \text{進捗率(\%)} &= \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{全体計画人口}} \times 100 \\ \text{処理区域内人口密度(人/ha)} &= \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{現在処理区域面積}} \end{aligned}$$

表 1-14 事業別普及率・進捗率、一般家庭使用料、処理区域内人口密度(流域関連公共下水道)

項 目		城里町		類型		流域 9 自治体	
		22 年度	23 年度	平均	城里町の順位	平均	城里町の順位
事業別普及率	%	29.3	31.1	—	—	47.1	7/9 (高い順)
進捗率	%	46.4	48.7	53.6	—	59.9	6/9 (高い順)
一般家庭用使用料 (1 ヶ月 20 m ³ あたり)	円/月	2,840	2,840	3,079	—	2,674	7/9 (安い順)
処理区域内人口密度	人/ha	25	24	25	—	35	8/9 (高い順)

(2) 特定環境保全公共下水道

事業の進捗率は 56.8% で、類型平均より 4 ポイント程度高くなっている。

一般家庭用使用料は 2,730 円/月で、類型平均より 1 割弱安い。

処理区域内人口密度は 15 人/ha で、類型平均の 7 割弱と少ない。

表 1-15 事業別普及率・進捗率、一般家庭使用料、処理区域内人口密度(特定環境保全公共下水道)

項 目		団 体		類型 平均	全国平均 (特環)	類型内 順位
		22 年度	23 年度			
事業別普及率	%	15.1	15.3	—	7.1	—
進捗率	%	56.9	56.8	52.7	53.2	—
一般家庭用使用料 (1 ヶ月 20 m ³ あたり)	円/月	2,730	2,730	3,083	2,916	—
処理区域内人口密度	人/ha	16	15	22	25	—

3) 経営状況

(1) 流域関連公共下水道

流域関連公共下水道における、平成 23 年度の収入 3 億 8,400 万円のうち、料金収入は 6,400 万円で、収入に占める料金収入の割合は 17%にとどまっている。これは流域 9 自治体の中で最も低く、県内で公共下水道を有する 40 自治体の中で 6 番目に低い。

表 1-16 流域関連公共下水道 経営状況(平成 23 年度)

単位:百万円

収益的収支		資本的収支	
収入	384	収入	331
料金収入	64	地方債	169
繰入金	269	繰入金	27
支出	232	支出	473
支払利息	92	建設改良費	338
減価償却費	0	元金償還金	135
職員給与費	0		
収支差引	152	収支差引	△143
		収支再差引	9

(2) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道における、平成 23 年度の収入 1 億 8,800 万円のうち、料金収入は 3,000 万円で、収入に占める料金収入の割合は 16%にとどまっている。

表 1-17 特定環境保全公共下水道 経営状況(平成 23 年度)

単位:百万円

収益的収支		資本的収支	
収入	188	収入	193
料金収入	30	地方債	85
繰入金	138	繰入金	23
支出	112	支出	263
支払利息	50	建設改良費	191
減価償却費	0	元金償還金	72
職員給与費	0		
収支差引	76	収支差引	△70
		収支再差引	6

4) 施設の効率性

(1) 流域関連公共下水道

平成 23 年度の有収率は 85.1%であり、下水処理を行っていないながら下水道料金を回収できていない汚水が約 15%存在していることとなる。有収率は平成 22 年度から平成 23 年度にかけて 4.8 ポイント低下した。類型平均より 5 ポイント程度低いが、流域 9 自治体中の平均を若干上回っている。

水洗化率は 66.6%で、下水道が利用可能であるにもかかわらず下水道に接続していない町民が約 33%いることとなる。水洗化率は、類型平均は上回っているものの、流域 9 自治体では大洗町に次いで低い。城里町は下水道の供用開始からの年数が 13 年であり、流域 9 自治体の中で最も新しいため一概には言えないが、これまで整備した施設が有効に利用されるよう、今後とも下水道への接続を促進していく必要がある。

表 1-18 施設の効率性(流域関連公共下水道)

項 目		城里町		類型 平均	類型内 順位	流域 9 自治体	
		22 年度	23 年度			平均	城里町の順位
施設利用率	%	0.0	0.0	53.1	39/53 (高い順)	24.9	-
有収率	%	89.9	85.1	89.7	41/53 (高い順)	83.7	4/9 (高い順)
水洗化率	%	66.4	66.6	61.6	19/53 (高い順)	84.0	8/9 (高い順)

$$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{現在晴天時平均処理水量 (m3/日)}}{\text{現在処理能力(晴天時) (m3/日)}} \times 100$$

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

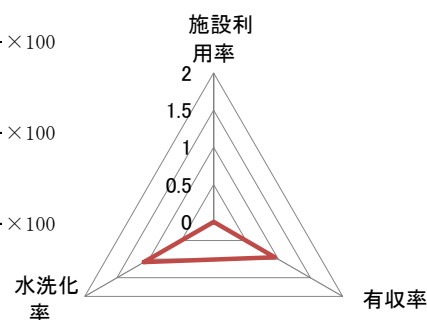


図 1-3 施設の効率性(経営指標の算式・類型の中での城里町の位置づけ)

(2) 特定環境保全公共下水道

施設利用率は 76.6%で、類型 223 団体のうち 9 番目に高い。

有収率は 100.0%で、類型平均である 90.9%を 10 ポイント近く上回っている。

一方、水洗化率は 65.1%で、下水道が利用可能であるにもかかわらず下水道に接続していない町民が約 35%いることとなる。水洗化率は、類型平均である 68.0%を下回っている。流域関連公共下水道と同様、整備した施設を有効に活用できるよう、下水道への接続を促進していく必要がある。

表 1-19 施設の効率性(特定環境保全公共下水道)

項 目		団 体		類型 平均	全国平均 (特環)	類型内 順位
		22 年度	23 年度			
施設利用率	%	0.0	76.6	189.0	70.0	9/223 (高い順)
有収率	%	100.0	100.0	90.9	85.9	17/223 (高い順)
水洗化率	%	63.7	65.1	68.0	77.6	136/223 (高い順)

5) 経営の効率性

経営の効率性については、平成 23 年度の汚水処理原価(資本費)が 0 円となっていることから、「平成 21 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)」に基づき分析する。

(1) 流域関連公共下水道

汚水処理原価は 204.14 円/m³で、類型平均の 6 割程度であるが、流域 9 自治体の中では平均よりも高くなっている。

経費回収率は 75.1%で、類型平均 47.7%を大きく上回っているが、流域 9 自治体の中では平均を下回っている。

処理区域内人口 1 人あたりの管理運営費(汚水分)は 13,351 円/人で、類型平均の 6 割程度であるが、流域 9 自治体の中では最も安い。

以上のことから、城里町は類型団体に比べ安く汚水処理が行えているが、流域 9 自治体と比べると高い水準となっているといえる。

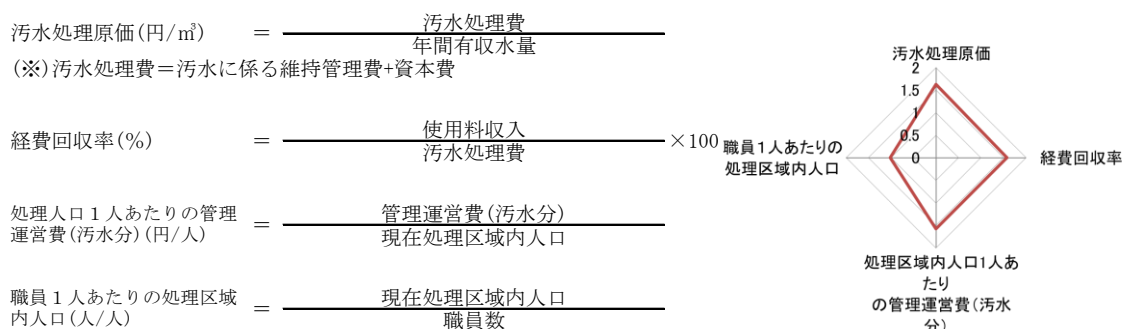


図 1-4 経営の効率性(経営指標の算式・類型の中での城里町の位置づけ)

表 1-20 経営の効率性(流域関連公共下水道)

項 目		城里町		類型 平均	類型内 順位	流域 9 自治体	
		20 年度	21 年度			平均	城里町の順位
汚水処理原価	円/m ³	272.27	204.14	332.79	9/67 (安い順)	194.3	7/9 (安い順)
経費回収率	%	56.6	75.1	47.7	10/67 (高い順)	83.4	7/9 (高い順)
処理区域内人口 1 人あたりの管理運営費(汚水分)	円/人	17,407	13,351	21,003	7/67 (安い順)	17,959	1/9 (安い順)
職員 1 人あたりの処理区域内人口	人/人	1,483	1,546	1,518	37/67 (多い順)	2,538	7/9 (多い順)

(2) 特定環境保全公共下水道

汚水処理原価は 259.67 円/m³で、類型平均の 7 割程度である。

経費回収率は 55.8%で、類型平均 43.7%を上回っている。

処理区域内人口 1 人あたりの管理運営費は 16,243 円/人で、類型平均の 6 割程度である。

以上のことから、城里町は類型団体に比べ安く汚水処理が行えているといえる。

表 1-21 経営の効率性(特定環境保全公共下水道)

項 目		団 体		類型 平均	全国平均 (特環)	類型内 順位
		20 年度	21 年度			
汚水処理原価	円/m ³	276.66	259.67	375.07	284.25	78/237
経費回収率	%	52.6	55.8	43.7	53.9	93/237
処理区域内人口 1 人あたりの管理 運営費	円/人	16,989	16,243	26,068	24,364	61/237
職員1人あたりの処理区域内人口	人/人	1,543	1,595	1,371	2,159	66/237

6) 財政状態の健全性

(1) 流域関連公共下水道

総収支比率、経常収支比率ともに 165.5% で、類型平均の 128.2% を 40 ポイント近く上回っており、事業は黒字で運営されている。流域 9 自治体では 4 番目に高く、平均をやや上回る。

処理区域内人口 1 人あたりの地方債現在高は 57 万円/人で、類型平均を 30 万円/人ほど下回っている。しかし、流域 9 自治体では最も高く、平均を 20 万円/人近く上回る。流域関連公共下水道は、事業の進捗率がまだ半分以下であり、今後は将来の負担が増加することも推察される。

処理区域内人口 1 人あたりの基準外繰入金は 3,072 円/人で、類型平均の 3 割以下と少なくなっている。流域 9 自治体でも 3 番目に少なく、平均の半分以下である。

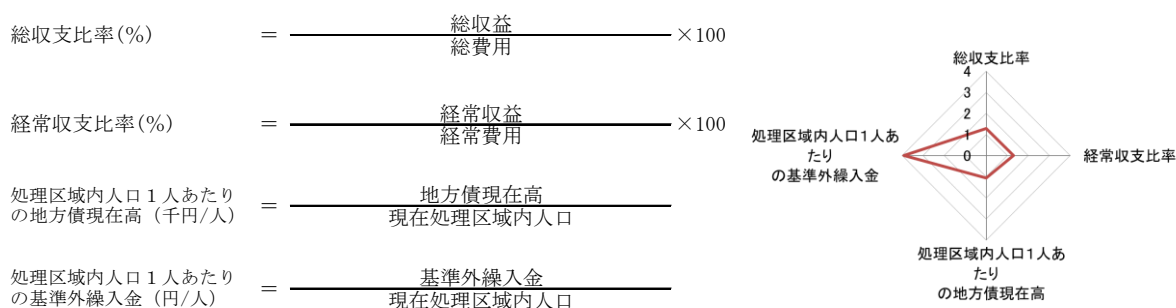


図 1-5 財政状態の健全性(経営指標の算式・類型の中での城里町の位置づけ)

表 1-22 財政状態の健全性(流域関連公共下水道)

項 目		城里町		類型 平均	類型内 順位	流域 9 自治体	
		22 年度	23 年度			平均	城里町の 順位
総収支比率	%	201.1	165.5	128.2	13/53 (高い順)	152.1	4/9 (高い順)
経常収支比率	%	201.1	165.5	128.2	13/53 (高い順)	152.2	4/9 (高い順)
処理区域内人口 1 人あたりの 地方債現在高	千円/人	591	570	606	24/53 (少ない順)	377	9/9 (少ない順)
処理区域内人口 1 人あたりの 基準外繰入金	円/人	1,031	3,072	11,999	9/53 (少ない順)	7,649	3/9 (少ない順)

(2) 特定環境保全公共下水道

総収支比率は 167.7%で、類型平均の 152.2%を約 15 ポイント上回っており、黒字である。

処理区域内人口1人あたりの地方債現在高は73 万円/人で、類型平均を10 万円/人ほど上回っている。しかし、特定環境保全公共下水道事業の進捗率がまだ半分以下であり、今後は将来の負担が増加することも推察される。

処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金は 6,818 円/人で、類型平均の 4 割程度と少ない。

表 1-23 財政状態の健全性(特定環境保全公共下水道)

項 目		団 体		類型 平均	全国平均 (特環)	類型内 順 位
		22 年度	23 年度			
総収支比率	%	228.9	167.7	152.2	134.1	79/223 (高い順)
経常収支比率	%	228.9	167.7	152.5	133.9	79/223 (高い順)
処理区域内人口1人あたりの 地方債現在高	千円/人	727	732	619	567	159/223 (少ない順)
処理区域内人口1人あたりの 基準外繰入金	円/人	4,347	6,818	17,140	9,656	63/223 (少ない順)

7) 繰入金が町の財政に与える影響

本項目では、6)で述べた繰入金の変化が町の財政に与える影響について現状を整理する。整理にあたり、平成 19 年度から平成 23 年度の決算カードを参照し、性質別歳出の推移、公営事業等への繰出金の推移を把握する。

(1) 性質別歳出の推移

町の歳出合計は、平成 19 年度から平成 23 年度にかけて 30%近く増加している。性質別歳出の推移を見ると、人件費、公債費が減少傾向にあるのに対し、扶助費、普通建設事業費は増加しつつある。

表 1-24 城里町普通会計歳出(性質別)の推移

単位:千円

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
人件費	1,786,580	1,714,870	1,630,141	1,627,211	1,672,413
扶助費	703,249	700,083	734,932	955,190	1,022,549
公債費	1,589,112	1,540,943	1,510,609	1,466,025	1,416,155
物件費	1,023,457	1,049,449	1,202,402	1,140,776	1,157,298
維持補修費	24,093	10,334	27,642	29,118	47,718
補助費等	1,499,638	1,619,906	1,915,190	1,492,891	1,393,249
繰出金	1,145,365	1,290,511	1,308,301	1,332,297	1,397,470
積立金	269,078	232,143	402,482	309,715	870,110
投資及び出資金	0	2,750	700	600	100
貸付金	19,778	20,477	20,794	19,479	24,453
普通建設事業費	803,603	1,046,425	1,250,414	1,331,256	1,804,205
災害復旧事業費	0	0	0	31,718	588,404
歳出合計	8,863,953	9,227,891	10,003,607	9,736,276	11,394,124

出典:城里町決算カード(<http://www.town.shirosato.lg.jp/index.php?code=104>)

(2) 公営事業等の繰出金の推移

普通会計歳出における公営事業等の繰出金は、平成 19 年度から平成 23 年度にかけて増加傾向にある。

このうち最も高いのは下水道事業への繰出金で、平成 23 年度は平成 19 年度に比べ 32.8% 増加している。公営事業等への繰出に占める下水道事業への繰出の割合は、平成 20 年度からの 3 年間で 5.6 ポイント上昇した。

平成 23 年度の普通会計歳出(表 1-24 城里町普通会計歳出(性質別)の推移参照)における下水道事業への繰出金の割合は 5.8% である。

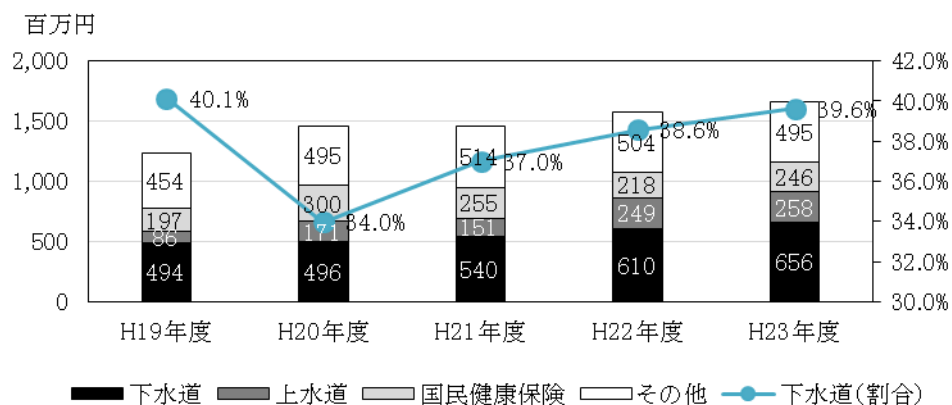


図 1-6 公営事業等への繰出金の推移

出典:城里町決算カード (<http://www.town.shirosato.lg.jp/index.php?code=104>)

(3) 町の財政に与える影響

城里町における流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道は、いずれも収益的収支における収入の 7 割程度が一般会計からの繰出金など料金収納以外で賄われており、その繰出金も 4 年間で 30% 以上増加している。城里町では扶助費や普通建設事業費が増加しており、これらの費用は高齢化の進展や公共施設の維持管理費用の増大等で増加が見込まれることから、下水道事業への繰出金が今後も増加を続けた場合、町の財政への影響が増大することも考えられる。

8) まとめ

これまで行ってきた類型団体及び流域 9 自治体との比較分析などから本町の下水道事業の状況は以下の様な特徴を持っているといえる。

- ア) 公共下水道全体として、収入全体に占める料金収入が概ね 17%程度と低いこと。
- イ) 公共下水道全体として、水洗化率が概ね 66%と低いこと。
- ウ) 公共下水道全体として、処理区域内人口一人あたりの地方債現在高が多いこと。
- エ) 流域関連公共下水道地区については、現時点で進捗率が 48.7%と低いこと。

以上の状況を踏まえると、料金収入を確保する観点から「水洗化の促進」が急務であるといえる。また、一般会計繰入金に依存した収益構造是正の観点から「適正な料金設定」についても喫緊の課題である。

本町は、設備投資による負債が多だけでなく、今後の整備進捗によりさらなる資本費高騰が避けられない状況にある。このため、早期の概成及び適切な整備手法の検討が急務である。また、そのための経営改善も重要な課題となっている。

1.3 法適化済み自治体の動向調査

地方公営企業年鑑(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)によると、平成 23 年度において地方公営企業法を適用している下水道事業は、454 事業となっている。

資料編に、平成 23 年度時点で法適化済みの自治体を整理する。今後の検討において、具体的な事例等が必要になった場合には、既に法適化している自治体のうち、本町と類似する自治体にヒアリングするなど有効と考えられる。

なお、茨城県においては以下の事業が法適化を行っている。

表 1-25 茨城県内における法適化事業

		管理者		適用区分	
団体体名	区分	設置	非設置	条例全部	条例財務
茨城県	特定		○		○
	流域		○		○
守谷市	公共		○	○	
日立市	公共	○		○	

※全国の法適化済自治体一覧は資料編に掲載

1.4 社会的背景調査

1.4.1 社会的背景の概要

1) 公営企業改革に関する動向について

我が国は人口減少時代に入り、今後、国を含め地方自治体の財政状況は厳しさを増すと想定される。一方で、高度成長期に整備した社会基盤の老朽化が進み、施設や設備の大量更新時代を迎えている。

従来の投資は、新規整備であったため、投資により利用者等が増え、料金収入をもたらしてきたが、既存資産の更新等に係る投資は新たな料金収入に繋がるものではない。今後想定される更新投資のための費用を把握するとともに、財源を確保するためには、公営企業の経営状況の的確な把握が求められている。

実際に下水道事業において法適用する事業が増加してきており、平成 14 年度から平成 24 年度の 10 年間で約 3 倍に急増し、平成 24 年度時点で 502 事業となっている。一方、下水道事業数は 3,625 事業あり、法適用事業は 13.8%に留まっている。

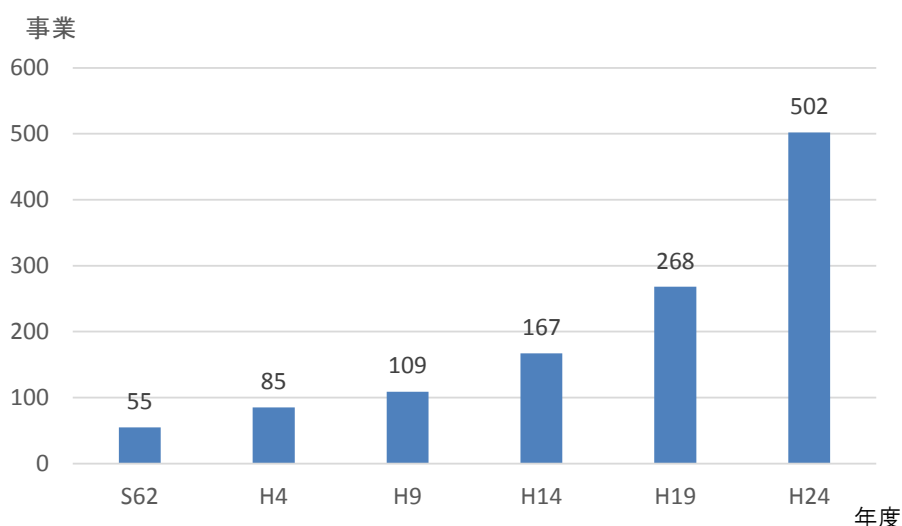


図 1-7 下水道事業における法適用事業数の推移

出典：地方公営企業法の適用に関する研究会報告書(案)平成 26 年 3 月

このような状況の中で総務省は、平成 25 年 7 月から「地方公営企業法の適用に関する研究会」を設置し、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の財務規定等の適用範囲の拡大に向けた検討を行っている。平成 26 年 3 月 11 日に公表された報告書(案)では、「下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業」と結論づけている。

平成 26 年 1 月 27 日開催の「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議」においても、公営企業改革の今後のテーマとして地方公営企業法の適用範囲の拡大を掲げており、下水道事業への財務規定等の適用については、今後確実に進められるものとする。

地方公営企業法の適用に関する研究会 報告書(案)の概要

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期を見据えたロードマップを早急に示すべき。

1 はじめに ・ 本研究会の目的 ・ 地方公営企業法の概要・法適用の状況 ・ 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ	5 地方公共団体の懸念に対する見解 ・ 財務規定等の適用の前後で一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。 ・ 任意適用の基準である70～80%以上の経費回収率の基準は見直す必要があるのではないかと。
2 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義 ・ 地方公営企業を取り巻く環境の変化 ①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要等の高まり、③料金収入の減等をはじめとする厳しい財政事情、④情報公開の要請、⑤地方公会計改革等の進展等 ・ 財務規定等の適用範囲の拡大の意義 ①損益・ストック情報の把握により適切な経営計画等を策定、②企業間での経営状況の比較、③経営の自由度向上による経営効率化、④住民・議会によるガバナンスの向上 等	6 今後の法適用範囲の拡大に関する考え方 ・ 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。 ・ 資産が増大・老朽化し、また住民に不可欠なサービスとして定着するなど、簡易水道事業・下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。 ・ 地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期を見据えた今後のロードマップを早急に示すべき。
3 地方公営企業の現状 ・ 各事業の現状・内容、法適用範囲の拡大に当たっての留意点 ・ 地方公共団体への意見調査結果	7 その他 ・ 新たな地方公会計基準との関係 ・ 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定 ・ 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用
4 適用範囲の拡大にあたっての課題と対応 ① 移行体制に係る支援の強化が必要(マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築) ② 財政的支援の強化が必要(既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討) ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要 ④ 十分な移行期間の確保が必要	

図 1-8 地方公営企業法の適用に関する研究会報告書(案)概要

出典:総務省 HP (http://www.soumu.go.jp/main_content/000278835.pdf)

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組み

- 公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

<公営企業を取り巻く環境>

- 人口減少 □インフラ強靱化、大量更新期の到来 □財政健全化法の施行 □地方分権改革

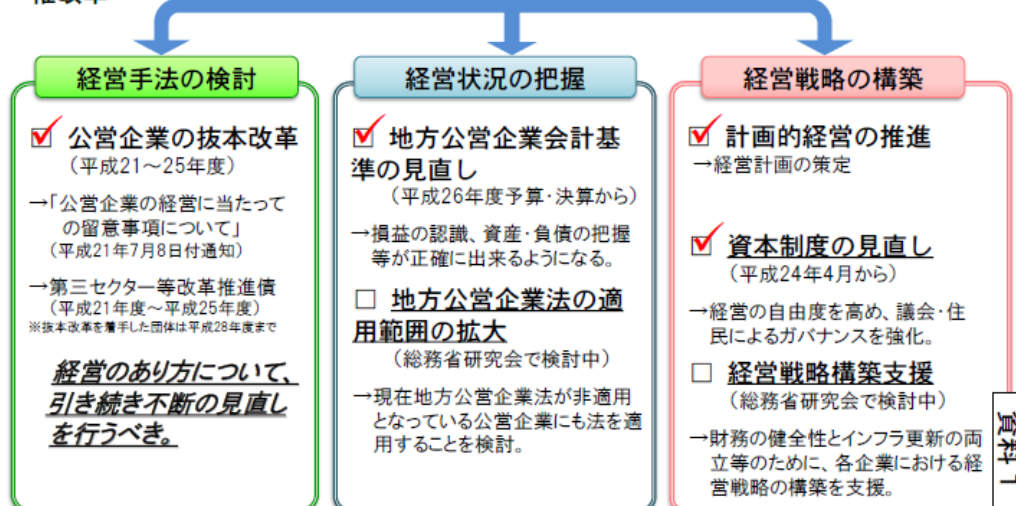


図 1-9 全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議資料(平成 26 年 1 月 27 日)抜粋

出典:総務省 HP (http://www.soumu.go.jp/main_content/000271054.pdf)

2) 公共施設等総合管理計画の策定について

総務省は、平成 26 年 1 月 24 日に事務連絡として「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要について」を通知し、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを要請している。なお、計画策定に要する経費について特別交付税措置も講じる予定であると報道されている。

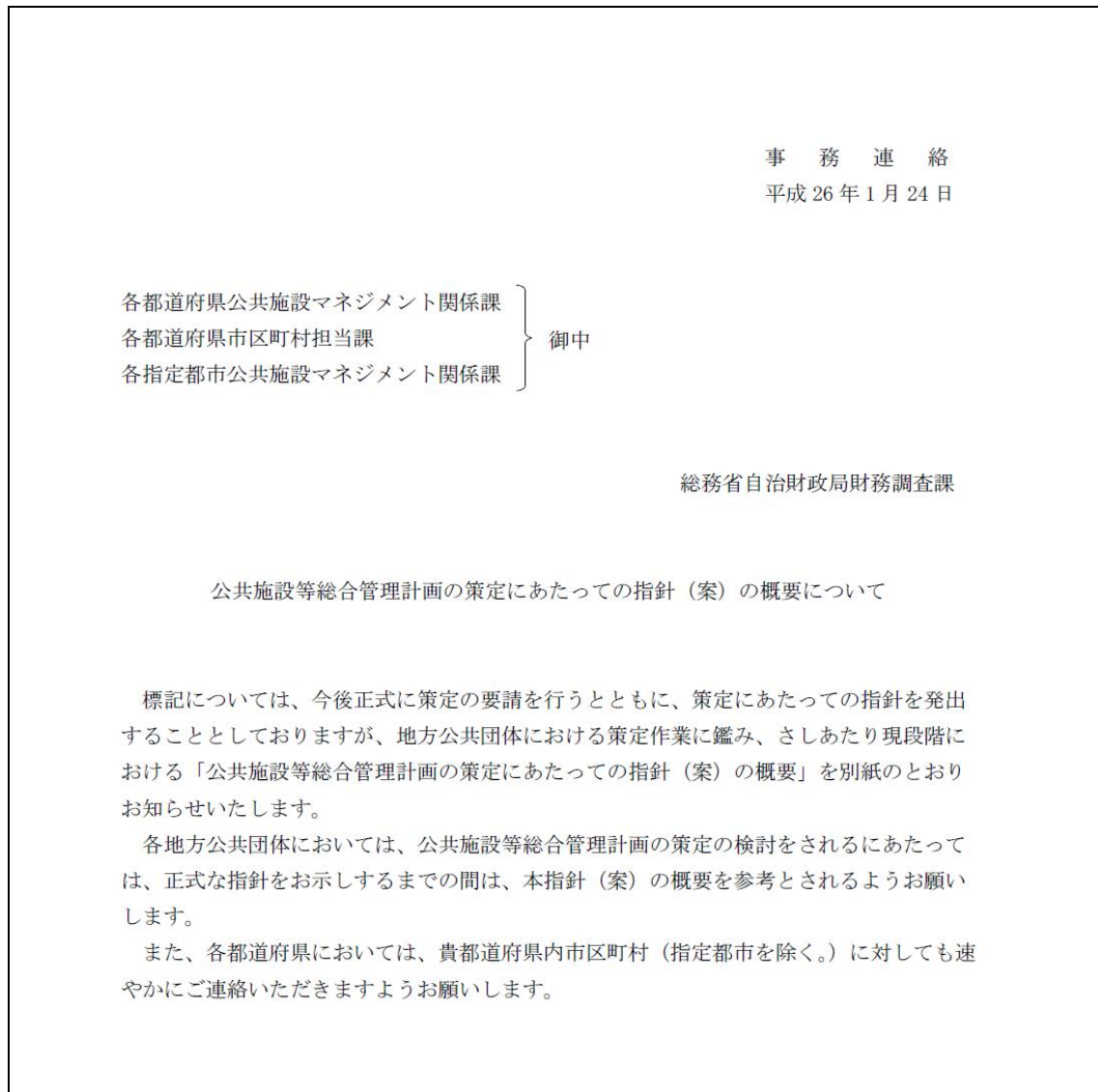


図 1-10 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要について

出典:総務省 HP (http://www.soumu.go.jp/main_content/000270732.pdf)

3) 下水道事業管理計画制度について

国土交通省が設置する「下水道政策研究委員会」の第5回(平成26年2月19日)委員会において「下水道事業管理計画制度の構築と制度運用の促進に向けた施策(案)」が公表された。

この中で、目指すべき下水道事業管理の概念として、事業主体が自ら有する経営資源の状態を正しくかつ着実に把握した上で、市民等のニーズを踏まえた事業経営が必要であり、施設管理(モノ)、経営管理(カネ)、人材(ヒト)を総合的に管理する下水道事業管理制度を構築する必要性を示している。

下水道事業管理計画は、施設の設置、改築更新、維持・修繕に関する10年程度の実施計画、そのための財源と毎年度の収支計画、事業成果の公表方法等を記載すべきとしている。また、下水道普及率、健全度、エネルギー効率、経費回収率などのサービス水準(計画目標)に関わる全国統一的なベンチマーク指標を設定するとしている。

また、健全な経営を実現するために、公営企業会計の導入を義務化も視野に入れ「経営の見える化によるアカウンタビリティの向上」、将来の使用水量の減少を見据えた料金体系や、将来の更新需要に対応するための内部留保など「適正な下水道使用料の設定・収納率の向上」などを推進するとしている。

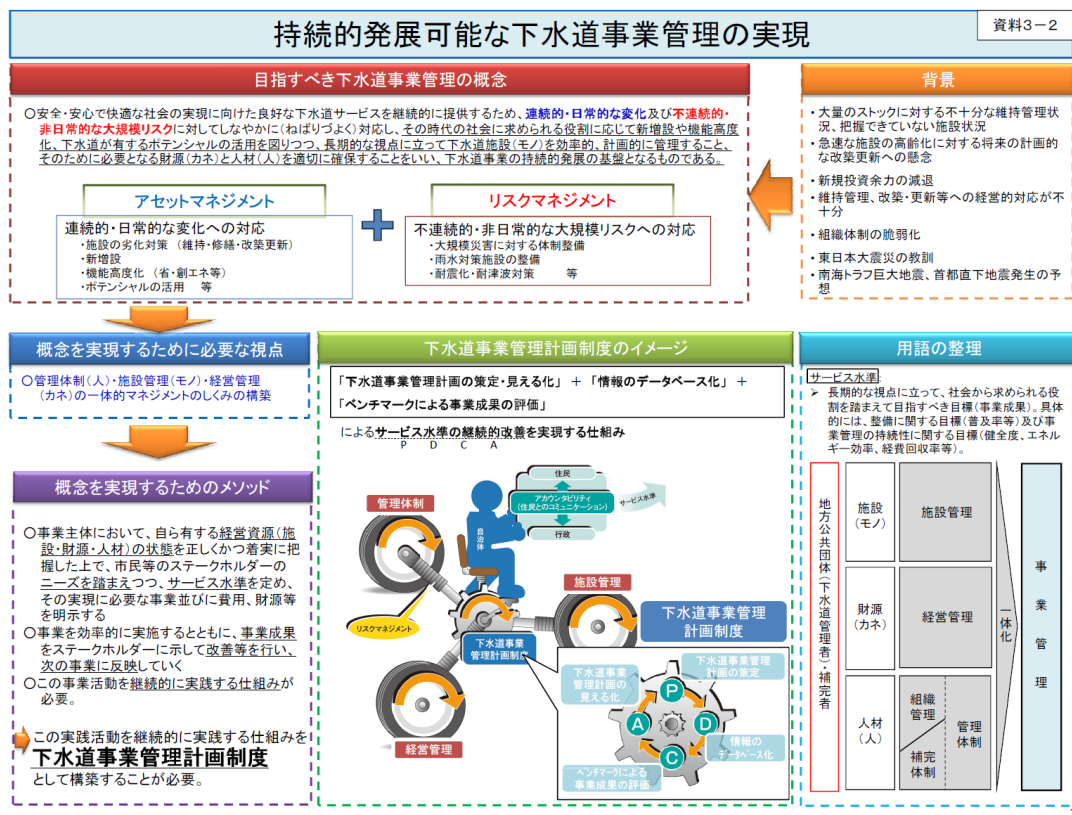


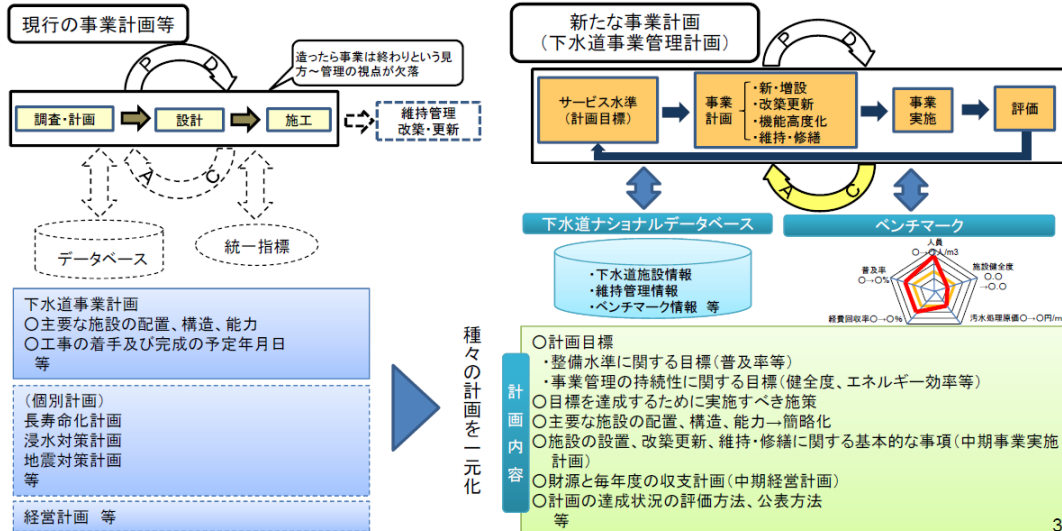
図 1-11 下水道事業管理のあり方

出典: 下水道政策委員会 第5回資料(<http://www.mlit.go.jp/common/001028151.pdf>)

計画 施設 下水道事業管理計画の策定

【参考】

- 行政内の計画から市民のための計画へ
 - ・手続きとしての計画から、サービス水準について市民への説明責任と合意形成を図るための計画に転換（C、Aの重視）。
- 事業主体任せから市民サービス実現に向けた補完体制の構築へ
 - ・事業主体において施設・経営に関する情報を明らかにし、補完者における補完の判断に寄与。
- ➡新たな下水道事業管理計画は、目指すべきサービス水準や施設の設置、改築更新、維持・修繕に関する10年程度の実施計画、そのための財源と毎年度の収支計画、事業成果の公表方法等を記載。



経営管理 健全な経営の実現【まとめ】

- 健全な経営を実現するために、「経営の見える化によるアカウンタビリティの向上」、「適正な下水道使用料の設定・収納率の向上」、「収益型事業の推進」、「管理コストの削減」に関する施策を推進する。
- これらの施策は、「短期収支均衡に向けた経営」、「事業管理計画に基づく経営」、「資産最適化の実践」の各ステージで、段階的に推進していく。

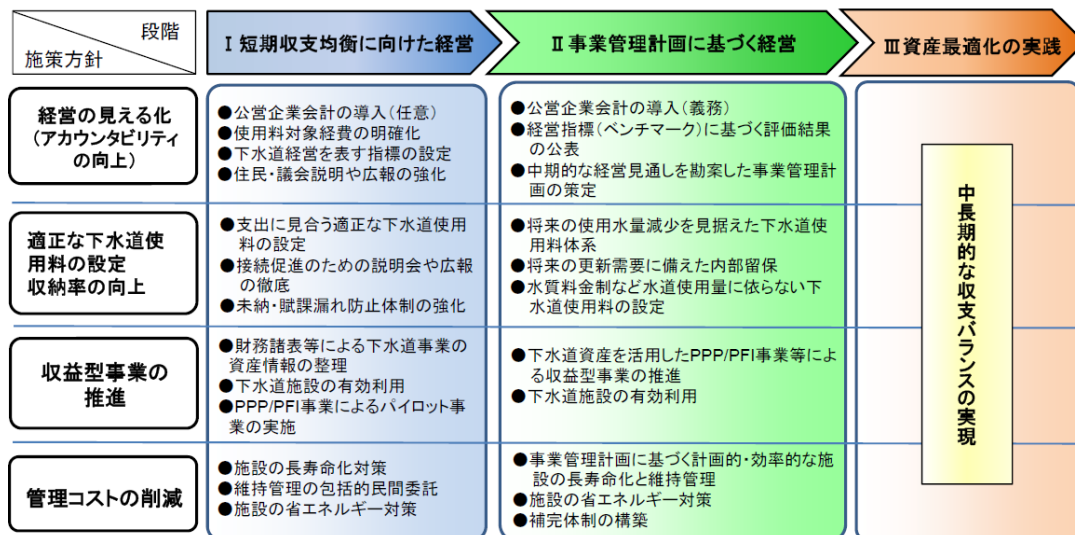


図 1-12 下水道事業管理計画及び経営管理の概要

出典: 下水道政策委員会 第5回資料 (<http://www.mlit.go.jp/common/001028152.pdf>)

1.4.2 社会的背景の詳細

社会的背景の詳細情報として、地方公営企業法の適用に関する研究会が平成 26 年 3 月 11 日に公表した「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書(案)」において整理している社会的背景を以降に示す。

1) 人口動態

日本の総人口は、地方公営企業法が施行された昭和 27 年には 8,581 万人であったものが、昭和 42 年には 1 億人を超え、50 年後の平成 14 年には 1 億 2,749 万人となる(対昭和 27 年比 48.6% 増)など増加を続けたが、平成 16 年 12 月の 1 億 2,784 万人をピークに減少に転じている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)」の出生中位・死亡中位推計によると、平成 38 年には 1 億 2,000 万人を、平成 60 年には 1 億人を割り込み、平成 72 年には 8,674 万人(平成 22 年から 50 年間で 4,132 万人、32.3%の減少)となると推計され、今後、長期的に急激に減少する局面にある。

都道府県ごとの総人口の推移をみると、平成 22 年と平成 52 年との比較において、35.6%の減少から 1.7%の減少まで(全国では 16.2%減少)、市区町村ごとの総人口の推移をみると、71.0%の減少から 29.8%の増加までと、地域によって人口変動に差が見られる。

年齢区分による人口構成は、平成 22 年と平成 72 年を比較すると、年少人口割合が 13.1%から 9.1%に(4.0 ポイント減)、生産年齢人口割合が 63.8%から 50.9%に(12.9 ポイント減)減少し、老年人口割合は 23.0%から 39.9%に(16.9 ポイント増)増加することが見込まれる。

2) 大量の更新需要に対する対応

我が国は、これまで、先に記述した人口の増加に加えて、第二次世界大戦による戦災からの復興や、欧米先進諸国を目標とした生活水準の向上、生活環境の改善の要請、都市化の進展、産業の発展などに伴い、社会資本の整備・普及が大きな政策課題とされ、関係する長期計画に基づく計画的な投資が行われてきた。

その結果、地方公営企業分野においても、例えば、下水道では、昭和 36 年の普及率がわずか 6%であったものが平成 23 年には 75.8%(農業集落排水施設や浄化槽などを含む污水处理人口普及率は 87.6%)に達している。その結果、地方公営企業は多大な資産を保有することになり、例えば、平成 23 年度において、下水道事業では約 68 兆 5,000 億円と推計されている。

これらの資産は、高度経済成長期などに集中的に整備されたものであり、平成 23 年度に事業の経過年数が 20 年を超えるものは、下水道事業で 31.8%にのぼり、上水道、下水道の管路の破損により、断水・濁水、道路の陥没など住民生活に影響を及ぼす事例も発生するなど、老朽化が進んでいるものと考えられる。

一方、例えば平成 23 年度の水道管の更新率は 0.77 であり、同様のペースであれば更新が一巡するには約 130 年の歳月が必要になるが、現有資産の投資時期から、今後、維持管理・更新にかかる経費が急増することが予測され、従来どおりの対応では、住民生活の基盤を維持できない事態も想定される。したがって、継続的に事業・サービスを行うため、アセットマネジメントの手法を活用して、予防保全的な維持管理を行い、ライフサイクルコストを縮減しつつ年度間の負担の平準化を図るなどし、今後増えていく大量の更新需要に応えていく必要がある。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、総合的・広域的なアセットマネジメントの推進、ライフサイクルの長期化・コスト低減等を通じた効率的かつ効果的な社会資本の活用、インフラ長寿命化計画の策定による全国のインフラの安全性の向上と効率的な維持管理等を掲げている。また、前述したが、地方公営企業を含む公共施設等の現状や、維持管理や更新等の施設全体の管理に関する基本的な方針などを内容とする「公共施設等総合管理計画」を策定するよう、総務省から地方公共団体に対して要請している。

さらに、我が国は国土の特性として様々な災害が多発することから、平時から大規模災害等に対する備えを行うことが重要であり、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとされている。地方公営企業の施設等についても、社会の重要な機能として致命的な障害を受けずに維持されるよう、耐震化等の強靱化を図る必要がある。

3) 地方公営企業の財政の状況

地方公営企業の料金収入は、かつては年々増加していたが、サービスの普及が進んだこと、需要が減り始めていることなどから、例えば、上水道事業の料金収入の総額は、平成 14 年度の 2 兆 9,699 億円をピークに減少傾向にあり、全ての地方公営企業の料金収入の総額は、平成 17 年度には 10 兆 22 億円であったものが、平成 24 年度には 8 兆 9,273 億円にまで減っている。今後も、多くの事業において、料金収入の減少が予想される。

また、今後、施設等の維持更新に資本的支出が必要となるが、基本的にはその投資により料金収入が増えるものではない。

一般会計から公営企業会計に対する繰出金は、平成 24 年度において、都道府県では 7,029 億円、市町村では 2 兆 4,565 億円である。それらが一般会計歳出に占める割合はそれぞれ 1.42%、4.53%であり、その割合が 3 割を超える地方公共団体があるなど、引き続き厳しい財政事情の中で大きな負担となっている。

4) 地方分権改革の動向

衆議院及び参議院における「地方分権の推進に関する決議」(平成 5 年 6 月)を起点としたこれまでの地方分権改革では、国と地方との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するとの理念を掲げ、これまで機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直しなど数多くの具体の取組みを行った結果、地方公共団体の法的な自主自立性が高まるなど、地方分権の基盤はおおむね構築されたといえる。

今後は、「個性を活かした自立した地方をつくる」ことを目指し、地方公共団体がスピード感のある政策を実行するなど行政の質と効率を上げるとともに、意思決定過程に住民等の参加が進むなど地域ぐるみで協働することが求められる。

また、地方分権改革推進委員会の第3次勧告(平成 21 年 10 月 7 日)において、「今日、地方自治体の財政状況は、きわめて厳しく、地方自治体は従来にもまして地域住民の理解を得て財政運営を行うことを求められている。そのためには、みずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要不可欠である。」とされているところである。

5) 公共サービスの可視化の要請、地方公会計改革の進展

地域において公共サービスを持続していくためには、サービスを提供する地方公共団体自身や住民などの関係者が、当該団体の財政状況や資産情報を把握できるようにしておく必要があり、企業会計方式の活用がそのための一つの手法とされており、特に利用料金を徴収する社会資本の提供においてはこのことが求められている。

「経済財政運営と改革の基本方針」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政の更なる「可視化」を推進する。」、「ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。」とされている。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知)を受け、普通会計においても、発生主義の活用及び複式簿記の考え方に基づく財務情報の充実を進めている。また、総務省に設置した「今後の新地方公会計推進に関する研究会」において検討を行い、平成 26 年度中を目途に、複式簿記の導入などより民間企業会計との整合性が高い新たな地方公会計基準や固定資産台帳整備の指針等を取りまとめ、その後、各種マニュアルの整備を図った上で、新基準による財務書類の作成を推進する予定である。

6) 法適用企業や他の公的セクター等の会計基準との乖離

地方公営企業会計基準について、企業会計等との整合性を高める方向で昭和 41 年以来となる全面的な見直しが平成 23 年度に行われたことにより、法適用企業と法非適用企業の会計手法上の乖離が拡大している。

また、地方独立行政法人や公益法人等の他の公共セクターにおいても、民間企業会計との整合性が高い会計基準の適用が義務付けられている。なお、第三セクター等の場合は、地公企法の財務規定等が当然には適用されない下水道事業等と比較して、資産規模が小さく職員数が少ない場合でも企業会計原則が適用されている。

1.5 導入効果

下水道事業への公営企業法の適用に関する効果については、以下の事項が挙げられる。

1) 会計情報の明確化

複式簿記化することにより、会計情報が明確化され、多様な経営分析を行うことが可能となる。例えば、経常損益を的確に把握することにより、費用の縮減・合理化、料金水準、一般会計等負担ルール、国庫補助金等の外部資金の導入、中期的経営方針との整合性等、適切な経営が行われているのかを確認することができるようになる。

また、損益取引と、資本取引が区別して経理されるため、損益情報、ストック情報※を的確に把握し、その分析を通じて将来の経営計画を策定することができる。

※ストック情報とは、ここでは貸借対照表で把握することができる資産の取得価格、減価償却後の価値、起債残高、長期前受金などの過去から積み上げた情報のこと

2) 適正な料金設定

減価償却費を含めた総括原価を算定することで、施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた適正で説得力のある料金算定を行うことが可能となる。また、これらの情報は、料金改定の場合の情報開示やアカウントビリティに用いることもでき、町民や議会などのステイクホルダー（利害関係者）の理解を得る強力な手段となる。つまり、下水道事業が非常に厳しい状況にあることを数値等で公表することにより、料金値上げに関して理解を得やすくなるといえる。

3) 留保財源の確保

これまで整備してきた管渠、処理場などの資産は時間経過に伴い、その資産価値は減少する。この資産価値減少分に相当する額を減価償却費として費用計上することとなる。減価償却費は非現金支出であるため、この額に相当する留保財源を毎年度確保することができるようになる。留保財源については、今後想定される設備更新や改修工事等に有効活用することが考えられる。

4) スtock(資産)情報の把握

地方公営企業会計では、資産と財源のバランスを一覧することができるため、適切な世代間負担や財務安定性に関する検討を行うことが可能となる。ストック情報や損益情報の的確な把握と将来収支の予測などから、資産利用の効率性やサービス提供と財政の持続可能性の観点により、適正な規模となるよう資産の最適化を図ることが期待される。

なお、事業の持続性を確保するため、ストック情報の的確な把握を通じた適切な更新計画の策定が必要であるが、減価償却累計額の勘定科目が導入されることにより、施設の状態（老朽化等）の的確な把握が可能となり、更新計画策定の基礎情報を得ることができる。

5) 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

業務量の増加に伴い収益が増加する場合には、予算超過の支出が認められる(法第 24 条第 3 項)、また、財産の取得、管理及び処分について条例又は議会の議決によることを要しない(法第 40 条 1 項)など、経営の自由度が増し、住民ニーズへの迅速な対応や弾力的な資産の活用が可能となり、経営の効率化とサービスの向上が期待できる。

6) 住民や議会によるガバナンスの向上

ストック情報を含む財務状況の情報開示が行われるとともに、期間損益計算が適正に行われるなど、経営情報を住民や議会が確認しやすくなる。また、決算も早期化するなど、住民や議会のガバナンスの向上が期待できる。

7) 消費税の軽減

公営企業法の適用により、一般会計繰入金の用途を、減価償却費、出資金に特定することが可能となる。減価償却費や出資金に特定した一般会計繰入金は、特定収入には該当しないものとして取り扱われることとなる。この結果、特定収入に係る消費税額が減少することとなり、仕入に係る消費税額が増加し、最終的に納税額が減少する可能性が高い。

8) 水道局等との統合による経営効率化

下水道事業への公営企業法の適用と合わせて、既に法適用されている上水道事業等と統合することにより、料金徴収や経営管理、総務部門などを一体的に運営することが可能となり、効率的な組織運営が可能となる。このことにより、水道事業及び下水道事業において経営効率化を図ることができると考えられる。

1.6 法適化の必要性の確認

1.6.1 地方財政法施行令で定める公営企業

地方公営企業法とは、地方公共団体の経営する企業の組織や財務等の借置を定めたものであり、昭和 27 年 8 月 1 日に制定されている。

なお、地方公営企業法の規定を適用することが義務付けられている事業（法定事業）は、以下のとおりである。

－法定事業－

- ① 水道事業（簡易水道事業は除く）
- ② 工業用水道事業
- ③ 軌道事業（路面電車事業）
- ④ 自動車運送事業（バス事業）
- ⑤ 鉄道事業
- ⑥ 電気事業
- ⑦ ガス事業
- ⑧ 病院事業（財務規定等一部適用）

上記①～⑦の事業を「法定 7 事業」という。

また、地方財政法施行令で定める公営企業は、上記 8 事業に加え、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、と蓄場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業となっているが、地方財政法では軌道事業、鉄道事業、バス事業の 3 つを交通事業として 1 つにまとめ、計 13 事業を公営企業としている。

表 1-26 下水道事業の定義

	下水道		集落排水施設		浄化槽	
事業名	○公共下水道 ○特定公共下水道 ○特定環境保全公共下水道	○流域下水道	○農業集落排水施設 ○漁業集落排水施設 ○林業集落排水施設 ○簡易排水施設	○小規模集合排水処理施設	○特定地域生活排水処理施設	○個別排水処理施設
法律の根拠等	下水道法第2条第3号	下水道法第2条第4号	法令上の位置づけはないが、「集落排水施設」として規定している例あり(地域再生法第5条)		浄化槽法第2条第1号	
			農林水産省の補助事業 ※住宅戸数20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数2戸以上20戸未満	環境省の補助事業 ※住宅戸数20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数2戸以上20戸未満
特別会計設置義務	あり (地方財政法施行令第46条第13号)	なし ※下水道事業債の対象事業とするための要件として、特別会計を設置するよう通知				

○下水道事業債の対象となる事業は、地方債同意等基準で明示(全11事業存在)

○地方公共団体金融機構法第28条(業務の範囲)では「下水道事業」と規定(特段、定義規定を置いていない)

→機構の貸付範囲は、下水道事業債の対象範囲と同一

※これらのほか、一般会計で設置管理されているものもあり(浄化槽:31事業)

出典: http://www.soumu.go.jp/main_content/000271054.pdf

1.6.2 下水道事業との関係

下水道事業は、昭和38年地方公営企業法の改正により、職員数100人以上の事業に対して地方公営企業法(以下、法と称す)の財務規定等一部適用を義務化(企業会計の適用)したが、昭和41年法改正により下水道事業の法適用は任意となっている。(一般会計との連帯が密であり、法適用による実益が少ないと考えられたため)

ただし、法適用を受けなくても、下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けること、独立採算性の原則の適用が義務付けされている。

1.6.3 下水道事業への法適化の必要性

近年、下水道事業は建設から管理運営の段階へ移行しつつあることや、地方財政に占める割合が大きいことなどから、事業経営の健全性を確保し、経営基盤の強化を図ることが急務となっている状況である。

その中の1つとして、法適用により公営企業会計方式を採用し、経営状況や財政状況をより明確にすることが望まれており、国においても「下水道経営に関する留意事項等について」の中で、「企業会計の導入」を経営健全化に向けた取り組みの1つとして提示されている。このため、国では平成11年度から新たに法適化計画を策定し自主的に財務規定等の法適用を行う場合、移行準備に要する費用の1/2は一般会計から繰出しを行うとともに、特別交付税借置が講じられている。

※交付税借置を受けるためには、「法適化計画書」を作成し、総務省(又は都道府県)に報告する必要がある。

1.7 資産整理方針と管理単位の検討及び確認

1.7.1 固定資産に関する基本事項

1) 資産とは

企業会計は、経営が持続していることを前提として、1 事業年度という定められた単位期間における期間損益を算定することが基本的な目的である。しかしながら、この期間計算においては、収入の全てがその期間の収益となるものではなく、また、支出についても、全てがその期間の費用となるものではない。

このように支出した額の一部は、その年度の費用とは別の経済価値として次年度以降に残されるが、企業が所有するこれらの有形・無形の経済的価値が資産と呼ばれるものである。

2) 資産の分類

資産は大きく「固定資産」、「流動資産」、「繰延資産」の 3 つに分類される(地方公営企業法施行令第 14 条)。「固定資産」と「流動資産」の区分は、1 年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、そうでない資産を「固定資産」としている。(ワン・イヤー・ルール)

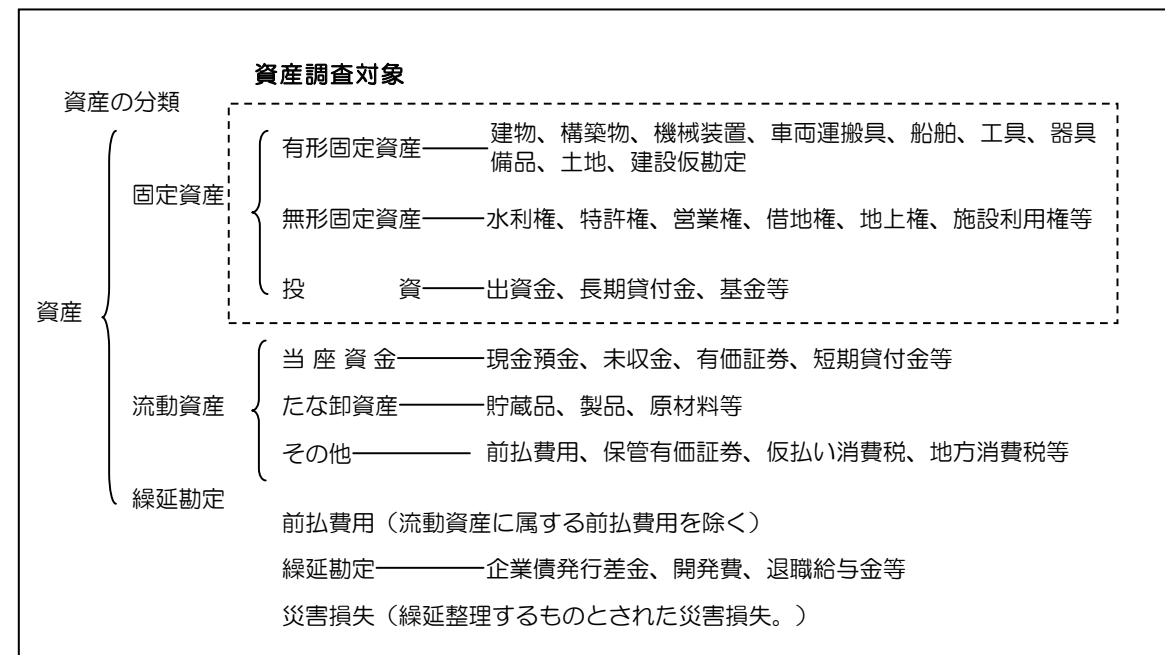


図 1-13 資産の分類

1.7.2 資産整理方針と管理単位に関する検討

1) 資産整理手法について

調査すべき資産については前述のとおりであるが、その手法に関しては特に定まった規定がなく、各事業体の判断に委ねられているのが実状である。

そのため、資産の調査、整理の手法や資産の管理単位については、当該事業体の現状を踏まえ、基本方針を決定し、計画的かつ合理的に実施できるよう決定することが必要である。

ここで、資産調査の手法については、幾つかの手法があるが、資産調査の対象とする資料、資産の整理単位、作業時間が大きく異なるため、各整理手法の概要を次に整理する。

表 1-27 各整理手法の概要

項 目	簡易整理手法	標準整理手法	詳細整理手法
概要	法令等に定める勘定科目、及び耐用年数の区分沿って整理する。	管路は工事毎に、処理施設・設備等は主要機器毎に整理する。	資産台帳等の実態資産を管理するシステムデータを利用して資産整理を実施する。
主要な調査資料	決算書、決算説明書、工事履歴、決算統計、施設工事設計書	決算書、決算説明書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、設備台帳、土地台帳、補助申請著書など	決算書、決算説明書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、設備台帳、土地台帳、補助申請図書など
資産整理単位	勘定項目	勘定項目＋工事毎＋施設構成	勘定項目＋工事毎管種口径別延長・設備機器単位
作業の難易度	工事台帳や設計書程度の資料を基に作業を行うので特に専門的な知識は必要としない。	資産が多種多様となるので、ある程度の専門知識が必要となる。	資産調査に加えて台帳作成を行うために完成図書などを理解する知識が求められる。
作業時間	短期間 (約1年)	やや長期 (1～2年)	長期 (約2～3年)
委託費	安価	やや高価	高価
資産数	少	やや多	多
減価償却費の観点	経理上の資産と実態資産が乖離していく可能性がある。	資産の括りが有る程度実態と一致する考え方であるため問題は特にない。	標準整理手法と同様
異動処理の対応 (除却など)	除却資産の特定が難しい。	比較的簡単に除却資産の特定が行える。(工事情報などから)	台帳システムの情報を活用するため確実な除却資産の特定が可能となる。
新規資産の登録などの運用	簡単	やや簡単	台帳システムの新規情報構築の運用が必要

2) 資産整理の方針

資産の調査及び整理は、公営企業法適用に係る一連の作業の中で、費用及び所用時間の双方に大きく影響を与えるものである。したがって、資産整理手法、及び資産の管理単位については、本町の現状を踏まえ、計画的かつ合理的な手法を選定することが必要である。

一方で、本町では、既に下水道台帳システムが導入され、日常の維持管理業務において有効活用されている。また、本町の下水道事業は、流域関連公共下水道事業であり、資産の大半は、下水道管渠である。

以上から、本町における資産整理手法については、下水道台帳システムのデータを活用し、短期間に効率的な調査実施が可能となり、なおかつ、今後の改築・更新、及び維持管理業務等においても支障を来たすことの無いよう資産整理を行うこととする。

3) 資産整理手法の選定

資産の整理手法については、「下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル(昭和 63 年自治省)」に沿った手法が、前述の「標準的整理手法」とであると位置付けられている。また、本町においては、前述のとおり下水道資産の大半を占める管渠の情報が整理された下水道台帳システムが整備されており、簡易手法以外の手法を採用した場合にも資産の調査及び整理に要する期間と費用の軽減できるものと考えられる。

以上から、本町においては、現在導入されている下水道台帳システムのデータを有効活用することを前提とし、簡易手法とほぼ同程度期間と費用(下水道台帳システムのデータを有効活用した場合)において、資産の括りが有る程度実態と一致し、除却等の処理においても比較的容易に実施できる「標準的整理手法」を採用することが望ましいと考えられる。

なお、「詳細整理手法」を適用することも可能と考えられるが、下水道台帳システムの新規情報構築や運用が必要となり、期間や費用が嵩むものの、一方で、得られる効果は「標準的整理手法」と大きく変わることが無いため、「標準的整理手法」を採用することが望ましいと考えられる。

1.8 資産評価方針の検討及び確認

地方公営企業法の適用にあたっては、法適用直前日までの減価償却累計額を取得価格から差し引き、資産の評価額を算出しておく必要がある。したがって、ここでは、減価償却に関する考え方を中心に、主な資産評価の方針について整理を行う。

1.8.1 減価償却の考え方

1) 減価償却の目的

減価償却の目的は、固定資産の経済価値の減耗を事業年度の費用として決定する方法として、当該資産の耐用年数を推定し、その期間に取得原価を割り振ることにより、期間損益計算のための費用を算定することである。このため、減価償却は上述の目的に従って必ず行わなければならないものである。

2) 減価償却の原因

減価の原因については、以下のように分類される。

① 正常償却原因

- 物理的減価: 消耗的又は物質上の原因(消耗、老朽化)
- 機能的減価: 経済的又は職能的原因(不十分、不適當、陳腐化)

② 非常償却原因

- 災害その他の偶発的原因

3) 減価償却の計算要素

表 1-28 減価償却の計算要素

計算要素	内容	関連法規
資産の原価 又は未償却残高	一般に取得原価をもって帳簿原価とする。	則第 8 条第 1 項
耐用年数	①通常 有形固定資産：則別表第 2 号 無形固定資産：則別表第 3 号 ②上記に定めのない耐用年数 大蔵省令第 15 号の別表 1、2 に規定する耐用年数によることとされている。 ③法定耐用年数により難い特別の理由としていずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもつて耐用年数とすることができるとされている。	則別 15、16 条 則別表 2 注 3、別表 3 注 則第 15 条 4 項、16 条 3 項
残存価額	有形固定資産：一律 10% 無形固定資産 0	則第 15 条 1 項 則第 16 条 1 項
償却限度額	有形固定資産：95/100 無形固定資産：100/100 ただし、帳簿価格が帳簿原価の 5/100 に達した鉄筋コンクリート造の建物及び構築物については、1 円まで減価償却可能。	則第 15 条 1 項 則第 16 条 1 項 則第 15 条 3 項
償却方法	定額法	

則：地方公営企業法施行規則

4) 減価償却の方法

減価償却の方法は、次のとおり定められている。

表 1-29 減価償却の計算方法

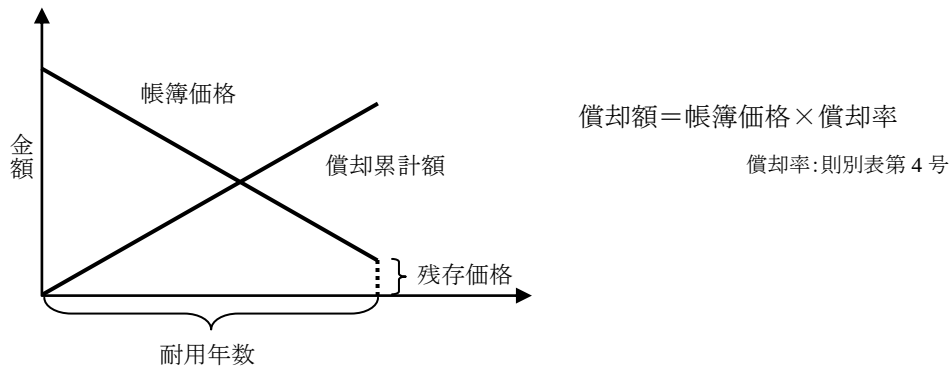
固定資産	償却方法	備考
有形固定資産	定額法、定率法	
無形固定資産	定額法	
取替資産	取替法	水道事業における量水器など
投資	対象外	

注) 有形固定資産のうち、土地、立木、建設仮勘定は減価償却対象外資産である。

(1) 定額法

定額法は、帳簿原価から残存価格を控除した額に償却率を乗じて算出した額を減価償却費とする方法である。

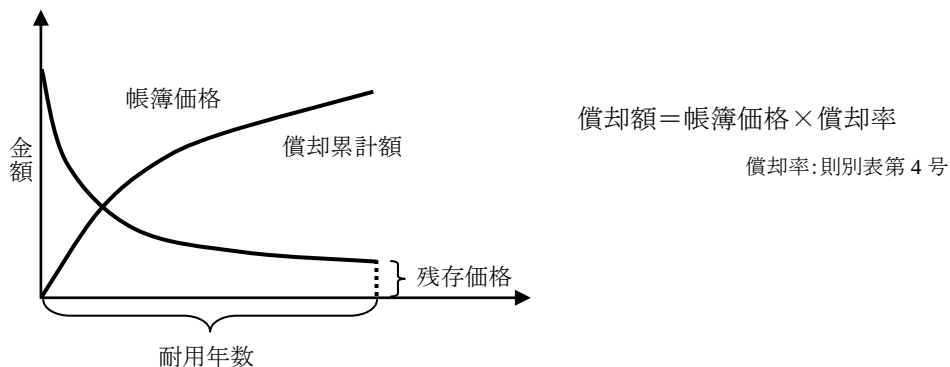
特徴としては、減価償却費が毎事業年度同額となることにより、価値減耗が利用度に伴う機能低下よりも時間の経過に伴って平均的に減少する、建物や構築物に適合するといわれている。



(2) 定率法

定率法は、帳簿価格(帳簿原価－減価償却累計額)に償却率を乗じて減価償却費を算出する方法である。

特徴としては、資産の使用開始当初の減価償却費が多額となり、漸近減少していくことにより、車両運搬具や機械器具のような、価値減耗が主として機能的減少によるものに適合するといわれている。



5) 耐用年数

帳簿価額を算定するための耐用年数は、法定耐用年数及びこれに準じたものとする。法定耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第2、第3、及び「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」自治省財務局長通知別紙2によるものとする。

法適用後耐用年数は、法定耐用年数－経過年数とする。

表 1-30 耐用年数の一覧

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数	出典
建物	SRC 又は RC	事務所用	50	規則
		工場(作業場を含む)又は倉庫用	38	
構築物	下水道用	下水道管きよ、人孔及び柵	50	通知
		祖水扉及び防潮扉	30	
		処理設備	50	
		処理設備付属管弁	35	
		送泥管	30	
		消化槽	40	
機械及び装置	水道用又は 工業用水設備	電気設備(その他)	20	規則
		計測設備	10	
	下水道用	ポンプ設備	20	通知
		滅菌設備	10	
		計量器	15	
		荷役設備	17	
		処理機械設備	20	
		その他金属製のもの	17	
車両及び運搬具	自動車	その他の自動車－貨物自動車	5	規則
		その他の自動車－その他のもの	6	

注) 出典欄、「規則」は施行規則別表第2, 「通知」は自治省財務局長通知別紙2を示す

6) みなし償却について

地方公営企業会計基準の見直しが行われ、みなし償却が廃止される予定されている(平成 24 年 2 月に施行予定、経過措置により平成 26 年 4 月から一斉適用)。このため、原価償却計算においては、みなし償却は行わないこととする。

<みなし償却とは>

地方公営企業の有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件に当たっては、その適正な見積もり価額という。)を控除した金額を帳簿価額又は帳簿価額とみなして、第 1 項の規定による各事業年度の減価償却額を算出することができる。(地方公営企業法施行規則第 8 条 4 項)

7) 改良費(資本的支出)と修繕費(収益的支出)の取り扱い

企業会計原則においては、資本取引と損益取引の明確な区分を行うこととされており、企業が支出を行った場合には、経営活動に及ぼす効果が 1 事業年度だけのもの(収益的収支)と、支出の効果が長期間にわたるもの(資本的収支)とに区分する必要がある。

そこで、収益的支出はその年度の「費用(費用勘定)」とし、資本的支出は主として「資産の取得」として取り扱うこととする。

表 1-31 改良費(資本的支出)と修繕費(収益的支出)の取り扱い

改良費(資本的支出)	修繕費(収益的支出)
【改 良】 固定資産の能率を積極的に高めるもの、あるいは当該資産の耐用年数を延長させるもの。	【修 繕】 固定資産に対しては、一般に所定の耐用年数の期間中の活動に耐えさせ、かつそのもっている能率を十分に発揮させるために行われるもの。
【取 替】 設備のうち、破損した部分の一単位を除却して新しいものと交換すること。	
【増 設】 資産を新たに獲得すること。	

※処理施設等においては、設備の更新や修理が行われるが、その工事費が維持管理費か、建設改良費かを認識して資産取得額へ反映させる必要がある(維持管理費の場合は、取得額への反映は行わない)。

※「改良」により耐用年数が延長された場合の延長年数の設定及びこれに伴う減価償却計算の見直しに留意する必要がある。

1.8.2 建設仮勘定に関する考え方

本業務で実施した固定資産の整理においては、下水道事業に係る全ての構築物や設備等を対象としており、その中には、建設仮勘定で処理されるべき資産も含まれている。

建設仮勘定で処理すべき施設については、まだ供用していないことから減価償却の対象とはならない。

したがって、減価償却の計算を行う際には、建設仮勘定で処理しているものを明確した上で計算を行うよう留意することが必要である。

なお、現時点において、建設仮勘定にて計上する資産としては、次の施設が挙げられる。

【建設仮勘定にて計上する資産】

※現段階では、建設仮勘定に計上する資産はない。(2月24日打合せ確認事項)

2. 固定資産の確認及び整理

2.1 決算書に関する整理

これまでに資産取得に要した費用(投資額)、その他財源、間接費等を把握するための基礎資料として、決算書の整理を行う。

2.1.1 決算書の整理手順

決算書の整理は、平成5年度から平成24年度までの決算書をもとに、年度別の歳入、歳出について整理し、一覧表を作成した。

その後、建設支出および財源を抽出し、支出(歳出)の税抜き処理、収入(歳入)の圧縮処理を行った。

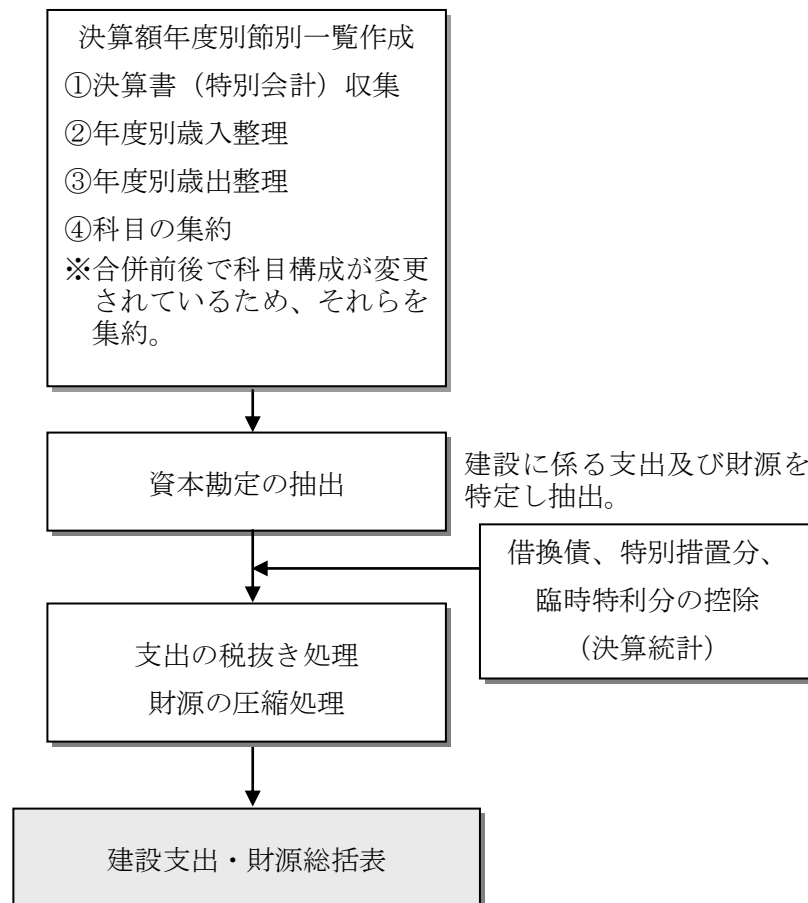


図 2-1 建設支出・財源総括表の作成手順

なお、調査結果の詳細については第8章の資料編に示す。

1) 決算額年度別節別一覧作成

城里町(合併した平成16年度では、城里町・桂村・常北町、平成15年以前は桂村・常北町、平成12年以前は常北町)の下水道事業特別会計の決算書をもとに、年度別決算額を節別に整理した(第8章7.2.1参照)。

2) 資本勘定の抽出

下水道事業特別会計の決算額年度別節別一覧より、歳出から建設に係る支出を特定・抽出し、歳入の町債から借換債、特別措置分、臨時特利分を控除し、下水道事業資産の取得に要した投資額に対応する財源を整理した(第8章7.2.2参照)。

3) 支出の税抜き処理・財源の圧縮処理

決算額年度別節別一覧は税込み額となっているため、下水道建設支出(共済費、公有財産購入費は除く)の税抜き処理を行った。また、建設収支をバランスさせるため、税抜き建設支出額をもとに、下水道事業資産の取得に係る財源(起債は除く)について、消費税の圧縮処理を行った(第8章7.2.3参照)。

＜下水道建設支出(歳出)の税抜き処理＞

建設支出については、以下の消費税について税抜き処理を行った

平成5～8年:3%

平成9年以降:5%

＜下水道事業資産の取得に係る財源(歳入)の圧縮処理＞

圧縮処理額 = (決算額) × (圧縮率)

圧縮率 = (税抜き建設支出額) ÷ (税込み建設支出額)

なお、圧縮対象外となる財源(起債)があることにより生じる歳入額と歳出額の不一致に関しては、一般会計繰入金で調整した。

2.2 工事関連情報の整理

工事台帳等の収集資料に基づき、事業開始から現在までの各工事の概要及び契約情報を整理した。詳細については第 8 章の資料編に添付する。

2.3 年度別工事一覧表の作成

今回収集した資料に基づき、年度別工事を整理した。詳細については第 8 章の資料編に添付する。

3. 法適化に際しての各種事務手続きの調査及び整理

法適化に向けて取り組むべき事項を表 3-1 に整理した。

表 3-1 各種事務手続き一覧

業務区分	概要	検討・実施項目	内容	時期	備考（関連法令等）
組織・体制の検討	法適化基本方針に基づき、組織及び体制について具体的に検討する必要がある。	管理者の任命	【管理者設置の場合】(全部適用) ・管理者の任命方針の検討	移行前年度 4～6月	
			【管理者非設置の場合】(一部適用) ・管理者は長が行うことになるが、その場合の権限についての整理		
		法適化対象事業による部内体制	【他部局で管理している事業も含めて法適化対象とする場合】 ・公共下水道事業以外の事業（農業集落排水事業など）の検討（組織統合の検討、下水道部局における管理体制の検討）		
			【下水道部局で管理している事業の一部を法適化対象とする場合】 ・法適・事業管理の体制検討（分課など） ・雨水資産の管理区分の明確化 ・予算区分の方針 ・所管替え 等		
		他公営企業部局との統合	・統合すべき課の検討（経理事務や総務事務など） ・人員配置の検討（増員や減員）		
関係部局との調整事項整理	関連部局との調整においては、事務ごとにその内容を整理する必要がある。	組織	・移行後の職員給与事務フローの整理 ・人事関係の調整 ・他局別館の維持管理費（光熱費）の対応 ・事務引継ぎ	移行前年度 5～10月	(調整部局) ・総務部局 ・公営企業部局 ・首長部局 ・会計部局
		経理事務	・打ち切り決算スケジュール調整 ・引継ぎ及び収納事務の移行調整 ・移行前一般会計繰入金事務の確認		
			・移行前年度の予算編成スケジュール調整 ・移行後の退職者給与、休職者給与の財源調整 ・移行後の一般会計繰入金について		
			・移行前年度の起債の申請時期および入金時期の調整 ・移行後の起債発行事務フローの確認（申請事務および銀行折衝等） ・移行後の一時借入金事務フローの確認（手順および借入先等）		
		運用			
		契約事務	・契約検査事務、事務に対する経費について		(調整部局) ・契約事務担当部局
		システム関連	・導入システム ・庁内LANIに関する調整 ・ホームページ公表に関する調整		(調整部局) ・情報部局
		条例	・条例・規則等の改正スケジュールの整理 ・条例・規則等の新設・改廃(案)の作成 ・条例・規則等(案)の決裁		(調整部局) ・総務部局 ・水道部局（水道部局との統合の場合）
		監査	・例月監査の実施内容及び時期の確認（必要書類等の調整） ・公営企業共通事項及び下水道事業独自事項の説明		(調整部局) ・監査部局
		金融機関	・出納取扱金融機関（指定予定）の銀行本店及び総括店に協力依頼 ・同行の関係者に対する法適用実施スケジュールの概要説明 ・同行の関係者との契約書、協定に関する打合わせ ・収納取扱金融機関（指定予定）の金融機関に対する説明会の開催 ・各金融機関から指定を受けることの内諾書を受理 ・指定する金融機関、契約、協定書及び担保の徴収について決裁 ・企業会計に対する伝票・日報等手続き方法の確認 ・年度末前後の出納金の扱いについて		(調整部局) ・金融機関 ・会計部局
		その他	・広報で組織等変更を住民等に周知 ・企業出納印、口座の印鑑や公印等を新たに製作 ・下水道関連施設の賠償責任保険等の申請手続き（管理者名等が変更のため） ・関係機関等に組織変更に伴う名称変更の周知		
職員研修	職員の知識向上のために、法適化の準備期間に下水道部局関連職員に対して研修を実施する。	全職員対象研修	テーマ(例)「企業会計の仕組み」 ・地方公営企業法の概要と下水道事業の経営 ・資本取引と損益取引の区分について ・単式簿記と複式簿記について ・現金主義と発生主義について ・予算及び決算事務の流れについて ・資産管理と減価償却について	移行前年度 4～6月	(留意事項) 最初は企業会計の仕組みなど初歩的な内容からはじめ、準備作業の内容が実務的になるにつれ、企業会計における日常処理、予算の考え方、決算処理など実務的な内容へと発展させていくことが理想的。
		経理担当員対象研修	テーマ(例) 「固定資産管理」 ・固定資産の管理について 「日常処理」 ・日常伝票の発行と決済処理事務について 「決算処理」 ・例月監査と書類の整備について ・決算整理と財務諸表の整理について 「消費税」 ・消費税の取扱いと税申告について 「システム」 ・財務会計システムについて	移行前年度 9～12月	

業務区分	概要	検討・実施項目	内容	時期	備考（関連法令等）
条例・規制等の制定・改正	法適に必要な事務手続きを法適日前において行うことができ、これらの行為はまだ設置されていない管理者に代わって長が行うことができる事務の一つ。	地方公営企業の設置	・公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例の制定	移行前年度8～10月（～2月）	地方公営企業法第4条
		事務処理のための組織	・下水道事業の設定等に関する条例（組織）		地方公営企業法第14条
		企業出納員及び現金取扱員	・企業出納員及び現金取扱員の任命		地方公営企業法第28条
		法の適用	・企業の会計事務の処理の特例に関する規則の制定		地方公営企業法施行令第1条
		入札保証金	・入札保証金及び契約保証金の率又は額を定める規則の制定		地方公営企業法施行令第21条の15
		予算	・予算の調製及び議決		地方公営企業法第24条
		出納	・企業の業務に係わる公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定		地方公営企業法第27条
		資産の取得、管理及び処分	・必要がある場合には、予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例の制定		地方公営企業法第33条
		公金の徴収又は収納の委託	・公金の徴収又は収納の委託について		地方公営企業法第33条の2
		職員の賠償責任	・必要がある場合には、職員の賠償責任の全部又は一部の免除のうち議会の同意を得なければならないものを定める条例の制定		地方公営企業法第34条
		業務の状況の公表	・企業の業務状況を説明する書類に関する条例の制定		地方公営企業法第40条の2
		資産の再評価	・企業の資産について再評価を行ったものとみなす場合には、その旨の議会の議決		地方公営企業法施行令附則第9項
		剰余金の処分	・剰余金の処分に関する条例の制定		地方公営企業法第32条2項、3項
金融機関の指定等	業務にかかる現金の出納事務の一部を取り扱わせる場合、収納及び支払事務の一部を取り扱う金融機関（収納取扱金融機関、収納事務の一部を取り扱う金融機関（収納取扱金融機関））を定める際に、取り扱わせる事務の内容を明確に定め、具体的に契約を結ぶ。	金融機関との契約に向けた調整・手続き	・担保金額の設定 ・法適用後の事務取扱い内容（出納・支払い等）に関する説明 ・取扱金融機関との契約手続き（契約書の確認、契約締結） ・手続き書式の確認・調整（企業会計に対応した伝票・日報等） ・年度末前後の収納金の扱いに関する依頼	移行前年度6月～	
新予算の編成	下水道事業に固有のものを除き、実績のある企業会計を導入済みの事業（他部局等）の例や意見も尊重し、記載の量と質（レベル）を設定することが好ましい。上位計画、既定計画等との整合性を確保して決定する。	予算科目の検討	・予算科目の検討	移行前年度10月	
		予算の編成	・歳入歳出ベースの予算 ・収益・資本的収支に区分 ・特例的収入支出の見込み ・実施計画書の作成	移行前年度10月	
		予算書の作成	・予算書の作成 ・資金計画書の作成 ・予定開始貸借対照表の作成	移行前年度11月	
打ち切り決算	法適化前年度の4月1日から3月31日までに実際に現金の収入がなされた額と、実際に現金を支払った額とをもって、法適化前年度分決算を行う。	打ち切り決算スケジュール調整	・6月・10月に説明し、事業等予算を12月までに決定後、決算見込を全体で決定。 ・国庫補助金は県担当者と連絡調整 ・法適用前年度の決算方法について部内に周知	移行前年度当初～	
		起債関係	・借入時期について、総務財政担当課と調整 ・借入申請の申込期限、借入後の支払利息も考えながら3月中の借り入れを調整 ・事業担当課に1月末工期に ・金額確定は2月上旬に	移行前年度12月～	
		収納事務の移行調整	・公金の収納及び支払に関する事務として、会計管理者の権限とする事務について、会計課と調整 ・引継金を4月1日移行日入金のため、3月31日に当日入金把握分を含めた口座資金を指定金融機関へ回金するよう金融機関に依頼（それ以降分は未収金扱い） ・預金口座の変更等について協議 ・会計管理者に内容説明	移行前年度2～3月	
		企業会計移行時の現金受け渡し	・調整により4月1日入金 ・引継日を会計管理者と合意の上調整	移行前年度2～3月	
		債務・繰越等の継続工事について	・工事の繰越がないよう、スケジュール調整	移行前年度1月～	
		打ち切り決算	・国庫補助金、起債、一般会計繰入金は3月中に収納 ・早期に金額を確定できるよう調整	移行前年度1月～	
税務署届け	法適用に伴い、現下水道特別会計を廃止し、新たな事業会計を立ち上げるという観点より新設事業という取扱いとなるため、税務署に事業廃止届け及び開始届けを行う必要がある。	事業廃止届け	・現行下水道特別会計を閉鎖することにより、管轄税務署に法適用後速やかに提出	移行年度4月	
		合併による法人の消滅届出書	・他事行を併せて1会計とする場合、合併による法人の消滅届出書を提出		
		新設法人の届け	・新設法人の該当する場合に提出		
総務省報告	法適化した場合、遅滞なくそのことを総務大臣に報告しなくてはならない。	地方公営企業法適用状況移動報告書	・法適化した場合、遅滞なく総務大臣に報告	移行年度5月	

4. システム構築

4.1 企業会計システムに関する現状

地方公営企業法の適用にあたっては、前述のとおり業務内容に変更が生じることから、それらに対処可能な企業会計システムの導入が必要となる。

次の表は、当町の近郊で市販されている。または、汎用されている公営企業事業体向けの主要な企業会計システムについて整理したものである。

表 4-1 市販されている公営企業事業体向けの主要な企業会計システム

番号	商 品 名	企 業 名	備 考
1	公営企業会計システム Management Keeper2	大崎データテック株式会社	上水道事業で導入
2	企業会計システム	茨城計算センター	
3	TASK クラウド公営企業会計システム	株式会社TKC	
4	企業会計システム	株式会社ぎょうせい	
5	e-CLEAR	三谷コンピュータ株式会社	
6	公営企業会計システム Peacs	株式会社電算	
7	TENKAI	日立情報システムズ	
8	f-staff	エフコム	
9	WINS 公営企業会計システム	両毛システムズ	
10	Management Keeper	東洋テック株式会社	

以上のとおり、市販の企業会計システムは、数多く存在しているが、主な機能については、概ね次のとおりである。

表 4-2 企業会計システムの主な機能

システム項目	システム機能
会計基本システム	出納会計処理、月次決算、監査資料作成
サブシステム	
予算編成システム	予算要求書作成、査定資料作成、予算書の作成
固定資産管理システム	固定資産台帳管理、減価償却費算定、予定減価償却費算定、固定資産明細書作成
企業債システム	企業債台帳管理、元利償還表作成、予定元利償還費作成、企業債明細書作成
決算統計システム	決算統計資料の作成
管渠台帳システム(導入済)	受益地管理機能、工事台帳管理機能、維持管理情報管理機能
施設台帳システム	機器台帳管理機能、改築修繕履歴台帳管理機能、資材管理機能、点検計画支援機能、固定資産管理機能

4.2 本町におけるシステム稼動状況の確認

本町においては、既に、上水道事業において企業会計システムが導入されているため、参考として、当該企業会計システムの概要を次に整理する。

表 4-3 水道事業に導入済みの企業会計システムの概要

項目		内容または概況
商品名等		公営企業会計システム Management Keeper2
販売会社		大崎データテック株式会社
システム構成		①会計基本システム ②納付書システム ③予算編成システム ④固定資産管理システム ⑤貯蔵品管理システム ⑥企業債システム ⑦決算統計システム(決算・決算統計、繰越予算)
サポート等		障害対応(平日:電話・FAX・メール、それ以外:FAX・メール) 照会対応(平日:電話・FAX・メール、それ以外:FAX・メール) 定期保守点検、法定点検対応 等
職員研修・導入支援		経理担当者向け研修(時間、講師 名+補助 名) システム管理者向け研修(時間、講師 名+補助 名)
導入実績	上水道	県内 団体 (平成 年 月時点) 全国 団体 (平成 年 月時点)
	下水道	団体 (平成 年 月時点)
その他		

4.3 システム導入に関する条件整理

前述のとおり市販の企業会計システムは多数あり、システム構成についても、サブシステムを含めると様々であるが、当該システムに関しては、職員が利用しやすく、継続して利用されることが望ましいため、企業会計システムの導入にあたり、最低限考慮すべき要件として考えられる事項を次に整理する。

- ☐ 必要に応じてサブシステム選択の自由度が高いこと
- ☐ 法改正等のバージョンアップに迅速に対応できること
- ☐ 障害発生時に迅速なサポートが出来る(茨城県または近県に担当者が配置されている)こと
- ☐ 職員研修等の支援の充実していること

上記の要件を満たした上で、導入を検討する企業会計システムにおいて、備える望ましいと考えられる主な機能を次に整理する。

表 4-4 企業会計システムにおいて備える必要があると考えられる主な機能

主な機能		内 容
基本システム	会計基本機能	予算編成機能からの取込み(当初予算・補正予算データ)一般的な月次財務諸表及び帳簿が作成
	予算編成・予算書作成	当初予算及び補正予算への対応 会計基本機能へ出力
	決算書・決算統計作成	会計基本機能に基づく決算書作成(入力データより) 総務省決算統計資料の作成
サブシステム	固定資産管理	固定資産明細書の決算書原稿の作成 汚水・雨水等の施設区分
	執行管理システム	事業別・予算別の執行管理 一連の執行管理業務をサポート
	工事管理	工事台帳の作成 工事の進捗状況のチェック 固定資産管理データとの入出力 ※必須ではないが、現状で工事台帳当等が存在しないため備えることが望ましいと判断した。
	企業債管理	企業債明細書の決算原稿の作成 借り換え及び繰上償還処理への対応 ※別途、起債管理システムがあれば不要。

4.4 企業会計システム導入に向けた基本方針

企業会計システムが備えるべき最低条件等を考慮した上で、今後、本町の下水道事業における企業会計システムの導入方法としては、次に示す方法が考えられる。

導入方法 1:水道事業と同様の企業会計システムを導入

- 水道事業と同様のシステムを導入することにより、サーバー等のハードウェアや、ソフトウェアの購入に掛かる費用を削減できる可能性が高い。
- 既に使用されているシステムであるため、本町においても機能や操作方法が熟知されており、また、サポート体制の充実も期待できる。
- 一方で、導入にあたっては、水道事業との協議、責任範囲や費用負担の明確化等調整が不可欠となる。

導入手法 2:本町独自のシステムを開発・導入

- 本町の下水道事業で独自のシステムを開発・導入することで、下水道事業の特性(台帳システムとの連携等)に即したシステム開発を期待できる。
- 導入にあたっては各種機能や操作方法、既存システムとの連携等に関する検討が必要で有り、導入費用に関しては、高価になることが予想される。

以上の2種類の導入手法について、導入に掛かる概算費用を算出した結果を次表に整理する。ここで、導入手法1に関しては、前述のとおりハードウェアとソフトウェアの購入に掛かる費用を大幅に削減できるため、安価となることが確認された。

表 4-5 企業会計システム導入概算費用

種別		導入方法1		導入方法2	
概要		既に水道事業で導入されている企業会計システムを下水道事業でも導入する		下水道事業独自で新規の企業会計システムを導入する。	
概算費用	①ソフトウェア費用	・基本システム(会計基本、納付書、予算編成、固定資産、貯蔵品、企業債、決算統計) ※水道事業にて導入しているためライセンス費用にて計上	-	・基本システム(予算編成、執行管理、決算管理) ・サブシステム(固定資産、納付書、起債管理、貯蔵品)	5,500,000
	②ライセンス費用等	1サーバー&1クライアント	2,500,000	5ライセンス分 ※最低ライセンス、上記以下は同額	300,000
	③カスタマイズ費用	標準カスタマイズ(振込通知書、合計残高試算表、納付書)	200,000	標準仕様にて対応	300,000
	④導入諸経費等	セットアップ、データ入力、仕様打合せ、導入時説明会、納入立会い、諸経費	4,000,000	初期導入費一式、システム研修費、データ入力支援サービス費等	3,000,000
	⑤ハードウェア関連		-	サーバー・デスクトップPC、バックアップ装置※仕様により価格変動有り	2,000,000
	⑥小計		6,700,000		11,100,000
	⑦保守点検	60か月分	2,300,000	60か月分	2,300,000
	⑧合計		9,000,000		13,400,000

5. 全体スケジュールの検討

5.1 法適化に関する作業体制

公営企業法の適用にあたっては、適用の準備段階において庁内の調整業務（詳細は次頁参照）が多数生じることが想定され、また、コンサルタントに委託する場合には、その進捗管理等の必要性も生じるため、担当職員を選任して取り組むことが必要であると考えられる。

次表は、法適化に関する実施体制の案を示したものであるが、法適化に関する業務には、専門性を求められる業務や、複数の関係部署との調整を要する業務が多数含まれるため、庁内の実務経験者を配置することが望ましいと考えられる。

表 5-1 法適化に関する実施体制(案)

種 別	役割分担	主に担当する業務内容
監督者	総括	法適化に関する業務全般の管理監督
担当者1	事務担当	会計事務、条例・規則等の改正、関係部局との調整等
担当者2	技術担当	固定資産調査及び評価、関係部局との調整等

5.2 法適化に関するスケジュール

法適化に関するスケジュールの検討にあたっては、最も作業時間を有すると考えられる資産調査・評価について十分考慮する必要がある。ここで、各作業区分において要する期間については、「下水道事業における企業会計導入の手引き-2008年版-(社)日本下水道協会」において、次のとおり示されている。

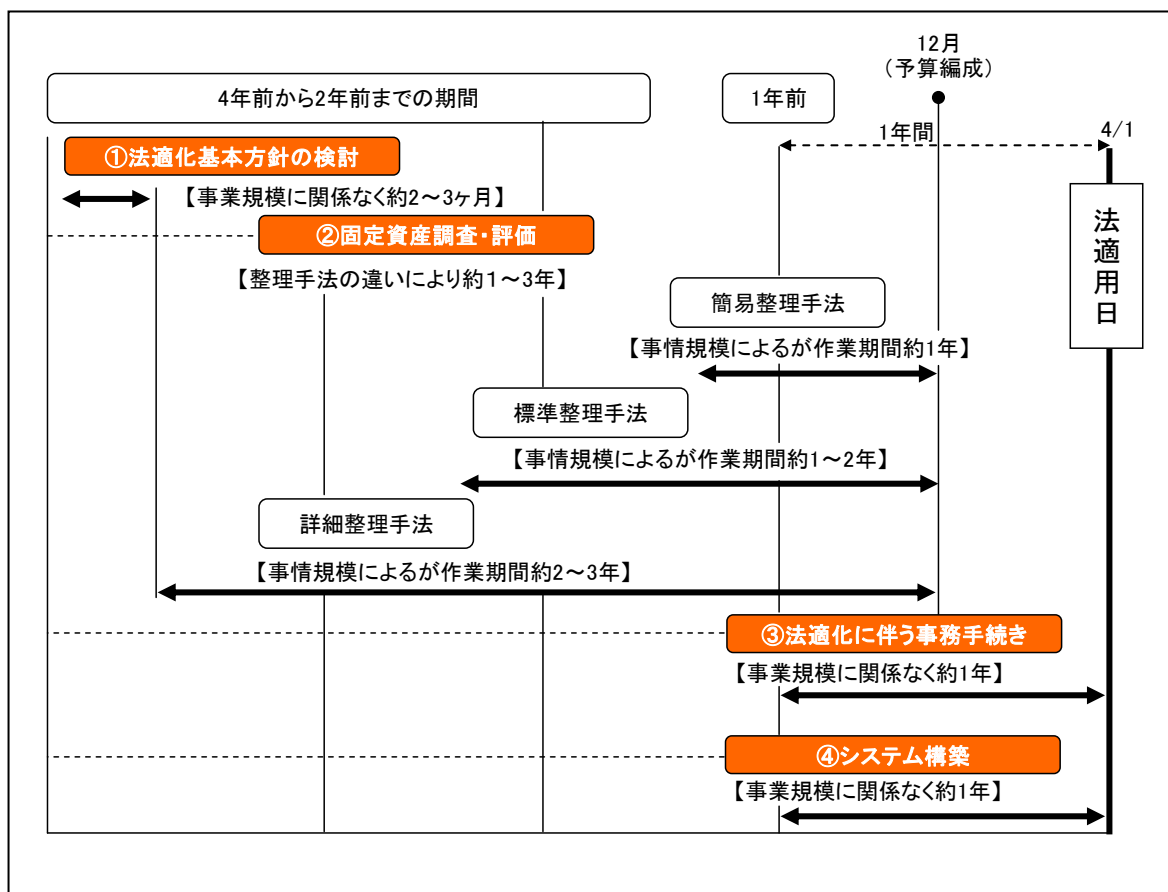


図 5-1 各作業区分の必要期間

上記のとおり、法適化に関する準備には、最低でも約2年、標準で3年程度が必要となる。特に、資産調査・評価については、業務委託を想定したものであるが、仮に、直営で行う場合には、人員確保の状況を踏まえた上で更なる期間を要するものと考えられる。

なお、既に法適化を実施した事業体におけるアンケート結果では、次に示すとおり全体で要した期間が、1年から3年10ヶ月程度となっており、人口が5万人未満の比較的小規模な事業体においては、サンプル数が少ないものの、概ね2年程度の期間を要している状況である。

表 5-2 業務委託した場合の作業期間に関するアンケート調査結果

人口区分	市町村数	平均作業期間(年)				
		全体	内訳			
			基礎調査	資産調査	移行事務支援	システム
30万人以上	11	3年10ヶ月	1年6ヶ月	2年4ヶ月	2年	2年5ヶ月
10万人以上30万人未満	8	2年7ヶ月	1年4ヶ月	3年	2年3ヶ月	1年8ヶ月
5万人以上10万人未満	12	2年6ヶ月	1年3ヶ月	1年11ヶ月	1年5ヶ月	1年6ヶ月
3万人以上5万人未満	10	1年8ヶ月	1年6ヶ月	1年4ヶ月	1年5ヶ月	1年1ヶ月
1万人以上3万人未満	4	10ヶ月	6ヶ月	6ヶ月		10ヶ月
1万人未満	2	1年8ヶ月			1年	1年
合計	47	1年7ヶ月	1年6ヶ月	2年3ヶ月	2年3ヶ月	1年7ヶ月

以上から、本町においても、概ね2年間程度の作業期間を確保することが必要と考えられるが、前述のとおり、担当職員の配置等人員確保の問題等が懸念され、また、関係部局との調整に要する時間等を考慮すると、状況によっては、3年間程度要することも考えられる。

参考として、次頁には、法適化に関するスケジュールを添付する。

表 5-3 法適化に関するスケジュール

[illegible]

6. 法適化に際し対応すべき経営課題等調査(影響調査)

6.1 下水道事業経営に関する概略検討

法適化により、現在の官公庁会計(現金主義、単式簿記)から公営企業会計(発生主義、複式簿記)に移行することとなる。公営企業会計では、減価償却費を毎年度費用として認識することとなる。この影響がどのように現れるのか、さらには事業計画に取組んだ結果、将来の財務状況はどうなるのかについて、概略を把握することを目的に、決算統計及び決算書をベースに損益計算書(簡易版)を作成する。

6.1.1 形成資産の認識に関する前提条件

本来であれば、これまで整備してきた管きょ・処理場・設備施設など、資産区分別の供用年次と財源内訳、起債ごとの交付税措置の基準など、詳細に資産情報を明らかにする必要がある。

本調査では、その様な資産認識を行うことが困難であるため、決算統計及び決算書をベースに、資産の認識のために次のような条件を設定することとした。

1) 形成資産規模の特定

資産は、大きく2つに分けることができる。一つは町が所有する現物の資産(有形固定資産)、もう一つは流域下水道事業者が所有する資産を利用する権利(無形固定資産)である。

また、資産のうち土地などを除く価値が経年によって低下する資産については、財務諸表を作成する場合に耐用年数ごとに認識する必要がある。

本調査では、資産の内訳を厳密に供用年度ごとに整理することは困難であるため、次に示すとおり、有形固定資産、無形固定資産それぞれ認識することとした。

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、決算書「歳出」における「款:1. 下水道事業 項:1、下水道事業 目:2. 下水道整備事業費」を対象とし、当該目の中から「節:19 負担金・補助金及び交付金、22 補償・補填及び賠償金、23 償還金、利子及び割引料、27 公課費」を除いた額に対応するものと仮定した。

将来の資産形成については、事業計画における建設費を設定する。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、主に流域下水道施設の利用権を想定し、決算書「歳出」における「款:1. 下水道事業 項:1、下水道事業 目:1. 流域下水道事業費、節:19 負担金、補助及び交付金」の額に対応するものと仮定した。

但し、平成 15 年度からの常北町、及び城里町においては、当該科目が設定されていない。

そこで、建設負担金によって整備される県による流域下水道事業の規模が、町への流域下水道事業に対する国庫支出金の支給額と同様の傾向となるものと仮定し、次の通り算定した。

- ① 決算書「歳入」における「款:3. 国庫支出金、項:1. 国庫補助金、目:下水道事業国庫補助金、節:1. 流域関連公共下水道事業補助金」の平成 5 年度から平成 14 年度までの年平均額を1とし、平成 15 年度以後の当該補助金の比率を算出する。
- ② 常北町の平成 14 年度決算書「歳出」における「款:1. 下水道事業 項:1、下水道事業 目:1. 流域下水道事業費、節:19 負担金、補助及び交付金」の平成 5 年度から平成 14 年度までの年平均額に、①で算定した比率を乗じ、各年の負担金相当を算定する。

なお、将来の流域建設負担金については、事業計画における建設費の内訳分を設定する。

2) 資産形成財源の推定

(1) 資産形成総額に対する財源内訳の推定

一般的に新規建設事業が主であった下水道事業では、主に資産形成の財源は「A. 下水道事業負担金(受益者負担金)」「B. 国県支出金」「C. 一般会計繰入金」「D. 起債」によってまかなわれている。

そこで、次の考え方にに基づき、平成 5 年度から平成 24 年度までの総額に対し、資産形成に係る財源割合を算定し、各年度の財源内訳を推定することとする。

なお、推定した各年度の財源額は、各年度の現金の出入り(決算書の額)とは異なるが、発生主義会計の観点から建設仮勘定等の対応も考えられることから、問題ないこととする。

- ① 「A. 下水道事業負担金(受益者負担金)」「B. 国県支出金」「D. 起債」は、基本的に建設事業に伴って発生する経費であるため、各年の当該費用は資産形成の財源として優先的に対応付けする。
- ② 但し、「D. 起債」には、借換債なども含まれていることから、その分を除いた額を充当したものとする。
- ③ 各年の資産形成費用に対し、①の額を差し引いた分を「C. 一般会計繰入金」から充当したものとする。
- ④ なお、平成 23・24 年度に計上されている国庫負担金の「1.災害復旧事業費国庫負担金」、町債の「2.災害復旧事業債」については、資産形成には対応しないものとした。

(2) 資産別の財源推定

資産別に次の通り推定した。なお、将来の資産形成の財源内訳については、事業計画における予定財源を設定した。

- ① 無形固定資産(流域下水道施設利用権)については、「A. 下水道事業負担金(受益者負担金)」が対応しないものと考え、「B. 国県支出金」を50%、「D. 起債」を50%充当するものとした。
- ② 有形固定資産については、(1)で推定した各充当財源から、①で無形固定資産に充当した額をそれぞれ除き、残額を充当財源とした。

3) 減価償却費及び長期前受金の推定

(1) 償却方法・耐用年数の設定

地方公営企業法財務規定の考え方にに基づき、それぞれ次の通り設定する。

- ① 減価償却の方法は、有形固定資産、無形固定資産ともに定額法とし、残存価格を取得価格の5%とする。
- ② 耐用年数は、有形固定資産(町事業)については、圧倒的に管きょ等の構築物の費用が大きいことから50年と設定する。無形固定資産(流域下水道事業)については、処理場等も含まれていることから40年と設定する。
- ③ これらの考え方により、減価償却費及び長期前受金戻入を算定する。

(2) 減価償却費・長期前受金戻入の発生

地方公営企業では、そもそも会計年度を超える建設事業は、建設仮勘定を設定し、供用開始年度に資産計上と長期前受金の負債計上が行われ、翌年度からそれぞれ損失・収益の認識がなされる。

本推計では、建設仮勘定の情報が未整備なため、官庁会計において事業費が発生した年度に資産形成されたものとし、翌年度から減価償却費と長期前受戻入を発生させることとした。

4) 起債・公債費等の取扱い

(1) 起債の設定

将来の資産形成に対しては、事業計画において設定されている起債額を充当するものとし、次の条件を設定する。

- ① 償還期間は25年間とし、元金償還は5年間据置きとする。
- ② 元利均等払いとし、年賦とする。なお、以下の式で算定した賦金率を用いることとする。

$$a = \{r(1+r)^n\} / \{(1+r)^n - 1\}$$

$$a = \text{賦金率} \quad r = \text{利率} \quad n = \text{償還回数}$$

- ③ 利息は、年率2%とする。

過去の資産形成にかかる起債については、平成 24 年度決算統計における地方債年度別償還状況調により、次の方法で元利償還計画の設定を行う。

- ④ 平成 25 から 34 年度までは、元金・利子ともに年度ごとの予定額が整理されているため、それを用いる。
- ⑤ 平成 35 年度以降の元金償還総額から、平成 25～33 年度までの未償還元金を推定し、その推移に対して近似式を当てはめ、次式で示される相関係数が最も高い直線回帰式を設定した。

$$Y = -318985x + 6000000$$

決定係数 R^2 0.9981 、 相関係数 R 0.9990

- ⑥ その直線回帰式により、平成 35 年度以降の年度ごとの未償還元金を推計した。
- ⑦ 利息は、次の通り利子率を算定したのち、前年度未償還元金に利子率をかけて算定した。
- ⑧ 平成 25 から 34 年度までの利子率を推定した結果、利子率は 4 年単位で 0.01 ずつ減少しているため、その傾向が続くと仮定し、近年の最低利子率 1.5% まで低下するものとして算定した。なお、1.5% に達した後は 1.5% で一定を保つものとした。

表 6-1 過去形成資産の年度別元利償還予定表

合計		単位: 千円			
		元金	利子	利子対象元金	推定利子率
(2013年)	H25	244,666	137,124	6,254,822	0.022
(2014年)	H26	259,775	131,052	6,010,156	0.022
(2015年)	H27	282,234	124,564	5,750,381	0.022
(2016年)	H28	297,134	117,641	5,468,147	0.022
(2017年)	H29	314,516	110,422	5,171,013	0.021
(2018年)	H30	325,799	102,829	4,856,497	0.021
(2019年)	H31	333,590	95,002	4,530,698	0.021
(2020年)	H32	341,592	86,961	4,197,108	0.021
(2021年)	H33	347,354	78,734	3,855,516	0.02
(2022年)	H34	345,378	70,455	3,508,162	0.02
(2023年)	H35以降	3,162,784	405,701	3,162,784	

(2) 公債費等の設定

公債費等については、それぞれ次の通り設定する。

- ① 元金及び利子については、“4)(1)”の設定に基づき算定し、それぞれ収益的収支、資本的収支に対応させるものとする。
- ② なお、将来の資産形成及び、“4)(1)”の⑤及び⑥に対応する元利(元金償還と利息)に対しては、平成 25 年度地方債ガイドブック(茨城県)を参考にし、44%分(処理区域内人口密度 25 人未満)を基準内繰入(5-1④)として計上する。

6.1.2 損益計算書作成のための前提条件

損益計算書作成のためには、資産形成に関する収支以外にも、施設を維持管理し事業サービスを提供するために必要となる費用や収益の設定も必要となる。

本調査では、前述までの資産形成に関わる各種設定条件とともに、決算統計データに基づく近年の傾向を踏まえ、次の通り設定した。

1) 収益的収支に係る推計条件設定

(1) 収益

将来の収益については、次の通り設定する。

- ① 使用料は、平成 30 年度までは事業計画の値を用いることを基本とするが、推計当初に決算統計による実績値を大幅に下回るため、決算統計における平成 19～23 年度値の年平均に回復するまでは、その値(5年間平均値)を用いる。その後は平成 30 年度の計画区域内人口を基準に変化率を設定し、その変化率によって使用料を算定する。
- ② その他収益については、一定値で推移することとし、決算統計における平成 22 年度値と平成 23 年度値の概ね中間値である 35 万円と設定した。
- ③ 他会計補助金は、基準内繰入額を④において算定するため見込まない。
- ④ 基準内繰入は、“7-1-1 4)(2)”の②の通り、“7-1-1 4)(1)”の⑤及び⑥に対応する利息に対し、平成 25 年度地方債ガイドブック(茨城県)を参考にし、44%分(処理区域内人口密度 25 人未満)を計上する。
- ⑤ 国庫補助金、都道府県補助金は見込まないものとする。

(2) 費用

将来の費用については、次の通り設定する。

- ① 営業費用については、減価償却費を除き、決算統計による過去の平均値が一定で推移するものとし設定する。なお、平成 23 年度については、他年度と大きく異なるため、平成 19～22 年度の平均値を用いる。

2) 資本的収支に係る推計条件設定

資本的収入は、他会計補助金以外について“7-1-1 2)(1)”の③の通り設定する。

他会計補助金の将来値は、一般会計からの基準内繰入金以外を推定するものとし、“7-1-21)(1)”の③及び④と同様の考え方で次の通り算定する。

なお、平成 25 年度の流域に関する事業費については、平成 26 年度の事業計画と同じ値を用いることとした。

- ① 他会計補助金は、事業計画における各年の町費額を基準額とし、この基準額から次の②で推定する基準内繰入額を引いた値を設定する。なお、②基準内繰入額が基準額を上回る場合は、他会計補助金は0とする。
- ② “7-1-1 4)(2)”の②の通り、“7-1-1 4)(1)”の⑤及び⑥に対応する元金償還額に対し、平成 25 年度地方債ガイドブック(茨城県)を参考にし、44%分(処理区域内人口密度 25 人未満)を計上する。

表 6-2 年度別減価償却費の算定一覧表

減価償却計算						(2013年)	(2014年)	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)
年度	資産区分	相当額	耐用年数	償却率	償却額	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
H5	有形固定資産	583.148	50	0.020	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080	11.080
	無形固定資産	159.882	40	0.025	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797	3.797
H6	有形固定資産	476.040	50	0.020	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045	9.045
	無形固定資産	204.082	40	0.025	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846	4.846
H7	有形固定資産	628.139	50	0.020	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935	11.935
	無形固定資産	66.258	40	0.025	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574	1.574
H8	有形固定資産	486.707	50	0.020	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247	9.247
	無形固定資産	290.565	40	0.025	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901	6.901
H9	有形固定資産	401.905	50	0.020	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636	7.636
	無形固定資産	110.315	40	0.025	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620	2.620
H10	有形固定資産	439.259	50	0.020	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346	8.346
	無形固定資産	135.293	40	0.025	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213	3.213
H11	有形固定資産	554.573	50	0.020	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537	10.537
	無形固定資産	73.376	40	0.025	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743	1.743
H12	有形固定資産	440.346	50	0.020	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367	8.367
	無形固定資産	69.947	40	0.025	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661
H13	有形固定資産	748.097	50	0.020	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214	14.214
	無形固定資産	20.059	40	0.025	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76
H14	有形固定資産	658.276	50	0.020	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507	12.507
	無形固定資産	16.742	40	0.025	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98	3.98
H15	有形固定資産	918.612	50	0.020	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454	17.454
	無形固定資産	63.287	40	0.025	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503	1.503
H16	有形固定資産	876.263	50	0.020	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649	16.649
	無形固定資産	57.096	40	0.025	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356	1.356
H17	有形固定資産	571.611	50	0.020	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861	10.861
	無形固定資産	33.707	40	0.025	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01
H18	有形固定資産	564.212	50	0.020	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720	10.720
	無形固定資産	84.153	40	0.025	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999	1.999
H19	有形固定資産	672.958	50	0.020	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786	12.786
	無形固定資産	127.491	40	0.025	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028	3.028
H20	有形固定資産	658.949	50	0.020	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520	12.520
	無形固定資産	72.344	40	0.025	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718	1.718
H21	有形固定資産	858.532	50	0.020	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312	16.312
	無形固定資産	52.968	40	0.025	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258	1.258
H22	有形固定資産	445.134	50	0.020	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458	8.458
	無形固定資産	32.675	40	0.025	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76	7.76
H23	有形固定資産	490.566	50	0.020	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321	9.321
	無形固定資産	74.522	40	0.025	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770	1.770
H24	有形固定資産	612.780	50	0.020	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643	11.643
	無形固定資産	79.911	40	0.025	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898	1.898
H25	有形固定資産	353.300	50	0.020	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713
	無形固定資産	2.400	40	0.025	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
H26	有形固定資産	353.300	50	0.020	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713	6.713
	無形固定資産	2.400	40	0.025	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
H27	有形固定資産	494.000	50	0.020	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386
	無形固定資産	2.400	40	0.025	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
H28	有形固定資産	494.000	50	0.020	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386	9.386
	無形固定資産	2.400	40	0.025	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
H29	有形固定資産	400.000	50	0.020	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600
	無形固定資産	2.400	40	0.025	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
H30	有形固定資産	400.000	50	0.020	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600	7.600
	無形固定資産	2.400	40	0.025	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
H31	有形固定資産	0	50	0.020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H32	有形固定資産	0	50	0.020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H33	有形固定資産	0	50	0.020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H34	有形固定資産	0	50	0.020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H35	有形固定資産	0	50	0.020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費計（単位：千円 税込）						259.433	272.974	279.744	286.514	295.957	305.400	313.057	320.714	320.714	320.714	320.714
						217.995	229.638	236.351	243.064	252.450	261.836	269.436	277.036	277.036	277.036	277.036
						41.438	43.336	43.393	43.450	43.507	43.564	43.621	43.678	43.678	43.678	43.678

表 6-3 年度別長期前受金戻入の算定一覧表

長期前受金							(2013年)	(2014年)	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)
年度	資産区分	相当額	耐用年数	償却率	戻入額		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
H5	有形固定資産	203,879	50	0.020	3,874		3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874
	無形固定資産	79,941	40	0.025	1,899		1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899
H6	有形固定資産	157,752	50	0.020	2,997		2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997
	無形固定資産	102,031	40	0.025	2,423		2,423	2,423	2,423	2,423	2,423	2,423	2,423	2,423	2,423	2,423	2,423
H7	有形固定資産	232,114	50	0.020	4,410		4,410	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410
	無形固定資産	33,129	40	0.025	787		787	787	787	787	787	787	787	787	787	787	787
H8	有形固定資産	151,617	50	0.020	2,881		2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881
	無形固定資産	145,283	40	0.025	3,450		3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
H9	有形固定資産	140,498	50	0.020	2,669		2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669	2,669
	無形固定資産	55,158	40	0.025	1,310		1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
H10	有形固定資産	151,819	50	0.020	2,885		2,885	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885
	無形固定資産	67,647	40	0.025	1,607		1,607	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607
H11	有形固定資産	203,173	50	0.020	3,860		3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860
	無形固定資産	36,688	40	0.025	871		871	871	871	871	871	871	871	871	871	871	871
H12	有形固定資産	159,946	50	0.020	3,039		3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039	3,039
	無形固定資産	34,974	40	0.025	831		831	831	831	831	831	831	831	831	831	831	831
H13	有形固定資産	283,387	50	0.020	5,384		5,384	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384
	無形固定資産	10,030	40	0.025	238		238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238
H14	有形固定資産	249,470	50	0.020	4,740		4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740
	無形固定資産	8,371	40	0.025	199		199	199	199	199	199	199	199	199	199	199	199
H15	有形固定資産	343,418	50	0.020	6,525		6,525	6,525	6,525	6,525	6,525	6,525	6,525	6,525	6,525	6,525	6,525
	無形固定資産	31,643	40	0.025	752		752	752	752	752	752	752	752	752	752	752	752
H16	有形固定資産	327,973	50	0.020	6,231		6,231	6,231	6,231	6,231	6,231	6,231	6,231	6,231	6,231	6,231	6,231
	無形固定資産	28,548	40	0.025	678		678	678	678	678	678	678	678	678	678	678	678
H17	有形固定資産	214,364	50	0.020	4,073		4,073	4,073	4,073	4,073	4,073	4,073	4,073	4,073	4,073	4,073	4,073
	無形固定資産	16,854	40	0.025	400		400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
H18	有形固定資産	205,583	50	0.020	3,906		3,906	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906
	無形固定資産	42,077	40	0.025	999		999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
H19	有形固定資産	242,007	50	0.020	4,598		4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598
	無形固定資産	63,745	40	0.025	1,514		1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514
H20	有形固定資産	243,164	50	0.020	4,620		4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620
	無形固定資産	36,172	40	0.025	859		859	859	859	859	859	859	859	859	859	859	859
H21	有形固定資産	321,687	50	0.020	6,112		6,112	6,112	6,112	6,112	6,112	6,112	6,112	6,112	6,112	6,112	6,112
	無形固定資産	26,484	40	0.025	629		629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629
H22	有形固定資産	166,174	50	0.020	3,157		3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157
	無形固定資産	16,338	40	0.025	388		388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388
H23	有形固定資産	178,589	50	0.020	3,393		3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393
	無形固定資産	37,261	40	0.025	885		885	885	885	885	885	885	885	885	885	885	885
H24	有形固定資産	224,636	50	0.020	4,268		4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268
	無形固定資産	39,955	40	0.025	949		949	949	949	949	949	949	949	949	949	949	949
H25	有形固定資産	159,600	50	0.020	3,032		3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	有形固定資産	159,600	50	0.020	3,032		3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	有形固定資産	218,000	50	0.020	4,142		4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	有形固定資産	218,000	50	0.020	4,142		4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142	4,142
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	有形固定資産	166,000	50	0.020	3,154		3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	有形固定資産	166,000	50	0.020	3,154		3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H31	有形固定資産	0	50	0.020	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H32	有形固定資産	0	50	0.020	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H33	有形固定資産	0	50	0.020	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H34	有形固定資産	0	50	0.020	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H35	有形固定資産	0	50	0.020	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産	0	40	0.025	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期前受金戻入 (単位: 千円 税込み)							100,073	105,290	108,322	111,354	115,496	119,638	122,792	125,946	125,946	125,946	125,946
								有形固定資産									
								無形固定資産									
							20,719	21,668	21,668	21,668	21,668	21,668	21,668	21,668	21,668	21,668	21,668

表 6-4 年度別元利償還額及び基準内繰入額一覧表

起債償還計画 (単位: 千円 税込み)		(2013年)	(2014年)	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
新規分	元金	0	0	0	0	0	0	7,022	14,044	23,976	33,908	42,188	
	利息	0	3,392	6,716	11,446	16,148	20,052	23,972	23,892	23,892	23,892	23,892	
	小計	0	3,392	6,716	11,446	16,148	20,052	30,994	37,936	47,868	57,800	66,080	
	未償還元金	0	166,208	332,416	567,518	802,620	998,620	1,187,598	1,173,554	1,149,578	1,115,670	1,073,482	
既存分	元金	244,666	259,775	282,234	297,134	314,516	325,799	333,590	341,592	347,354	345,378	352,634	
	利息	137,124	131,052	124,564	117,641	110,422	102,829	95,002	86,961	78,734	70,455	63,256	
	小計	381,790	390,827	406,798	414,775	424,938	428,628	428,592	428,553	426,088	415,833	415,890	
	未償還元金	6,010,156	5,750,381	5,468,147	5,171,013	4,856,497	4,530,698	4,197,108	3,855,516	3,508,162	3,162,784	2,810,150	
新規分＋既存分	元金	244,666	259,775	282,234	297,134	314,516	325,799	340,612	355,636	371,330	379,286	394,822	
	利息	137,124	134,444	131,280	129,087	126,570	122,881	118,974	110,853	102,626	94,347	87,148	
	小計	381,790	394,219	413,514	426,221	441,086	448,680	459,586	466,489	473,956	473,633	481,970	
	未償還元金	6,010,156	5,916,589	5,800,563	5,738,531	5,659,117	5,529,138	5,384,706	5,209,070	4,957,740	4,728,454	4,483,632	
基準内繰入（元利償還に対する地方交付税措置）													
	元金分	44.0%	107,653	114,301	124,183	130,739	138,387	143,352	149,869	156,480	163,385	166,886	173,722
	利息分	44.0%	60,335	59,155	57,963	56,798	55,691	54,068	52,349	48,775	45,155	41,513	38,345
	小計	44.0%	167,988	173,456	181,946	187,537	194,078	197,419	202,218	205,255	208,541	208,399	212,067

表 6-5 起債年次別の年度別元利償還額等一覧表

起債償還						単位：千円 税込み											
年度	起債額	期間	利息	賦金定率		(2013年) H25	(2014年) H26	(2015年) H27	(2016年) H28	(2017年) H29	(2018年) H30	(2019年) H31	(2020年) H32	(2021年) H33	(2022年) H34	(2023年) H35	
H25	169,600	25	2.0%	0.061	元金							7,022	7,022	7,022	7,022	7,022	
					利息							3,324	3,324	3,324	3,324	3,324	
					小計							10,346	10,346	10,346	10,346	10,346	
					未償還元金		166,208	166,208	166,208	166,208	166,208	159,186	152,164	145,142	138,120	131,098	
H26	169,600	25	2.0%	0.061	元金							7,022	7,022	7,022	7,022		
					利息							3,324	3,324	3,324	3,324	3,324	
					小計							10,346	10,346	10,346	10,346	10,346	
					未償還元金			166,208	166,208	166,208	166,208	166,208	159,186	152,164	145,142	138,120	
H27	239,900	25	2.0%	0.061	元金									9,932	9,932	9,932	
					利息				4,798	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702
					小計				4,798	4,702	4,702	4,702	4,702	14,634	14,634	14,634	
					未償還元金				235,102	235,102	235,102	235,102	235,102	225,170	215,238	205,306	
H28	239,900	25	2.0%	0.061	元金										9,932	9,932	
					利息				4,798	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702	4,702
					小計				4,798	4,702	4,702	4,702	4,702	14,634	14,634	14,634	
					未償還元金				235,102	235,102	235,102	235,102	235,102	235,102	225,170	215,238	
H29	200,000	25	2.0%	0.061	元金											8,280	
					利息						4,000	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
					小計						4,000	3,920	3,920	3,920	3,920	12,200	
					未償還元金						196,000	196,000	196,000	196,000	196,000	187,720	
H30	200,000	25	2.0%	0.061	元金											3,920	
					利息						4,000	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	
					小計						4,000	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	
					未償還元金						196,000	196,000	196,000	196,000	196,000	196,000	
H31	0	25	2.0%	0.061	元金											0	
					利息								0	0	0	0	
					小計								0	0	0	0	
					未償還元金								0	0	0	0	
H32	0	25	2.0%	0.061	元金											0	
					利息									0	0	0	
					小計									0	0	0	
					未償還元金									0	0	0	
H33	0	25	2.0%	0.061	元金											0	
					利息										0	0	
					小計										0	0	
					未償還元金										0	0	
H34	0	25	2.0%	0.061	元金											0	
					利息											0	
					小計											0	
					未償還元金											0	
H35	0	25	2.0%	0.061	元金											0	
					利息											0	
					小計											0	
					未償還元金											0	
新規分	元金					0	0	0	0	0	0	7,022	14,044	23,976	33,908	42,188	
	利息					0	3,392	6,716	11,446	16,148	20,052	23,972	23,892	23,892	23,892	23,892	
	小計					0	3,392	6,716	11,446	16,148	20,052	30,994	37,936	47,868	57,800	66,080	
	未償還元金					0	166,208	332,416	567,518	802,620	998,620	1,187,598	1,173,554	1,149,578	1,115,670	1,073,482	

6.1.3 損益計算書(簡易版)の概要

1) 収益及び費用の傾向

使用料収入は、事業計画が進むにつれ 9000 万円から 1 億円程度へと増加しており、起債の利息に対応する基準内繰入は 1 億 6000 万円～1 億 7500 万円程度で推移している。

非キャッシュの長期前受金戻入についても、事業が進むに連れ 1 億円から 1 億 3000 万円程度へと増加している。

費用についても事業計画が進み、減価償却資産と起債が増えることで、減価償却費は 2 億 6000 万円から 3 億 2000 万円程度へ、利息は平成 25 年度の 1 億 3712 万円から平成 35 年度には 8714 万円と減少を続けている。

利息については、シミュレーションの条件上、利率の設定によって上下するものの、基準内繰入は利息に対し一定割合(44%)で算出しているため、費用と収益の傾向は変わらないものと考えられる。

毎年、2 億から 2.2 億円程度の損失が発生しており、平成 25 年度当初の累積欠損金を 0 とした場合、平成 29 年度末には 8.7 億円程度、平成 35 年度末には 21.6 億円程度の累積欠損金となることが見込まれる。

2) 経費回収率による分析

本調査では、受取利息及び配当金や特別利益、特別損益などを見込んでいないため、単純に総収益と総費用との比率を経費回収率として考えると、経費回収率は 53～57%程度で推移するものと算定される。

地方公営企業として受益者負担を期待すべき経費回収率 70%程度とするには、使用料を今よりも毎年 0.8～0.6 億円確保する必要があり、使用料総額は現在の 1.8 倍程度の額が必要となる。

同様に、経費回収率を 80%程度とするには、使用料を今よりも 1.3～1.1 億円程度確保する必要があり、使用料総額は現在の 2.4 倍程度の額が必要となる。

現状の経費回収率で、非キャッシュ(減価償却費と長期前受金戻入)の影響を排除し、収益的収支と資本的収支の差し引き額を 0 にする(現金収支を 0 にする)には、今後毎年 2.1～2.5 億円程度の基準外繰入金が必要な状況であり、使用料を値上げし経費回収率を 70%まで向上させれば今後毎年 1.4～1.8 億円、80%では今後毎年 0.9～1.3 億万円程度の基準外繰入金が必要な状況である。

これらは、様々な推計条件の設定のもと算定されており、工事台帳ベースの資産と財源内訳の設定などにより精度を高めた上で、適切な使用料や基準外繰入金の水準を検討する必要がある。

表 6-6 損益計算／収益の収支(簡易版)

		(千円／税込み)															
		実績値					推計値										
		(2007年)	(2008年)	(2009年)	(2010年)	(2011年)	(2013年)	(2014年)	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)
■収益の収支(千円)	消費税	H19	H20	H21	H22	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
1. 総収益	26表1列(1)	297,332	319,628	326,227	450,557	571,398	249,584	253,621	256,835	264,302	272,837	281,056	282,277	281,750	277,916	274,167	270,785
(1) 営業収益	26表1(2)	86,982	93,100	93,187	92,108	94,298	89,176	89,176	90,750	96,150	101,650	107,350	107,136	107,029	106,815	106,708	106,494
下水道使用料	26表1(3)	81,623	86,006	90,930	91,681	93,891	88,826	88,826	90,400	95,800	101,300	107,000	106,786	106,679	106,465	106,358	106,144
雨水処理負担金	26表1(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受託工事収益	26表1(5)	0	0	0	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	26表1(6)	5,359	7,094	2,257	270	407	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
(2) 営業外収益	26表1(7)	210,350	226,528	233,040	358,449	477,100	160,408	164,445	166,085	168,152	171,187	173,706	175,141	174,721	171,101	167,459	164,291
国庫補助金	26表1(8)	0	0	0	0	70,652	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県補助金	26表1(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	26表1(10)	210,350	226,528	233,040	358,449	406,448											
基準内繰入金（利息支払分）	—						60,335	59,155	57,763	56,798	55,691	54,068	52,349	48,775	45,155	41,513	38,345
受取利息及び配当金	—																
その他雑収益	26表1(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期前受金戻入	—						100,073	105,290	108,322	111,354	115,496	119,638	122,792	125,946	125,946	125,946	125,946
(3) 特別利益	—																
2. 総費用	21表(32)	192,214	214,106	199,798	214,196	343,762	463,958	474,819	478,425	483,002	489,928	495,682	499,432	498,968	490,741	482,462	475,263
(1) 営業費用	21表(6)	58,616	77,668	61,039	72,276	202,255	326,834	340,375	347,145	353,915	363,358	372,801	380,458	388,115	388,115	388,115	388,115
職員給与費	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職給付引当金	—																
賞与引当金	—																
法定福利費引当金	—																
貸倒引当金	—																
動力費	21表(12)	4,468	5,264	4,961	6,210	7,144	5,226	5,226	5,226	5,226	5,226	5,226	5,226	5,226	5,226	5,226	5,226
光熱水費	21表(13)	29	39	5	43	7	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
通信運搬費	21表(14)	644	682	692	803	825	705	705	705	705	705	705	705	705	705	705	705
修繕費	21表(15)	1,440	762	1,383	2,937	137,650	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
材料費	21表(16)	72	115	0	0	0	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
薬品費	21表(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
路面復旧費	21表(18)	3,423	4,158	2,321	2,817	4,725	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180
委託料	21表(19)	13,011	11,572	10,603	15,838	13,465	12,756	12,756	12,756	12,756	12,756	12,756	12,756	12,756	12,756	12,756	12,756
流域下水道管理運営負担金	21表(27)	30,396	29,340	32,769	37,638	33,168	32,536	32,536	32,536	32,536	32,536	32,536	32,536	32,536	32,536	32,536	32,536
その他営業費用	21表(28)	5,133	25,736	8,305	5,990	5,271	11,291	11,291	11,291	11,291	11,291	11,291	11,291	11,291	11,291	11,291	11,291
減価償却費	—						259,433	272,974	279,744	286,514	295,957	305,400	313,057	320,714	320,714	320,714	320,714
(2) 営業外費用		133,598	136,438	138,759	141,920	141,507	137,124	134,444	131,280	129,087	126,570	122,881	118,974	110,853	102,626	94,347	87,148
支払利息	21表(7)	133,598	136,438	138,759	141,920	141,507	137,124	134,444	131,280	129,087	126,570	122,881	118,974	110,853	102,626	94,347	87,148
地方債利息	21表(8)	133,294	136,438	138,659	141,920	141,403	137,124	134,444	131,280	129,087	126,570	122,881	118,974	110,853	102,626	94,347	87,148
一時借入金利息	21表(9)	304	0	100	0	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金等利息	21表(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業外費用	26表1(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 特別損失	—																
3. 経常利益(損失)		105,118	105,522	126,429	236,361	227,636	-214,374	-221,198	-221,590	-218,700	-217,091	-214,626	-217,155	-217,218	-212,825	-208,295	-204,478
4. 純利益(損失)		105,118	105,522	126,429	236,361	227,636	-214,374	-221,198	-221,590	-218,700	-217,091	-214,626	-217,155	-217,218	-212,825	-208,295	-204,478
前年度利益剰余金(未処理欠損金)							0	-214,374	-435,572	-657,162	-875,862	-1,092,953	-1,307,579	-1,524,734	-1,741,952	-1,954,777	-2,163,072
当期利益剰余金(未処理欠損金)							-214,374	-221,198	-221,590	-218,700	-217,091	-214,626	-217,155	-217,218	-212,825	-208,295	-204,478

表 6-7 資本的収支(簡易版)

(千円/税込み)

			実績値					推計値										
			(2007年) H19	(2008年) H20	(2009年) H21	(2010年) H22	(2011年) H23	(2013年) H25	(2014年) H26	(2015年) H27	(2016年) H28	(2017年) H29	(2018年) H30	(2019年) H31	(2020年) H32	(2021年) H33	(2022年) H34	(2023年) H35
■資本的収支(千円)																		
1. 資本的収入		26表(23)	760,310	759,643	1,001,730	448,564	524,060	436,853	443,501	582,083	588,639	504,387	509,352	149,869	156,480	163,385	166,886	173,722
(1) 企業債(地方債)	—	26表(24)	347,400	335,400	505,900	213,100	253,800	169,600	169,600	239,900	239,900	200,000	200,000	0	0	0	0	0
(2) 他会計出資金	—	26表(25)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 他会計補助金	—	26表(26)	127,622	105,495	132,126	36,248	49,639	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準内繰入金(元金償還分)								107,653	114,301	124,183	130,739	138,387	143,352	149,869	156,480	163,385	166,886	173,722
(4) 他会計借入金	—	26表(27)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 固定資産売却代金	—	26表(28)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 国庫補助金	—	26表(29)	261,800	276,000	325,300	149,600	179,373	155,500	155,500	211,800	211,800	160,000	160,000	0	0	0	0	0
(7) 都道府県補助金	—	26表(30)	2,500	1,800	8,200	2,000	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 工事負担金	—	26表(31)	20,988	40,948	30,204	36,734	40,421	4,100	4,100	6,200	6,200	6,000	6,000	0	0	0	0	0
(9) その他資本的収入	—	26表(32)	0	0	0	10,882	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 資本的支出		26表(33)	889,686	875,701	1,132,985	654,445	736,687	597,966	613,075	776,234	791,134	714,516	725,799	340,612	355,636	371,330	379,286	394,822
(1) 建設改良費		26表(34)	688,222	679,641	914,024	451,417	529,169	353,300	353,300	494,000	494,000	400,000	400,000	0	0	0	0	0
(2) 企業債償還金(地方債)	—	26表(49)	201,464	196,060	218,961	203,028	207,518	244,666	259,775	282,234	297,134	314,516	325,799	340,612	355,636	371,330	379,286	394,822
(3) 他会計長期借入金返還金	—	26表(53)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他会計への繰出金	—	26表(54)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) その他	—	26表(55)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引			-129,376	-116,058	-131,255	-205,881	-212,627	-161,113	-169,574	-194,151	-202,495	-210,129	-216,447	-190,743	-199,156	-207,945	-212,400	-221,100
収益的収支と資本的収支の差引合計			-24,258	-10,536	-4,826	30,480	15,009	-375,487	-390,772	-415,741	-421,195	-427,220	-431,073	-407,898	-416,374	-420,770	-420,695	-425,578

6.2 下水道使用料金の改定について

1) 適切な料金水準について

総務省通知「地方公営企業及び地方団体の財政健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取り扱い(基本通知)」において、経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入を持って賄うべき、料金についてはその公正妥当性および地方公営企業の健全な運営の確保が求められており、事業報酬については適正な率で含ませることが適当であると示している。

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(公営企業に係る部分)の施行に関する取り扱いについて

(昭和27年9月29日自乙発第245号)

最終改正:平成24年1月27日総財公第11号

第一章 地方公営企業法の施行に関する取り扱いについて

第一節 総則に関する事項

三 法の適用を受ける企業の範囲

(九) …(省略)…「主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入を持ってあてゐるもの」とはその経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入を持って賄うことができるものであること。

…(省略)…

第三節 財務に関する事項

四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であつて、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

2) 本町の下水道事業の経費回収率

本町の流域関連公共下水道の経費回収率の推移を見ると、平成 21 年度時点で約 80%となっている。特定環境保全公共下水道の経費回収率の推移を見ると、平成 21 年度で約 60%となっており、いずれも類似団体平均値よりも良い状況となっている。

なお、平成 22 年度、23 年度については、いずれの経費回収率も 100%を超えているが、出典基のデータを確認すると汚水処理原価(資本費)が 0 円となっており、このことが原因で経費回収率が高く表示されている可能性がある。

いずれにしても法非適用企業の場合、資本費が地方債利息等と地方債償還金となるため、汚水処理原価が年度ごとに大きく変動しており、費用を明確にすることができないため、適正な料金算定が難しい。なお、法適用した場合には、資本費が企業債利息と減価償却費となるため、費用を明確にすることが可能となる。

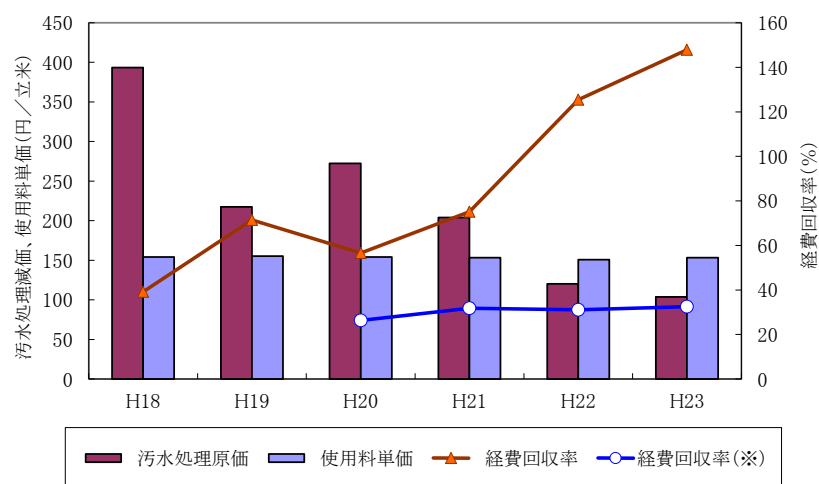


図 6-1 流域関連公共下水道に関する経費回収率

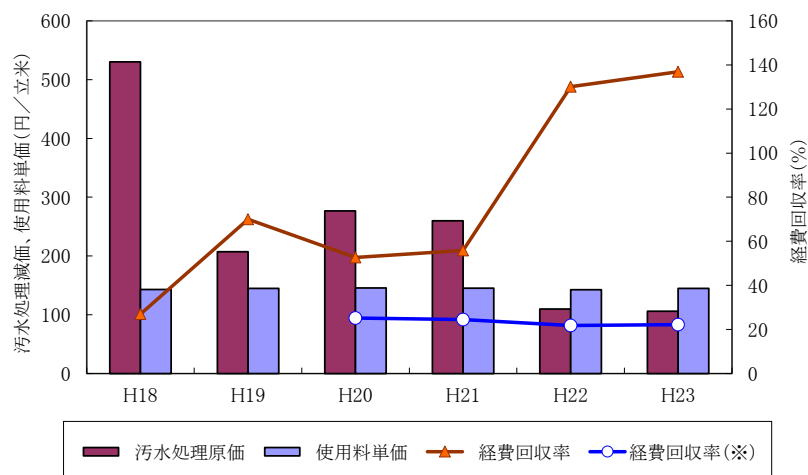


図 6-2 特定環境保全公共下水道に関する経費回収率

経費回収率(※)は、分流式下水道等に要する経費控除前)の値

3) 料金収入と繰入金について

本町の料金収入は、徐々にではあるが普及率の増加とともに増加傾向にある。平成 20 年度の 8600 万円から平成 23 年度の 9400 万円に約 9% 増加している。しかしながら、繰入金については、料金収入以上の増加割合で増加しており、平成 20 年度から平成 23 年度にかけて 58% 増加している。

収益的収支の収入に占める料金収入割合を算出すると、下表のようになり、徐々に減少傾向にあり、一般会計繰入金に依存した経営になっているといえる。下水道事業は、一般会計の財源を圧迫していると考えられ、厳しい財政状況にある一般会計への依存度を減らしていくことが必要であると考ええる。

これまでは料金収入が増加してきたが、本町においても人口減少が生じており、今後は普及率の停滞が生じる可能性が懸念される。さらに節水意識の高まりなどにより、料金収入が減少していくリスクもあると考える。今後は、料金の取り扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とした検討が求められていると考える。

表 6-8 料金収入と繰入金の推移

		(百万円)			
		H20	H21	H22	H23
料金収入	公共	58	62	62	64
	特環	28	29	29	30
	計	86	91	91	94
繰入金	公共	169	167	225	269
	特環	58	66	134	138
	計	227	233	359	407
収入に占める料金収入割合	公共	25.6%	27.1%	21.6%	19.2%
	特環	32.6%	30.5%	17.8%	17.9%
	計	27.5%	28.1%	20.2%	18.8%

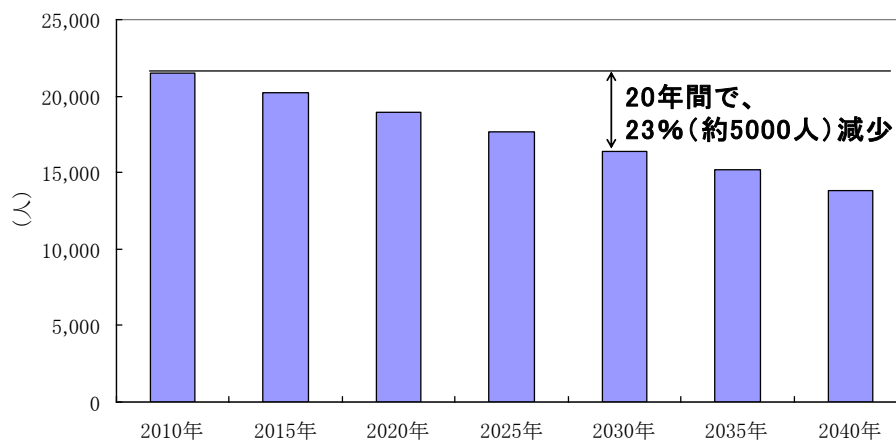
出典：平成 23 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省）

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jititai_2/h23/index.html)

4) 将来人口推計と料金収入について

本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している最新の「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」によると、2010 年(平成 22 年)に約 21500 人であったが、減少割合を徐々に高めながら減少し続け、2030 年(平成 42 年)には約 16500 人にまで減少すると見込まれている。2010 年(平成 22 年)と比べ、23%(約 5000 人)の減少となる。言い換えれば、20 年間で人口が 8 割近くにまで減少する予測がなされている。

仮に町民 1 人当たりの下水道使用料が一定であると仮定すると、本町の料金収入は人口減少割合に比例し、20 年間で 23%減少、すなわち現在の 8 割程度の料金収入になると予測することができる。なお、本町の場合、普及率が高くないことから、人口減少よりも緩やかな割合で料金収入が減少すると考えられる。しかしながら、普及率を高めることができれば、人口減少に比例して料金収入が減少するとともに、資本投資に対する回収ができない事態に陥ることとなるため、普及率を高めていくことが大きな課題である。



人口減少割合						
2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
0%	-6%	-6%	-7%	-7%	-8%	-9%

図 7-6-3 本町の将来人口及び人口減少割合

出典: 日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計) 国立社会保障・人口問題研究所

(<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/3kekka/Municipalities/08.xls>)

5) まとめ

これまでの調査結果から、本町は一般会計繰入金に依存した経営状況となっているといえる。また、将来の人口動向を加味すると、今後は料金収入が減少して行く可能性が高い。

人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化対策など、一般会計の財政状況も厳しさを増している。このような状況の中で、一般会計から下水道事業に繰出を行うことは、少子化対策や福祉サービスなど他の行政サービスに充てることのできる財源を下水道事業に投入していることとなり、他の行政サービスを圧迫していると言える。

下水道事業は、本来受益者負担の原則に則り、受益者からの使用料で運営することが理想である。さらに、本町の下水道は全ての町民が利用できる状況にないため、一般会計繰入金を過度に下水道事業に充当することは受益者負担の原則から問題があると言える。

以上のような理由から、今後は一般会計からの繰出金を少しでも軽減し、使用料収入でまかなっていくことが必要であり、料金改定は喫緊の課題であるといえる。

料金改定に当たっては、町民や議会の理解を得ることが必要であるが、39 頁「1.52) 適正な料金設定」で述べたように、法適用により、減価償却費を含めた総括原価を算定することができるようになる。また、会計情報が明確になり、料金改定の際の情報開示やアカウンタビリティ(説明責任)に活用することができようになる。このため、法適用にあわせ料金改定についても詳細に検討・調査していくことが理想であると考ええる。

6.3 下水道事業の効率化（事業運営及び維持管理における再検討）

6.3.1 下水道事業の効率化の必要性

下水道事業は、都市の経済活動や住民生活等を支えるサービスを提供しており、持続的な下水道の実現のため、安定した下水道経営の実現が不可欠となっている。一方で、中小市町村を中心に下水道経営は総じて厳しい状況にあり、国や地方もともに厳しい財政状況にある。

以上を踏まえ、今後の下水道事業においては、整備されたストックを支える管理費用や改築更新投資の需要、人口減少による使用料収入の減少等が見込まれることを踏まえ、経営基盤の強化への取組は喫緊の課題となっている。

6.3.2 今後の下水道事業運営における基本的な考え方

下水道事業は施設整備に多額の投資を必要とすること、事業期間が長期にわたること、持続的なサービス提供が求められること等から、中長期的な観点から計画的な経営を行うことが不可欠となっている。

地域の住民は下水道サービスの受益者であるだけでなく、下水道への接続、使用料の支払い、税の負担等により下水道経営を支える主体でもある。下水道管理者は、事業の進め方や経営状況について、積極的な情報開示や分かりやすい説明により住民等の理解を得るよう努めるべきと考えられる。また、下水道管理者は、管理の効率化による管理費の縮減、使用料水準の適正化、下水道資源・施設の活用等、歳出・歳入の両面について、経営健全化の観点からの取組を一体的に進めるべきであり、管理の広域化、他の事業との連携も含めた歳出・歳入の両面にわたる経営健全化への取組の推進方策として、国による財政的な支援策についても検討を行うことが必要と考えられる。

6.3.3 下水道事業の効率化を進めるため具体的施策

1) 適正な費用負担に基づく収入の確保

下水道事業の経営基盤強化のためには、国、地方公共団体、使用者等による適正な費用負担に基づく安定的な収入の確保が不可欠と考えられる。

汚水処理に係る経費は、その一部を除き使用料での回収が原則とされていること、比較的高額となっても、この原則に則った使用料水準に設定することにより経営基盤を確立している団体があることも踏まえ、経営健全化の観点から使用料の適正化に努めるべきであると考えられる。また、接続率の低迷は使用料収入の低迷を招くため、経営健全化の観点からも重要な課題であると考えられる。

以上から、今後は、下水道事業の経営基盤強化に向け、適正な下水道使用料への改定に関する検討を進めることが必要と考えられる。また、これと合せて、戸別訪問等による接続率向上に関する取組みや、委託等を活用して債権回収を徹底することで下水道使用料の滞納整理についても実施していくなど、安定収入の確保のための施策を強化していくことが必要と考えられる。

2) 資本費、維持管理費の縮減

中小市町村においては、より効率的な整備が求められていることを踏まえ、低コストで早期に施設整備を図る手法、短・中期的な整備を手戻りなく展開する手法等を整理・普及するとともに、広域的な観点から最適な整備を行うことが必要である。その上で、適正な維持管理水準を確保しつつ維持管理費の縮減を図るため、包括的民間委託の活用等による民間活力をいかした管理の効率化や、定員管理の適正化についても検討することが必要で有り、地方公営企業法適用にあたっては、このような事項についても考慮した上で検討を進めることが重要である。

(1) 上水道事業との組織統合についても視野にいたした検討

上水道事業では、既に、地方公営企業法に基づく企業経営により、町民から納められた水道料金をもとに事業を行っている。一方、下水道事業においては、これまで施設整備を中心に投資を行い、下水道普及率の向上に努めてきたものの、下水道使用料収入は、全体事業費の一部に留まっており、水道事業と同様に地方公営企業法に基づく事業経営や、説明責任の向上が課題となっている。

このような課題を解消するための方策として、下水道事業においても地方公営企業法を適用するとともに、水道事業と組織統合についても検討することで、組織規模の拡大を抑え、水道事業で培ったノウハウを活用しながら、効率的な組織運営と経営の合理化を推進することが考えられる。これにより、組織面においては、管理部門、徴収部門などを一元化することができ、職員数と役職ポストの効率化に繋がるものと考えられ、また、料金徴収部門を一元化により効率的な徴収体制の確保と事務量の軽減が期待でき、建設工事計画などの統一性についても確保することで、

効率的な事業執行を図ることが可能となり、最終的には、町民にとっての利便性も向上するものと考えられる。

(2) 組織統合を考慮した定員管理の適正化

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化やわかりやすい指標の活用を図りつつ給与及び定員の公表を行うなど、定員管理や給与の適正化などの取組を行われており、次表のとおり、平成 19 年から平成 24 年までの 5 年間で、都道府県で約 4%減、政令指定都市で約 2%減、政令指定都市を除く市区町村約 10%減となっており、全地方公共団体では約 6%の減少となっている。

このように、本町の下水道事業においても、定員管理の適正化が求められる状況であり、地方公営企法の適用後において、本来の目的である下水道サービスを持続的に行っていくためには、経営環境の変化に適切に対応し、事業の在り方を絶えず見直していくことが求められており、前述の上下水道事業との組織統合を考慮した定員管理の適正化についても検討することが必要と考えられる。

表 6-9 地方公共団体の定員管理の状況について(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	実 績			
	平成 19 年 4 月 1 日 職員数	平成 24 年 4 月 1 日 職員数	増減数	減少率
都道府県	1,579,778	1,510,179	△ 69,599	△ 4%
一般行政部門等	355,228	309,936	△ 45,292	△ 13%
政令指定都市	248,271	242,950	△ 5,321	△ 2%
市区町村	1,123,247	1,015,784	△ 107,463	△ 10%
合計	2,951,296	2,768,913	△ 182,383	△ 6%

出典:「総務省地方公共団体定員管理調査」

6.4 下水道事業の効率化(施設整備における再検討)

6.4.1 効率的な污水处理施設の整備

本町の污水处理施設の整備については、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等が実施されている。

近年、茨城県では、市街地、農山漁村等を含めた市区町村全域で効率的な污水处理施設の推進をするため、各種污水处理施設の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備手法を選定するための構想として、都道府県が市町村の意見を反映した上で策定されており、その後、適宜見直しが図られている状況である。

1) 人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直し推進

人口減少や高齢化など、污水处理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化したことを受け、污水处理施設の整備のより一層の効率化が急務となったため、部局間の連携を強化し、より効率的な構想へと見直しを図る必要があることから、国土交通省、農林水産省、環境省の連名により、平成 19 年 9 月には「人口減少等社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」が発出され、合わせて統一的な経済比較のための建設費等についても見直されている。

また、平成 20 年 9 月には、人口減少下の計画手法や污水处理施設間のより一層の連携の強化等を内容とする「効率的な污水处理施設整備のための都道府県構想マニュアル(案)」の改訂を行い、人口減少等の社会情勢を踏まえた都道府県構想の見直しが推進されてきている。

さらに、変化していく人口減少等の社会情勢や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想を適切に見直すとともに、早期の污水处理の概成を目指すため、農林水産省、国土交通省、環境省の3省が連携して設置した「都道府県構想策定マニュアル検討委員会」での審議を経て、平成 26 年1月 30 日には、3省統一の「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」をとりまとめ、合わせて統一的な経済比較のための建設費等についても見直しが行われている。

このような状況から、本町においても、持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しが急務となっている。なお、構想の見直しにあたっては、低コストで早期に施設整備を図る手法や、短・中期的な整備を手戻りなく展開する手法等について再検討を行うことし、本町の下水道事業の規模や特性(人口密度や人口動態、接続率、有収水量等)を考慮した上で、早期に事業を概成させるべく適切な事業手法を選定することが必要不可欠である。

6.4.2 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定と事業間連携

1) 都道府県構想の策定体制

都道府県構想の策定(見直しを含む)は、都道府県が主体となって行うこととされており、都道府県内の体制として下水道部局が最終的なとりまとめを行うが、適宜適切に関連部局(農林水産部局、環境部局、企画部局、財政部局等)と密接な連携を保ちつつ、策定作業を進める必要があるとされている。

2) 都道府県と市町村との役割分担

都道府県構想を定めるにあたって、関係市町村の協力が必要と考えられる事項について、都道府県と市町村の間で役割分担を行い、効率的に作業を進めることが要求されている。

構想の策定に関しては、都道府県が中心となってとりまとめるものであるが、下水道等の整備は、都市機能並びに地域住民の生活環境の向上を図るものであり、市町村固有の事務とされていることから、直接の関係者である市町村の意向を十分反映した計画策定となるべきであり、市町村の汚水処理施設の整備構想を踏まえて策定すべきものである。

また、構想の策定作業の一部は市町村の判断が必要となるところもあり、また、作業の一部を市町村が行うことで作業の効率化が図られるとともに、下水道等に関する理解が一層深まり、新たに下水道等の事業を実施しようとする場合の参考となることから、策定作業のうち以下のものについては、市町村が基礎的な作業を行い、都道府県と十分協議することが必要である。

【本町で実施することが必要な作業】

- ① 検討単位区域の原案作成
- ② 処理区域の原案作成
- ③ 整備手法の原案作成
- ④ 段階的整備の原案作成

参考として、策定作業のフローの一例を次頁に示す。

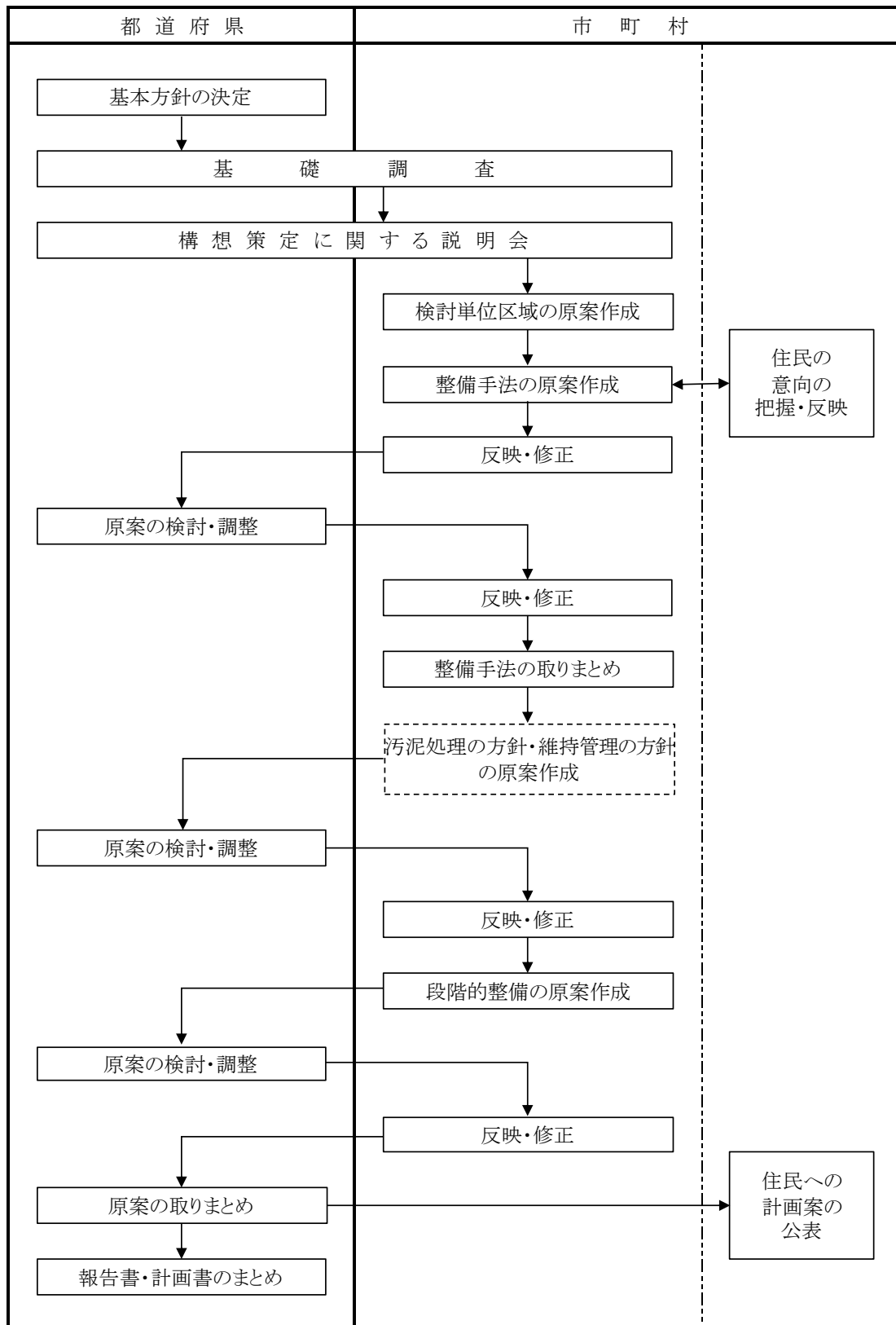


図 6-4 都道府県構想策定フローの一例

3) 事業間連携の検討

効率的な污水处理施設の整備・管理にあたって、各施設の整備進捗や維持管理状況等を踏まえ、污水处理施設の事業間連携を検討することが必要となる。

污水处理施設については、適切な役割分担のもと、各施設が計画的に整備されてきたものであるが、本格的な人口減少社会の到来や、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることに対応するためには、各施設の整備進捗や老朽化の度合いや施設改築予定等の状況を的確に把握し、污水处理施設の連携方策を検討し、より効率的な污水处理施設の整備や管理を行うことが重要と考えられる。

ここで、污水处理施設の事業間連携の方策としては、次表のものがあり、これまでも実施されている事例が複数ある。

表 6-10 事業間連携に関する方策

事業名	事業目的	事業内容
■ 特定下水道施設共同整備事業(スクラム)	複数小規模都市による下水道施設の共同化・共有化を図ることで、効率的かつ経済的な下水道事業を推進。	- 共同水質検査施設 - 移動式汚泥処理施設 - 汚泥運搬施設 - 汚泥処理処分施設 - 共同管理施設 等
■ 污水处理施設共同整備事業(MICS)	下水道等複数(農集排・浄化槽)の污水处理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な污水处理事業を推進。	- 共同水質検査施設 - 移動式汚泥処理施設 - 汚泥運搬施設 - 汚泥処理処分施設 - 共同管理施設 等
■ 污水处理施設連携整備事業	- 下水道、農集排、浄化槽等の污水处理施設の整備事業について、それぞれの特色を活かして連携して実施。 - 公共用水域における水質保全効果がより一層促進されると見込まれる市町村において、効率的かつ計画的な整備を推進。	- 市町村は各種污水处理施設の重点的な整備を実施。 - 三省(国土交通省・農林水産省・環境省)において連携を図りつつ、本事業の目的達成に向け、「連携整備事業計画」の各事業を支援。

6.4.3 長寿命化計画の策定

1) 制度創設の背景

前述のとおり、下水道は管路、処理場等の膨大なストックを有しており、これらの施設を如何に適切に管理していくかが目下の課題となっている。

このような状況の中、従前のような事後的な対応では、サービスの中断や社会に与える影響を免れず、事故や機能停止などの未然防止に努めることが不可欠となっている。また、下水道事業については、近年の厳しい財政状況の中でも、事業を継続していくことが必要であり、そのような観点から、出来るだけライフサイクルコストを最小化していくことが求められている。

以上を踏まえ、計画的な改築更新事業の支援を目的に「下水道長寿命化支援制度」が創設された。

2) 基本的な考え方

長寿命化支援制度では、下水道施設の健全度に関する点検・調査の実施、及び、その結果に基づき下水道長寿命化基本計画を策定することを前提とし、この計画に沿って、予防保全的な管理を行いながら、長寿命化を含めた計画的な改築等を実施していくことになる。

次ページの図は、長寿命化対策のイメージを従来の方法と比較して示したものであり、長寿命化を考慮しないケースでは、徐々に機能が劣化して最悪の場合には、事故や機能停止に陥り、事後的な対応を余儀なくされることを示している。

一方で、予防保全的な考えを導入し、長寿命化を図った場合には、機能のある程度回復させながら利用することを繰り返し、機能の回復が見込めなくなった時点で改築や更新を行うことで施設のライフサイクルコストを低減できることを示している。

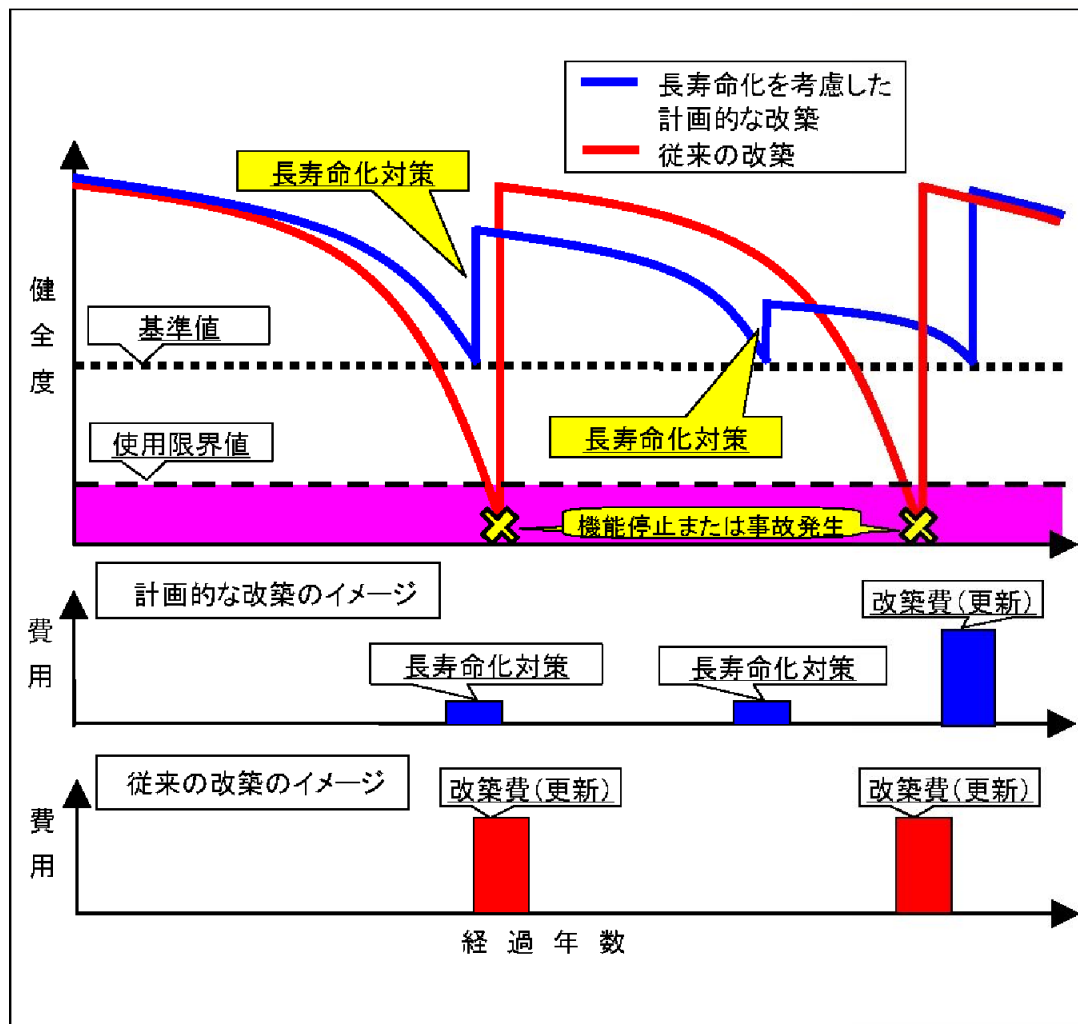


図 6-5 長寿命化対策のイメージ

前述のとおり、長寿命化支援制度は、重要度の高い個別の施設を対象としたマイクロマネジメントであるが、当該制度を利用しながら、施設の調査・点検データを積み重ね、データベース化していくことで、全施設を対象としたストックマネジメントや、財政管理も含めたアセットマネジメントへの展開が期待できるものである。

したがって、今後は、公営企業法への移行に関連する各種調査により得られた情報を有効活用し、また、連携を図りながら、長寿命化計画を策定することも必要となる。

6.5 地震対策等災害時の対応

下水道は重要なライフラインの一つであり、いつ何時であっても下水を適切に排除、処理する必要がある。大地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、各家庭のトイレが使用できないなど住民生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害等の二次災害など、住民の生命・財産に係わる重大な事態を生じるおそれがある。

このような事態を回避するためには、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を確実に実施し、ライフラインとしての信頼性を確保する必要がある。

6.5.1 下水道地震対策緊急整備計画の策定

下水道の耐震対策の実施にあたっては、防災目標、減災目標を達成するための耐震対策を網羅的に定めた「下水道地震対策計画」を策定する必要がある。この計画は、その緊急性や対策の内容により、さらに「下水道緊急地震対策計画(アクションプラン)」、「中長期計画」、「下水道減災対策計画」に分けることができるが、このうち「下水道緊急地震対策計画(アクションプラン)」は、特に優先的に対策を実施すべき対象施設を選別し、具体的な対策手法を示すこととなっている。また、「下水道減災対策計画」は、防災目標に対する対策が整わない状況下で被災した場合の暫定的な対応の方法、手順、体制、必要な事前の措置等を定めるものであり、「下水道地震対策緊急整備計画」は、地震の特性及び危機管理上の観点から、「下水道緊急地震対策計画(アクションプラン)」及びそれに関連する「下水道減災対策計画」の一部を対象とするものとされている。

このような状況を考慮した上で、今後は、公営企業法への移行に関連する各種調査と連携を図りながら、下水道緊急地震対策計画の策定についても検討することが必要と考えられる。

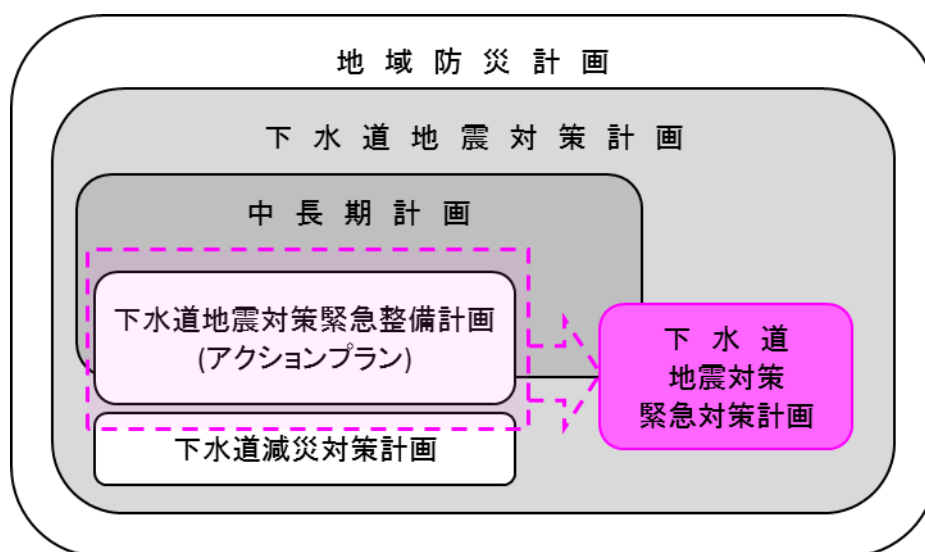


図 6-6 下水道地震対策緊急整備計画の位置付け

6.5.2 防災対策

下水道施設における防災対策の一例を次に示す。前述のとおり、下水道は重要なライフラインの一つであり、住民生活に大きな影響を及ぼす状況を回避することが必要となるため、このような防災対策を検討、推進していくことが急務と考えられる。

1) 管路施設

管路施設における防災対策の具体例としては、次の事例が挙げられる。

(1) 下水の流下機能の確保するための対策

- ① マンホールと管きよとの接続部における可とう性継手の設置
- ② 耐震性を考慮した管きよ更生工法の実施

(2) 緊急輸送路を確保するための対策

- ① 他の地下埋設物工事も視野に入れた埋戻し土の液状化対策の実施
- ② マンホールと管きよとの接続部における可とう性継ぎ手の設置
- ③ 耐震性を考慮した管きよ更生工法の実施

2) 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場における防災対策の具体例としては、次の事例が挙げられる。

(1) 土木構造物等における対策

- ① 流入渠から放流渠に至る池構造物の接続部における可とう性継手の設置
- ② 池構造物のエキスパンションジョイントの耐震化、耐震壁やブレースの設置
- ③ 護岸対策や地盤強化策等の側方流動対策(側方流動のおそれがある場合)
- ④ 管理棟等建築物の耐震壁やブレースの設置(特に居住空間)
- ⑤ 増設施設の先行整備や予備池等予備施設の設置

(2) 機械電気設備における対策

- ① 機械電気設備の水没を防止するための施設のブロック化
- ② 可とう性継手の設置、構造物との一体化
- ③ 被害の拡大防止のための緊急停止装置等

(3) トイレ等における対応策

トイレの確保のための防災対策の具体例としては、次の事例が挙げられる。

- ① 仮設トイレ汚水の下水道本管や処理施設への受入施設の設置
- ② トイレ用水の貯留施設や排水施設の設置
- ③ 関係部局と連携した公共下水道接続型マンホールトイレの設置

6.5.3 減災対策

防災対策と併せて実施した場合に効果的と思われる減災対策の具体例を次に示す。前述のとおり下水道は重要なライフラインであるため、防災対策と合せ、このような減災対策についても検討、推進していくことが急務と考えられる。

(1) 下水道施設等の減災対策

a) 管路施設における対策

- ① 可搬式ポンプや仮配管等復旧資機材の調達方法の確保（民間団体との協定、他の地方公共団体との融通等）
- ② 被災時に調達できない復旧資機材の備蓄 等

b) 処理場・ポンプ場における対策

- ① 仮設の沈殿池及び塩素混和池の設置について、設置場所や設置方法の想定及び必要な資機材の調達方法の確保又は備蓄
- ② 流域の関係する水道管理者と連携した震災時の運転管理や災害復旧作業の実施 等

c) トイレ等における対応策

- ① 関係部局、他の地方公共団体と連携したマンホールトイレ・仮設トイレ用資機材の調達方法の確保および必要な備蓄
- ② 雨水・下水再生水等を活用したトイレ用水の確保 等

(2) 地域防災支援（下水道施設・資源の活用）

- ① 処理水を消火用水や水洗用水等へ利用

(3) ソフト対策

- ① 住民と協働した減災対策の効果的実施のための情報開示
- ② 様々な状況を想定した支援体制の強化
- ③ 実践的な震災訓練の実施
- ④ 迅速な被災調査の実現
- ⑤ 上記を網羅した下水道BCPの策定

7. 資料編

7.1 地方公営企業法適用事業(下水道)一覧表

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
01. 北海道	札幌市	公共 特環		○ ○		○ ○
	旭川市	公共	○		○	
	岩見沢市	公共		○		○
	釧路市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	江別市	公共	○		○	
	根室市	公共		○	○	
	三笠市	公共		○		○
	室蘭市	公共	○		○	
	小樽市	公共	○		○	
	石狩市	公共		○		○
	千歳市	公共 特環 個別排水	○ ○ ○		○ ○ ○	
	帯広市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	滝川市	公共 個別排水		○ ○		○ ○
	苫小牧市	公共		○	○	
	函館市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	北見市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	紋別市	公共 特環		○ ○	○ ○	
	むかわ町	公共 農集		○ ○	○ ○	
	遠軽町	公共 特環		○ ○	○ ○	
	岩内町	公共		○	○	
	枝幸町	公共 特環 漁集 個別排水		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	森町	公共		○	○	
02. 青森県	五所川原市	公共 特環 農集 漁集		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	弘前市	公共 特環 農集 小規模集排		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	黒石市	公共 特環		○ ○	○ ○	
	十和田市	公共 特環 農集 小規模集排 簡易排水 特地生排		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	

			管理者		適用区分	
県名	自治体名	区分	設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
02. 青森県	平川市	公共 特環 農集 特地生排		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	鶴田町	公共 農集		○ ○		○ ○
	藤崎町	公共 農集		○ ○		○ ○
	板柳町	公共		○	○	
	田舎館村	公共 農集		○ ○	○ ○	
	六ヶ所村	公共 特環 農集		○ ○ ○	○ ○ ○	
03. 岩手県	盛岡市	公共	○		○	
	宮古市	公共 特環		○ ○	○ ○	
	北上市	公共 特定		○ ○	○ ○	
	紫波町	公共 農集 小規模集排 特地生排		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○
	仙台市	公共 特環 農集 特地生排		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○
04. 宮城県	岩沼市	特定		○		○
	白石市	公共 農集		○ ○	○ ○	
	名取市	公共 農集		○ ○		○ ○
	山元町	特環 農集		○ ○	○ ○	
05. 秋田県	秋田市	公共 特環 農集 特地生排 個別排水	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	
	大館市	公共 特環		○ ○	○ ○	
06. 山形県	山形市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	南陽市	公共 農集		○ ○	○ ○	

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例 全部	条例 財務
07. 福島県	郡山市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
	南相馬市	公共		○		○
		特環		○		○
	二本松市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	三春町	公共		○	○	
		農集		○	○	
		特環		○	○	
		特設排水		○	○	
08. 茨城県	茨城県	特定		○		○
		流域		○		○
	守谷市	公共		○	○	
	日立市	公共	○		○	
09. 栃木県	宇都宮市	公共	○		○	
		特環	○		○	
10. 群馬県	前橋市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	高崎市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	太田市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
		特設排水		○		○
11. 埼玉県	さいたま市	公共		○		○
	加須市	公共		○		○
	狭山市	公共		○	○	
	鴻巣市	公共		○		○
	埼玉県	流域	○		○	
	深谷市	公共		○		○
	川越市	公共	○		○	
	日高市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
	富士見市	公共		○		○
		特環		○		○
12. 千葉県	千葉市	公共		○		○
		特環		○		○
	八千代市	公共	○		○	
13. 東京都	東京都	公共	○		○	
		流域	○		○	
14. 神奈川県	横浜市	公共		○		○
	横須賀市	公共	○		○	
	川崎市	公共	○		○	
	藤沢市	公共		○		○

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
15. 新潟県	新潟市	公共		○		○
		特環		○		○
		個別排水		○		○
	魚沼市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
		小規模集排		○	○	
		個別排水		○	○	
	小千谷市	公共		○	○	
		農集		○	○	
	胎内市	公共		○		○
		特環		○		○
16. 富山県	柏崎市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	妙高市	農集		○	○	
		公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
	聖籠町	公共		○	○	
		特環		○	○	
	弥彦村			○	○	
	富山市	公共	○		○	
		特環	○		○	
17. 石川県	黒部市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
	南砺市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
		林集		○		○
		特地生排		○		○
		個別排水		○		○
	金沢市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	羽咋市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
		特地生排		○	○	
	小松市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	能美市	公共		○		○
	白山市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	宝達志水町	農集		○		○
		特地生排		○		○
		個別排水		○		○

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
18. 福井県	福井県	特定		○	○	
	福井市	公共		○		○
		特環		○		○
	あわら市	公共		○		○
		農集		○		○
	坂井市	公共		○	○	
		農集		○	○	
	五領川公共下水道事	公共		○		○
19. 山梨県	甲府市	公共	○		○	
		特環	○		○	
20. 長野県	長野市	公共	○		○	
		特環	○		○	
		農集	○		○	
		小規模集排	○		○	
		特地生排	○		○	
		個別排水	○		○	
	伊那市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
		簡易排水		○	○	
		特地生排		○	○	
	塩尻市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
		小規模集排		○	○	
	岡谷市	公共		○	○	
	茅野市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	駒ヶ根市	公共		○		○
	佐久市	公共		○		○
	松本市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	上田市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
		小規模集排		○	○	
	諏訪市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	須坂市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
	千曲市	公共		○		○
		農集		○		○
	東御市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
	富士見町	公共		○	○	
		農集		○	○	
	原村	特環		○	○	

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
20. 長野県	宮田村	公共		○	○	
		農集		○	○	
	南箕輪村	公共		○	○	
		農集		○	○	
21. 岐阜県	岐阜市	公共	○		○	
22. 静岡県	静岡市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	沼津市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		漁集		○	○	
	熱海市	公共		○	○	
23. 愛知県	名古屋市	公共	○		○	
		一宮市	○		○	
	稲沢市	公共		○		○
		特環		○		○
	知多市	公共		○		○
		特環		○		○
	津島市	公共		○	○	
	豊橋市	公共	○		○	
	豊田市	公共	○		○	
		特環 農集	○ ○		○ ○	
24. 三重県	伊勢市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	桑名市	公共	○		○	
	四日市市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	松阪市	公共	○		○	
		特環	○		○	
25. 滋賀県	大津市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	亀岡市	公共		○	○	
26. 京都府	京都市	公共	○		○	
	城陽市	公共	○		○	
	八幡市	公共		○		○
27. 大阪府	大阪市	公共		○		○
	岸和田市	公共	○		○	
		特環	○		○	
		農集	○		○	
	堺市	公共	○		○	
	四條畷市	公共		○	○	
		特環		○	○	
	池田市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	東大阪市	公共		○		○
	豊中市	公共 流域	○ ○		○ ○	

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
27. 大阪府	枚方市	公共 特地生排	○ ○		○ ○	
	箕面市	公共	○		○	
	和泉市	公共		○	○	
	神戸市	公共 特環		○ ○		○ ○
28. 兵庫県	伊丹市	公共		○		○
	加西市	公共 特環 農集		○ ○ ○		○ ○ ○
	加東市	公共 特環 農集 小規模集排		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○
	三木市	公共 特環 農集		○ ○ ○		○ ○ ○
	小野市	公共 特環 農集		○ ○ ○		○ ○ ○
	西宮市	公共		○		○
	西脇市	公共 特環 農集		○ ○ ○		○ ○ ○
	川西市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	南あわじ市	特環 農集 漁集		○ ○ ○		○ ○ ○
	尼崎市	公共		○		○
	姫路市	公共 特環		○ ○		○ ○
	宝塚市	公共	○		○	
	豊岡市	公共 特環 農集 漁集 小規模集排 個別排水		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	市川町	特環 農集		○ ○		○ ○
	神河町	特環 農集		○ ○		○ ○
	猪名川町	公共 特環		○ ○	○ ○	
	播磨高原広域事務組	公共		○	○	
29. 奈良県	大和郡山市	公共 特環		○ ○	○ ○	
	天理市	公共 特環 農集	○ ○ ○		○ ○ ○	

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
33. 岡山県	岡山市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
	玉野市	公共		○		○
		小規模集排		○		○
	美作市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
		小規模集排		○		○
		特地生排		○		○
		個別排水		○		○
	里庄町	公共		○		○
34. 広島県	広島市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
		特地生排		○		○
	呉市	公共		○		○
		特環		○		○
	江田島市	公共		○		○
		特環		○		○
		農集		○		○
35. 山口県	山口市	公共	○		○	
		特環	○		○	
	宇部市	公共		○		○
		農集		○		○
		特地生排		○		○
	下関市	公共	○		○	
		特環	○		○	
37. 香川県	高松市	公共	○		○	
		特環	○		○	
		農集	○		○	
		特地生排	○		○	
	美祢市	公共		○		○
		防府市	○		○	
		公共	○		○	
38. 愛媛県	松山市	公共		○		○
		特環		○		○
	砥部町	公共		○		○
40. 福岡県	福岡市	公共		○		○
	糸島市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
		漁集		○	○	
		個別排水		○	○	
	宗像市	公共		○	○	
	春日市	公共		○		○

県名	自治体名	区分	管理者		適用区分	
			設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
40. 福岡県	太宰府市	公共 特環		○ ○	○ ○	
	大牟田市	公共	○		○	
	大野城市	公共		○	○	
	筑紫野市	公共 特環		○ ○	○ ○	
	飯塚市	公共	○		○	
	豊前市	公共 農集		○ ○	○ ○	
	北九州市	公共 特環		○ ○		○ ○
	芦屋町	公共 特環		○ ○		○ ○
	岡垣町	公共 農集 漁集		○ ○ ○	○ ○ ○	
	荏田町	公共 農集		○ ○		○ ○
	志免町	公共		○	○	
	那珂川町	公共 特環		○ ○		○ ○
	粕屋町	公共		○	○	
41. 佐賀県	鳥栖市	公共		○	○	
	有田町	公共 農集 特産生排		○ ○ ○	○ ○ ○	
42. 長崎県	長崎市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	佐世保市	公共 特環	○ ○		○ ○	
	松浦市	公共		○		○
	大村市	公共 農集	○ ○		○ ○	
	諫早市	公共 特環 農集	○ ○ ○		○ ○ ○	
	時津町	公共		○	○	
	長与町	公共 特環		○ ○	○ ○	
43. 熊本県	熊本市	公共	○		○	
	宇城市	公共 特環 農集		○ ○ ○		○ ○ ○
	玉名市	公共		○		○
	山鹿市	公共 特環		○ ○		○ ○
44. 大分県	大分市	公共		○		○
	佐伯市	公共		○		○

			管理者		適用区分	
県名	自治体名	区分	設 置	非 設 置	条例全部	条例財務
45. 宮崎県	宮崎市	公共	○		○	
		特環	○		○	
		農集	○		○	
	延岡市	公共		○	○	
		特環		○	○	
		農集		○	○	
		漁集		○	○	
		特地生排		○	○	
	日南市	公共		○		○
		特環		○		○
46. 鹿児島県	鹿児島市	公共	○		○	
47. 沖縄県	那覇市	公共	○		○	

出典：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei23/html/index_ge.html を参考に作成

7.2 決算書に関する整理 一覧表

7.2.1 下水道事業特別会計歳入・歳出一覧表

（人）

項目

目

（単位：円）

1.負担金

1.下水道事業費負担金

1.現年度分

2.前年度分

3.公共下水道事業受益者負担金

2.分担金

2.下水道事業費分担金

2.現年度分

2.手数料

1.下水道手数料

1.排水設備等手数料

2.管費手数料

3.排水設備等計画確認手数料

4.排水設備工事指図書設計料

5.排水設備工事指図書登録手数料

6.下水道手数料

3.国庫支出金

1.国庫補助金

1.下水道事業国庫補助金

1.流域関連公共下水道事業費補助金

1.特定環境保全公共下水道事業費補助金

3.地域再生基盤強化交付金

2.流域関連公共下水道事業国庫補助金

1.流域関連公共下水道事業国庫補助金

2.流域関連公共下水道事業費補助金

2.国庫負担金

1.災害復旧事業費国庫負担金

1.公共下水道災害復旧事業費補助金

4.県支出金

1.県補助金

1.下水道事業県補助金

1.下水道整備支援事業費補助金

2.市町村下水道整備支援事業費補助金

2.流域関連公共下水道事業県補助金

1.下水道整備支援事業費補助金

5.繰入金

1.他会計繰入金

1.一般会計繰入金

1.一般会計繰入金

1.繰越金

1.繰越金

1.前年度繰越金

2.繰越金

7.雑収入

1.預金利子

1.預金利子

1.預金利子

2.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

2.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1.雑収入

1

7.2.2 建設支出及び財源の抽出

				歳入合計	913,676,260	930,481,410	796,130,750	1,109,070,490	939,370,679	941,130,380	814,075,530	864,618,680	1,183,151,340		1,187,266,930	
				歳出合計	628,992,310	529,168,896	451,417,372	914,023,959	698,040,328	688,222,248	591,324,978	625,273,076	957,324,811		990,159,646	
				差額	284,683,950	401,312,514	344,713,378	195,046,531	241,330,351	252,908,132	222,750,552	239,345,604	225,826,529		197,107,284	
(歳入)				(単位:円)												
款	項	目	節	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16		H15		
				城里町 決算額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	桂村 収入済額	常北町 収入済額	桂村 収入済額	常北町 収入済額
1.分担金及び負担金	1.負担金	1.下水道事業費負担金		32,885,260	40,421,410	36,733,750	30,204,490	40,947,679	35,258,380	48,394,530	59,001,680	7,226,600	0	29,013,490	0	37,773,230
			1.現年度分	31,413,260	38,602,810	35,029,450	27,975,090	39,764,279	33,381,180	46,629,130	56,774,930	6,904,100	0	27,245,890	0	0
			2.過年度分	1,472,000	1,818,600	1,704,300	2,229,400	1,183,400	1,877,200	1,765,400	2,226,750	322,500	0	1,767,600	0	0
			3.公共下水道事業受益者負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,773,230
	2.分担金	1.下水道事業費分担金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,593,250	0	45,713,700	0
			1.現年度分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,292,800	0	45,332,500
3.国庫支出金	1.国庫補助金	1.下水道事業国庫補助金		233,452,000	179,373,000	149,600,000	325,300,000	276,000,000	261,800,000	189,550,000	169,150,000	161,800,000	117,600,000	19,547,000	263,920,000	92,298,000
			1.流域関連公共下水道事業費補助金	116,614,000	108,776,000	47,670,000	77,300,000	105,600,000	186,000,000	122,850,000	49,150,000	63,700,000	0	19,547,000	0	92,298,000
			2.特定環境保全公共下水道事業費補助金	116,838,000	70,597,000	101,930,000	204,400,000	88,000,000	54,300,000	10,000,000	120,000,000	98,100,000	117,600,000	0	263,920,000	0
			3.地域再生基盤強化交付金	0	0	0	43,600,000	82,400,000	21,500,000	56,700,000	0	0	0	0	0	0
		2.流域関連公共下水道事業国庫補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			1.流域関連公共下水道事業国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4.県支出金	1.県補助金	1.下水道事業県補助金		0	800,000	2,000,000	8,200,000	1,800,000	2,500,000	3,600,000	3,000,000	5,100,000	0	1,240,000	0	3,850,000
			1.下水道整備支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240,000	0	3,850,000
			2.市町村下水道整備支援事業費補助金	0	800,000	2,000,000	8,200,000	1,800,000	2,500,000	3,600,000	3,000,000	5,100,000	0	0	0	0
			2.流域関連公共下水道事業県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2.流域関連公共下水道事業県補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			1.下水道整備支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.繰入金	1.他会計繰入金	1.一般会計繰入金	1.一般会計繰入金	355,939,000	456,087,000	394,697,000	365,166,000	332,023,000	337,972,000	329,231,000	320,667,000	0	114,795,000	237,736,000	78,506,000	219,006,000
8.町債	1.町債	1.下水道事業債	1.一般会計繰入金	355,939,000	456,087,000	394,697,000	365,166,000	332,023,000	337,972,000	329,231,000	320,667,000	0	114,795,000	237,736,000	78,506,000	219,006,000
				291,400,000	253,800,000	213,100,000	380,200,000	288,600,000	303,600,000	243,300,000	270,800,000	301,055,566	0	54,844,434	0	179,500,000
			1.公共下水道事業債	311,500,000	274,000,000	232,800,000	505,900,000	353,800,000	347,400,000	340,700,000	336,200,000	357,900,000	0	65,200,000	0	227,500,000
			2.流域下水道事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			3.借換債、特別措置分、臨時特利分	-20,100,000	-20,200,000	-19,700,000	-125,700,000	-65,200,000	-43,800,000	-97,400,000	-65,400,000	-56,844,434	-10,355,566	0	-48,000,000	0
9.村債	1.村債	1.下水道事業債	1.特定環境保全公共下水道事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,600,000	0	266,700,000	0
10.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金	1.特定環境保全公共下水道事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,600,000	0	266,700,000	0
		1.地域再生基盤強化交付金		0	0	0	0	0	0	0	42,000,000	0	0	0	0	0
			1.污水处理施設整備交付金	0	0	0	0	0	0	42,000,000	0	0	0	0	0	0
歳入合計				913,676,260	930,481,410	796,130,750	1,109,070,490	939,370,679	941,130,380	814,075,530	864,618,680	475,182,166	365,588,250	342,380,924	654,839,700	532,427,230

(歳出)				(単位:円)													
款	項	目	節	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16		H15			
				城里町 決算額	城里町 支出済額	城里町 支出済額	城里町 支出済額	城里町 支出済額	城里町 支出済額	城里町 支出済額	城里町 支出済額	桂村 支出済額	常北町 支出済額	桂村 支出済額	常北町 支出済額		
1.下水道事業費	1.下水道事業費	2.下水道整備事業費		628,992,310	529,168,896	451,417,372	914,023,959	698,040,328	688,222,248	591,324,978	625,273,076	413,206,467	369,115,237	175,003,107	615,477,059	374,682,587	
			2.給料	30,467,400	30,508,900	27,102,988	27,441,504	26,841,300	25,049,100	24,083,700	21,223,400	3,481,800	11,394,000	10,715,400	13,325,400	14,396,900	
			3.職員手当等	23,594,888	21,747,949	19,500,844	20,061,423	20,760,058	19,205,784	17,634,988	15,055,723	916,981	8,470,027	8,170,127	8,503,271	9,577,431	
			4.共済費	9,744,041	9,842,912	8,364,362	8,216,703	7,229,464	6,546,595	5,988,805	5,273,219	535,196	2,394,900	2,903,551	2,543,761	3,613,411	
			7.賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			8.報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140,000	0	172,000	0	
			9.旅費	104,880	69,100	134,280	179,540	49,340	137,920	86,030	64,920	0	22,000	56,000	218,360	43,760	
			11.需用費	681,478	797,290	1,989,731	1,889,114	2,301,200	2,301,860	2,796,885	2,400,301	1,342,958	2,803,037	691,066	3,917,157	1,765,645	
			12.役務費	308,778	405,280	251,218	392,509	274,698	335,644	445,460	392,977	42,382	125,523	35,286	180,060	232,590	
			13.委託料	25,588,500	24,160,500	6,594,000	42,882,000	26,071,500	38,325,000	73,813,845	8,351,070	40,580,070	1,050,000	2,862,777	29,610,000	19,397,600	
			14.使用料及び賃借料	1,340,285	1,316,895	1,316,649	1,322,696	1,315,078	1,336,945	1,359,215	1,391,346	299,250	0	803,250	0	1,071,000	
			15.工事請負費	520,949,500	401,717,000	379,880,000	756,146,500	574,106,000	579,719,000	438,003,000	517,458,400	319,600,000	341,194,000	115,570,000	532,818,000	277,225,450	
			16.原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			17.公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			18.備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	63,000	0	0	0	0	
			19.負担金、補助及び交付金	1,656,660	2,199,870	550,100	441,920	582,810	836,190	1,073,210	39,979,500	18,389,000	992,950	999,850	15,874,750	1,860,050	
			22.補償、補填及び賠償金	14,542,700	36,358,000	5,718,000	54,992,050	38,491,280	14,372,810	26,022,240	11,289,520	27,955,830	520,000	22,576,000	8,305,500	45,496,000	
			23.償還金、利子及び割引料	0	0	0	2,600	0	0	0	0	0	0	2,139,200	0	2,750	
			27.公課費	13,200	45,200	15,200	55,400	17,600	55,400	17,600	2,392,700	0	8,800	7,480,600	8,800	0	
			3.流域下水道事業費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9.旅費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		11.需用費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		19.負担金補助及び交付金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計				628,992,310	529,168,896	451,417,372	914,023,959	698,040,328	688,222,248	591,324,978	625,273,076	413,206,467	369,115,237	175,003,107	615,477,059	374,682,587	

歳入合計	894,995,490	1,029,113,350	666,650,120	748,017,840	622,232,000	531,511,000	839,304,000	666,344,000	611,448,000	708,785,000
歳出合計	680,436,986	832,684,985	545,887,370	681,450,769	614,175,511	536,037,428	818,216,021	728,893,483	697,344,956	744,682,752
差額	214,558,504	196,428,365	120,762,750	66,567,071	8,056,489	-4,526,428	21,087,979	-62,549,483	-85,896,956	-35,897,752

(歳入)

(単位:円)

款	項	目	節	H14		H13		H12	H11	H10	H9	H8	H7	H6	H5		
				桂村	常北町	桂村	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町
				収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	収入済額
1.分担金及び負担金	1.負担金	1.下水道事業費負担金	1.現年度分	0	33,238,290	0	31,268,550	30,789,120	40,349,840	110,305,000	0	0	0	0	0	0	
			2.過年度分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			3.公共下水道事業受益者負担金	0	33,238,290	0	31,268,550	30,789,120	40,349,840	110,305,000	0	0	0	0	0	0	
	2.分担金	1.下水道事業費分担金	1.現年度分	46,373,200	0	30,643,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2.過年度分	46,356,700	0	30,544,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				16,500	0	99,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3.国庫支出金	1.国庫補助金	1.下水道事業国庫補助金	1.流域関連公共下水道事業費補助金	222,989,000	0	123,991,000	0	0	0	0	0	0	0	222,000,000	0		
			2.特定環境保全公共下水道事業費補助金	222,989,000	0	123,991,000	0	0	0	0	0	0	0	0	222,000,000	0	
			3.地域再生基盤強化交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2.流域関連公共下水道事業国庫補助金	1.流域関連公共下水道事業国庫補助金	0	38,155,000	0	94,201,000	87,704,000	212,996,000	153,099,000	135,000,000	175,280,000	284,720,000	0	270,000,000		
			2.流域関連公共下水道事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	270,000,000	0	
				0	38,155,000	0	94,201,000	87,704,000	212,996,000	153,099,000	135,000,000	175,280,000	284,720,000	0	0		
4.県支出金	1.県補助金	1.下水道事業県補助金	1.下水道整備支援事業費補助金	1,700,000	0	4,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			2.市町村下水道整備支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				1,700,000	0	4,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		2.流域関連公共下水道事業県補助金	1.下水道整備支援事業費補助金	0	910,000	0	3,300,000	5,470,000	6,626,000	4,118,000	4,036,000	4,666,000	0	0	0		
				0	910,000	0	3,300,000	5,470,000	6,626,000	4,118,000	4,036,000	4,666,000	0	0	0		
				92,666,000	205,264,000	146,610,000	185,699,000	200,587,000	163,846,000	88,710,000	126,075,000	150,958,000	96,524,000	83,248,000	90,285,000		
8.町債	1.町債	1.下水道事業債	1.一般会計繰入金	92,666,000	205,264,000	146,610,000	185,699,000	200,587,000	163,846,000	88,710,000	126,075,000	150,958,000	96,524,000	83,248,000	90,285,000		
				0	76,700,000	0	236,100,000	342,100,000	324,200,000	266,000,000	266,400,000	508,400,000	285,100,000	306,200,000	348,500,000		
			1.公共下水道事業債	0	76,700,000	0	233,600,000	303,100,000	318,600,000	247,900,000	229,700,000	285,300,000	333,800,000	233,300,000	272,200,000		
			2.流域下水道事業債	0	0	0	2,500,000	54,000,000	59,100,000	114,600,000	89,700,000	245,100,000	57,000,000	171,100,000	132,000,000		
			3.借換債、特別措置分、臨時特利分	0	0	0	0	-15,000,000	-53,500,000	-96,500,000	-53000000	-22000000	-105700000	-98200000	-55700000		
				177,000,000	0	173,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9.村債	1.村債	1.下水道事業債	1.特定環境保全公共下水道事業債	177,000,000	0	173,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
10.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			1.污水处理施設整備交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
歳入合計				540,728,200	354,267,290	478,544,800	550,568,550	666,650,120	748,017,840	622,232,000	531,511,000	839,304,000	666,344,000	611,448,000	708,785,000		

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	節	H14		H13		H12	H11	H10	H9	H8	H7	H6	H5		
				桂村	常北町	桂村	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町
				支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額
1.下水道事業費	1.下水道事業費	2.下水道整備事業費		497,439,127	166,139,025	408,201,045	404,289,018	475,787,954	607,987,519	478,762,173	425,551,878	527,472,491	662,433,908	493,058,605	584,615,595		
			2.給料	14,428,800	17,242,800	14,156,400	17,475,900	19,319,700	19,150,800	17,696,400	12,359,100	8,043,900	7,762,800	7,434,000			
			3.職員手当等	9,216,822	11,625,847	9,352,873	12,269,156	13,464,470	14,068,245	14,110,754	12,800,479	8,255,297	4,895,889	4,579,782	4,450,368		
			4.共済費	2,825,472	4,272,879	2,752,650	4,408,522	4,738,947	4,616,640	4,577,914	3,986,013	2,641,030	1,810,149	1,798,173	1,637,592		
			7.賃金	0	0	0	0	0	931,800	523,900	0	0	0	0	0		
			8.報償費	172,000	0	334,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			9.旅費	183,500	46,200	166,000	187,600	387,270	402,150	592,350	454,060	456,290	457,120	457,000	457,720		
			11.需用費	6,656,167	2,181,624	5,173,010	2,028,703	1,698,066	1,849,814	3,021,294	3,180,460	2,993,752	3,199,926	2,414,500	2,251,180		
			12.役務費	123,416	660,561	213,562	591,030	766,351	458,696	586,519	280,275	404,112	500,000	100,000	30,000		
			13.委託料	49,371,000	28,554,750	68,869,500	28,966,575	39,508,350	78,455,129	78,521,908	19,940,451	36,421,000	65,311,250	42,657,450	33,166,000		
			14.使用料及び賃借料	2,100	587,664	100,450	293,832	0	10,000	2,000	7,200	15,600	9,740	3,710	2,000		
			15.工事請負費	409,360,000	98,720,000	290,960,500	288,200,500	359,922,000	433,781,000	318,018,000	343,507,500	423,090,300	543,811,900	415,244,500	533,519,400		
			16.原材料費	0	0	0	0	0	105,525	0	0	0	0	0	0		
			17.公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			18.備品購入費	0	2,044,650	1,595,750	0	399,000	574,120	153,825	52,500	70,040	99,395	797,578	199,820		
			19.負担金、補助及び交付金	2,004,450	202,050	188,450	202,200	214,700	253,200	229,200	252,540	364,220	984,639	1,020,612	837,435		
			22.補償、補填及び賠償金	3,095,400	0	14,311,500	49,665,000	35,227,500	53,161,500	39,273,709	23,394,000	40,401,750	33,310,000	16,222,500	630,080		
			23.償還金、利子及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		27.公課費	0	0	26,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		3.流域下水道事業費		0	16,858,834	0	20,194,922	70,099,416	73,463,250	135,413,338	110,485,550	290,743,530	66,459,575	204,286,351	160,067,157		
			9.旅費	0	102,800	0	114,320	128,560	87,250	106,820	106,290	110,800	132,560	154,500	114,850		
			11.需用費	0	14,034	0	21,602	23,856	0	13,518	64,260	67,730	69,015	69,851	70,307		
			19.負担金補助及び交付金	0	16,742,000	0	20,059,000	69,947,000	73,376,000	135,293,000	110,315,000	290,565,000	66,258,000	204,062,000	159,882,000		
				497,439,127	182,997,859	408,201,045	424,483,940	545,887,370	681,450,769	614,175,511	536,037,428	818,216,021	728,893,483	697,344,956	744,682,752		
	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
歳出合計				497,439,127	182,997,859	408,201,045	424,483,940	545,887,370	681,450,769	614,175,511	536,037,428	818,216,021	728,893,483	697,344,956	744,682,752		

7.2.3 建設支出財源総括表(税抜き)

				歳入合計	602,771,832	508,660,997	432,811,852	875,773,759	669,245,065	658,555,938	566,678,426	598,128,387	916,966,610		948,054,203			
				歳出合計	602,771,832	508,660,997	432,811,852	875,773,759	669,245,065	658,555,938	566,678,426	598,128,387	916,966,610		948,054,203			
				差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
(歳入)				(単位:円)														
款	項	目	節	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16		H15				
				城里町 決算額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	城里町 収入済額	桂村	常北町	桂村	常北町		
1.分担金及び負担金	1.負担金	1.下水道事業費負担金		31,569,850	39,208,768	35,264,400	28,996,311	39,309,772	33,848,045	46,458,749	56,641,613	6,937,536	0	28,143,086	0	36,640,034		
			1.現年度分	30,156,730	37,444,726	33,628,272	26,856,087	38,173,708	32,045,933	44,763,965	54,503,933	6,627,936	0	26,428,514	0	0		
			2.過年度分	1,413,120	1,764,042	1,636,128	2,140,224	1,136,064	1,802,112	1,694,784	2,137,680	309,600	0	1,714,572	0	0		
	2.分担金	1.下水道事業費分担金	3.公共下水道事業受益者負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,640,034		
1.現年度分			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,885,152	0		
2.過年度分			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,519,200	0		
3.国庫支出金	1.国庫補助金	1.下水道事業国庫補助金		224,113,920	173,991,810	143,616,000	312,288,000	264,960,000	251,328,000	181,968,000	162,384,000	155,328,000	112,896,000	18,960,590	253,363,200	89,529,060		
			1.流域関連公共下水道事業費補助金	111,949,440	105,512,720	45,763,200	74,208,000	101,376,000	178,560,000	117,936,000	47,184,000	61,152,000	0	18,960,590	0	89,529,060		
			2.特定環境保全公共下水道事業費補助金	112,164,480	68,479,090	97,852,800	196,224,000	84,480,000	52,128,000	9,600,000	115,200,000	94,176,000	112,896,000	0	253,363,200	0	0	
		2.流域関連公共下水道事業国庫補助金	3.地域再生基盤強化交付金	0	0	0	41,856,000	79,104,000	20,640,000	54,432,000	0	0	0	0	0	0	0	
			1.流域関連公共下水道事業国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			2.流域関連公共下水道事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4.県支出金	1.県補助金	1.下水道事業県補助金		0	776,000	1,920,000	7,872,000	1,728,000	2,400,000	3,456,000	2,880,000	4,896,000	0	1,202,800	0	3,734,500		
			1.下水道整備支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,202,800	0	3,734,500	
		2.流域関連公共下水道事業県補助金	2.市町村下水道整備支援事業費補助金	0	776,000	1,920,000	7,872,000	1,728,000	2,400,000	3,456,000	2,880,000	4,896,000	0	0	0	0	0	
			1.下水道整備支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.繰入金	1.他会計繰入金	1.一般会計繰入金		55,688,062	40,884,419	38,911,452	146,417,448	74,647,293	67,379,893	91,495,677	65,102,774	-73,120,950	107,364,600	66,089,428	23,784,979	50,917,278		
			1.一般会計繰入金	55,688,062	40,884,419	38,911,452	146,417,448	74,647,293	67,379,893	91,495,677	65,102,774	-73,120,950	107,364,600	66,089,428	23,784,979	50,917,278		
8.町債	1.町債	1.下水道事業債		291,400,000	253,800,000	213,100,000	380,200,000	288,600,000	303,600,000	243,300,000	270,800,000	301,055,566	0	54,844,434	0	179,500,000		
			1.公共下水道事業債	311,500,000	274,000,000	232,800,000	505,900,000	353,800,000	347,400,000	340,700,000	336,200,000	357,900,000	0	65,200,000	0	227,500,000		
			2.流域下水道事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			3.借換債、特別措置分、臨時特利分	-20,100,000	-20,200,000	-19,700,000	-125,700,000	-65,200,000	-43,800,000	-97,400,000	-65,400,000	-56,844,434	-10,355,566	-10,355,566	0	-48,000,000		
9.村債	1.村債	1.下水道事業債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,600,000	0	266,700,000	0		
			1.特定環境保全公共下水道事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,600,000	0	266,700,000	0	0	
10.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金		0	0	0	0	0	0	0	40,320,000	0	0	0	0	0		
			1.汚水処理施設整備交付金	0	0	0	0	0	0	0	40,320,000	0	0	0	0	0	0	
歳入合計				602,771,832	508,660,997	432,811,852	875,773,759	669,245,065	658,555,938	566,678,426	598,128,387	395,096,152	352,630,120	169,240,338	587,733,331	360,320,872		
圧縮率				0.96	0.97	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.97	0.96	0.97	

(歳出)				(単位:円)														
款	項	目	節	消費税														
				1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	
				H24 城里町	H23 城里町	H22 城里町	H21 城里町	H20 城里町	H19 城里町	H18 城里町	H17 城里町	H16 桂村		H16 常北町		H15 桂村		H15 常北町
				決算額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	
1.下水道事業費	1.下水道事業費	2.下水道整備事業費		602,771,832	508,660,997	432,811,852	875,773,759	669,245,065	658,555,938	566,678,426	598,128,387	395,096,152	352,630,120	169,240,338	587,733,331	360,320,872		
			2.給料	30,467,400	30,508,900	27,102,988	27,441,504	26,841,300	25,049,100	24,083,700	21,223,400	3,481,800	11,394,000	10,715,400	13,325,400	14,396,900		
			3.職員手当等	23,594,888	21,747,949	19,500,844	20,061,423	20,760,058	19,205,784	17,634,988	15,055,723	916,981	8,470,027	8,170,127	8,503,271	9,577,431		
			4.共済費	9,744,041	9,842,912	8,364,362	8,216,703	7,229,464	6,546,595	5,988,805	5,273,219	535,196	2,394,900	2,903,551	2,543,761	3,613,411		
			7.賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			8.報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140,000	0	172,000	0		
			9.旅費	99,886	65,810	127,886	170,991	46,991	131,353	81,934	61,829	0	20,953	53,334	207,962	41,677		
			11.需用費	649,027	759,324	1,894,982	1,799,157	2,191,620	2,192,248	2,663,700	2,286,001	1,279,008	2,669,560	658,159	3,730,626	1,681,567		
			12.役務費	294,075	385,981	239,256	373,819	261,618	319,661	424,248	374,264	40,364	119,546	33,606	171,486	221,515		
			13.委託料	24,370,000	23,010,000	6,280,000	40,840,000	24,830,000	36,500,000	70,298,900	7,953,400	38,647,686	1,000,000	2,726,455	28,200,000	18,473,905		
			14.使用料及び賃借料	1,276,462	1,254,186	1,253,952	1,259,711	1,252,456	1,273,281	1,294,491	1,325,092	285,000	0	765,000	0	1,020,000		
			15.工事請負費	496,142,381	382,587,620	361,790,477	720,139,524	546,767,620	552,113,334	417,145,715	492,817,524	304,380,953	324,946,667	110,066,667	507,445,715	264,024,239		
			16.原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			17.公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			18.備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	0	0	0	0		
			19.負担金、補助及び交付金	1,577,772	2,095,115	523,905	420,877	555,058	796,372	1,022,105	38,075,715	17,513,334	945,667	952,239	15,118,810	1,771,477		
			22.補償、補填及び賠償金	14,542,700	36,358,000	5,718,000	54,992,050	38,491,280	14,372,810	26,022,240	11,289,520	27,955,830	520,000	22,576,000	8,305,500	45,496,000		
			23.償還金、利子及び割引料	0	0	0	2,600	0	0	0	0	0	0	2,139,200	0	2,750		
			27.公課費	13,200	45,200	15,200	55,400	17,600	55,400	17,600	2,392,700	0	8,800	7,480,600	8,800	0		
			3.流域下水道事業費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
					9.旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
					11.需用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		19.負担金補助及び交付金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
歳出合計				602,771,832	508,660,997	432,811,852	875,773,759	669,245,065	658,555,938	566,678,426	598,128,387	395,096,152	352,630,120	169,240,338	587,733,331	360,320,872		

				歳入合計		651,029,516	798,973,919	523,363,796	653,386,349	588,626,066	513,267,883	796,238,583	709,063,385	677,918,308	723,405,162	
				歳出合計		651,029,516	798,973,919	523,363,796	653,386,349	588,626,066	513,267,883	796,238,583	709,063,385	677,918,308	723,405,162	
				差額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(歳入)				(単位:円)												
款	項	目	節	H14		H13		H12	H11	H10	H9	H8	H7	H6	H5	
				桂村	常北町	桂村	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町
1.分担金及び負担金	1.負担金	1.下水道事業費負担金	収入済額	0	32,241,142	0	30,330,494	29,557,556	38,735,847	105,892,800	0	0	0	0	0	
			1.現年度分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2.過年度分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2.分担金	1.下水道事業費分担金	3.公共下水道事業受益者負担金	0	32,241,142	0	30,330,494	29,557,556	38,735,847	105,892,800	0	0	0	0	0	
			1.現年度分	44,518,272	0	29,418,048	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2.過年度分	44,502,432	0	29,323,008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3.国庫支出金	1.国庫補助金	1.下水道事業国庫補助金	15,840	0	95,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			1.流域関連公共下水道事業費補助金	214,069,440	0	119,031,360	0	0	0	0	0	0	0	217,560,000	0	
			2.特定環境保全公共下水道事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	217,560,000	0	
		2.流域関連公共下水道事業国庫補助金	3.地域再生基盤強化交付金	214,069,440	0	119,031,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			1.流域関連公共下水道事業国庫補助金	0	37,010,350	0	91,374,970	84,195,840	204,476,160	146,975,040	129,600,000	171,774,400	279,025,600	0	264,600,000	
			2.流域関連公共下水道事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264,600,000	
4.県支出金	1.県補助金	1.下水道事業県補助金	0	37,010,350	0	91,374,970	84,195,840	204,476,160	146,975,040	129,600,000	171,774,400	279,025,600	0	0		
			1.下水道整備支援事業費補助金	1,632,000	0	3,840,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2.市町村下水道整備支援事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2.流域関連公共下水道事業県補助金	1,632,000	0	3,840,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			1.下水道整備支援事業費補助金	0	882,700	0	3,201,000	5,251,200	6,360,960	3,953,280	3,874,560	4,572,680	0	0	0	
			0	882,700	0	3,201,000	5,251,200	6,360,960	3,953,280	3,874,560	4,572,680	0	0	0		
5.繰入金	1.他会計繰入金	1.一般会計繰入金	1.下水道整備支援事業費補助金	37,947,958	29,027,654	65,122,726	47,255,321	62,259,200	79,613,382	65,804,946	113,393,323	111,491,503	144,937,785	154,158,308	110,305,162	
			1.一般会計繰入金	37,947,958	29,027,654	65,122,726	47,255,321	62,259,200	79,613,382	65,804,946	113,393,323	111,491,503	144,937,785	154,158,308	110,305,162	
8.町債	1.町債	1.下水道事業債	0	76,700,000	0	236,100,000	342,100,000	324,200,000	266,000,000	266,400,000	508,400,000	285,100,000	306,200,000	348,500,000		
			1.公共下水道事業債	0	76,700,000	0	233,600,000	303,100,000	318,600,000	247,900,000	229,700,000	285,300,000	333,800,000	233,300,000	272,200,000	
			2.流域下水道事業債	0	0	0	2,500,000	54,000,000	59,100,000	114,600,000	89,700,000	245,100,000	57,000,000	171,100,000	132,000,000	
			3.借換債、特別措置分、臨時特利分	0	0	0	0	-15,000,000	-53,500,000	-96,500,000	-53,000,000	-22,000,000	-105,700,000	-98,200,000	-55,700,000	
9.村債	1.村債	1.下水道事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			1.特定環境保全公共下水道事業債	177,000,000	0	173,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金	1.地域再生基盤強化交付金	177,000,000	0	173,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			1.汚水処理施設整備交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳入合計				475,167,670	175,861,846	390,712,134	408,261,785	523,363,796	653,386,349	588,626,066	513,267,883	796,238,583	709,063,385	677,918,308	723,405,162	
				圧縮率												
				0.96	0.97	0.96	0.97	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98

(歳出)				(単位:円)																	
款	項	目	節	消費税																	
				1.05		1.05		1.05		1.05		1.05		1.05		1.03		1.03		1.03	
				H14	H13	H12	H11	H10	H9	H8	H7	H6	H5								
				桂村	常北町	桂村	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	常北町		
				支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額	支出済額		
1.下水道事業費	1.下水道事業費	2.下水道整備事業費		475,167,670	159,805,813	390,712,134	389,028,524	456,602,446	583,421,348	459,660,980	408,043,549	513,963,310	644,539,524	479,582,044	568,000,154						
			2.給料	14,428,800	17,242,800	14,156,400	17,475,900	19,461,300	19,319,700	17,696,400	12,359,100	8,043,900	7,762,800	7,434,000							
			3.職員手当等	9,216,822	11,625,847	9,352,873	12,269,156	13,464,470	14,068,245	14,110,754	12,800,479	8,255,297	4,895,889	4,579,782	4,450,368						
			4.共济費	2,825,472	4,272,879	2,752,650	4,408,522	4,738,947	4,616,640	4,577,914	3,986,013	2,641,030	1,810,149	1,798,173	1,637,592						
			7.賃金	0	0	0	0	0	931,800	523,900	0	0	0	0	0						
			8.報償費	172,000	0	334,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
			9.旅費	174,762	44,000	158,096	178,667	368,829	383,000	564,143	432,439	443,000	443,806	443,690	444,389						
			11.需用費	6,339,207	2,077,738	4,926,677	1,932,099	1,617,206	1,761,728	2,877,423	3,029,010	2,906,556	3,106,725	2,344,175	2,185,612						
			12.役務費	117,540	629,106	203,393	562,886	729,859	436,854	558,590	266,929	392,342	485,437	97,088	29,127						
			13.委託料	47,020,000	27,195,000	65,590,000	27,587,215	37,627,000	74,719,171	74,782,770	18,990,906	35,360,195	63,408,981	41,415,000	32,200,000						
			14.使用料及び賃借料	2,000	559,680	95,667	279,840	0	9,524	1,905	6,858	15,146	9,457	3,602	1,942						
			15.工事請負費	389,866,667	94,019,048	277,105,239	274,476,667	342,782,858	413,124,762	302,874,286	327,150,000	410,767,282	527,972,719	403,150,000	517,980,000						
			16.原材料費	0	0	0	0	0	100,500	0	0	0	0	0	0						
			17.公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
			18.備品購入費	0	1,947,286	1,519,762	0	380,000	546,781	146,500	50,000	68,000	96,500	774,348	194,000						
			19.負担金、補助及び交付金	1,909,000	192,429	179,477	192,572	204,477	241,143	218,286	240,515	353,612	955,961	990,886	813,044						
			22.補償、補填及び賠償金	3,095,400	0	14,311,500	49,665,000	35,227,500	53,161,500	39,273,709	23,394,000	40,401,750	33,310,000	16,222,500	630,080						
			23.償還金、利子及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
			27.公課費	0	0	26,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
			3.流域下水道事業費			0	16,056,033	0	19,233,261	66,761,350	69,965,001	128,965,086	105,224,334	282,275,273	64,523,861	198,336,264	155,405,008				
					9.旅費	0	97,905	0	108,877	122,439	83,096	101,734	101,229	107,573	128,700	150,000	111,505				
					11.需用費	0	13,366	0	20,574	22,720	0	12,875	61,200	65,758	67,005	67,817	68,260				
					19.負担金補助及び交付金	0	15,944,762	0	19,103,810	66,616,191	69,881,905	128,850,477	105,061,905	282,101,942	64,328,156	198,118,447	155,225,243				
歳出合計				475,167,670	175,861,846	390,712,134	408,261,785	523,363,796	653,386,349	588,626,066	513,267,883	796,238,583	709,063,385	677,918,308	723,405,162						

7.3 工事関係情報

7.3.1 管渠

年次	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	事名	工事種別 (管渠・処理 場)	処理区分	着工日	竣工日
平成7年度	7国補特課下第1号	汚水	補助	管渠	7国補特課下第1号 汚水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.7.15	H8.1.10
平成7年度	7国補特課下第2号	汚水	補助	管渠	7国補特課下第2号 汚水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.7.15	H8.1.10
平成7年度	7国補特課下第3号	汚水	補助	管渠	7国補特課下第3号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.12.28	H8.3.26
平成7年度	7国補特課下第3号	汚水	単独	管渠	7国補特課下第3号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.12.28	H8.3.26
平成7年度	7国補特課下第4号	汚水	補助	管渠	7国補特課下第4号 汚水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.12.28	H8.3.26
平成8年度	8単特課下第1-1号	汚水	単独	管渠	8単特課下第1-1号 汚水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.27	H9.9.4
平成8年度	8単特課下第1-2号	汚水	単独	管渠	8単特課下第1-2号 汚水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.25	H8.9.12
平成8年度	8単特課下第1-3号	汚水	単独	管渠	8単特課下第1-3号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.25	H8.8.23
平成8年度	8単特課下第1-4号	汚水	単独	管渠	8単特課下第1-4号 汚水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.25	H8.9.22
平成8年度	8国補特課下第1号	汚水	補助	管渠	8国補特課下第1号 汚水管渠(推進及び開削)工事	管渠工事	桂処理区	H8.8.7	H9.2.22
平成8年度	8国補特課下第1号	汚水	単独	管渠	8国補特課下第1号 汚水管渠(推進及び開削)工事	管渠工事	桂処理区	H8.8.7	H9.2.23
平成8年度	8国補特課下第3号	汚水	補助	管渠	8国補特課下第3号 汚水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.2.28
平成8年度	8国補特課下第3号	汚水	単独	管渠	8国補特課下第3号 汚水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.2.28
平成8年度	8国補特課下第4号	汚水	補助	管渠	8国補特課下第4号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.3.20
平成8年度	8国補特課下第4号	汚水	単独	管渠	8国補特課下第4号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.3.20
平成8年度	8国補特課下第5-1号	汚水	補助	管渠	8国補特課下第5-1号 汚水管渠埋設(推進及び開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.3.18	H9.3.31
平成8年度	8国補特課下第5-2号	汚水	補助	管渠	8国補特課下第5-2号 汚水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.3.29	H9.6.16
平成8年度	8国補特課下第5-3号	汚水	補助	管渠	8国補特課下第5-3号 汚水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.3.29	H9.6.16
平成9年度	9国補特課下第1-1号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第1-1号 汚水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.4	H9.11.30
平成9年度	9国補特課下第1-1号	汚水	単独	管渠	9国補特課下第1-1号 汚水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.4	H9.11.30
平成9年度	9国補特課下第1-2号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第1-2号 汚水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.5	H9.12.1
平成9年度	9国補特課下第1-2号	汚水	単独	管渠	9国補特課下第1-2号 汚水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.5	H9.12.11
平成9年度	9国補特課下第2-1号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第2-1号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.11.30
平成9年度	9国補特課下第2-1号	汚水	単独	管渠	9国補特課下第2-1号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.11.30
平成9年度	9国補特課下第2-2号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第2-2号 汚水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.10.31
平成9年度	9国補特課下第2-2号	汚水	単独	管渠	9国補特課下第2-2号 汚水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.10.31
平成9年度	9国補特課下第2-3号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第2-3号 汚水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.10.16
平成9年度	9国補特課下第2-3号	汚水	単独	管渠	9国補特課下第2-3号 汚水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.10.16
平成9年度	9国補特課下第3-1号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第3-1号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H9.10.24	H10.2.20
平成9年度	9国補特課下第3-2号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第3-2号 汚水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.10.28	H10.1.15
平成9年度	9国補特課下第3-2号	汚水	単独	管渠	9国補特課下第3-2号 汚水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.10.28	H10.1.15
平成9年度	9国補特課下第4号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第4号 マンホールポンプ(2号)設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H9.12.23	H10.3.16
平成9年度	9国補特課下第5号	汚水	補助	管渠	9国補特課下第5号 汚水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.12.30	H10.3.23
平成9年度	9単特課下第1号	汚水	単独	管渠	9単特課下第1号 下水道工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.6	H9.9.12
平成9年度	9ゼロ国特課下第1-1号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第1-1号 汚水管渠埋設(推進及び開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.14	H10.10.26
平成9年度	9ゼロ国特課下第1-2号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第1-2号 汚水管渠埋設(推進及び開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.14	H10.11.25
平成9年度	9ゼロ国特課下第2-1号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第2-1号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.22
平成9年度	9ゼロ国特課下第2-2号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第2-2号 汚水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.17
平成9年度	9ゼロ国特課下第2-3号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第2-3号 汚水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.7.15
平成9年度	9ゼロ国特課下第2-4号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第2-4号 汚水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.5.25
平成9年度	9ゼロ国特課下第2-5号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第2-5号 汚水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.6
平成9年度	9ゼロ国特課下第2-6号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特課下第2-6号 汚水管渠埋設(開削)第8工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.12
平成10年度	10国補特課下第1号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第1号 汚水管渠埋設(推進及び開削)第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.1	H11.3.10
平成10年度	10国補特課下第1号	汚水	単独	管渠	10国補特課下第1号 汚水管渠埋設(推進及び開削)第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.1	H11.3.10
平成10年度	10国補特課下第2号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第2号 汚水管渠埋設(推進及び開削)第10工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.23	H11.3.10
平成10年度	10国補特課下第3-1号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第3-1号 汚水管渠埋設(開削)第11工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.16	H11.3.15
平成10年度	10国補特課下第3-2号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第3-2号 汚水管渠埋設(開削)第12工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15
平成10年度	10国補特課下第3-2号	汚水	単独	管渠	10国補特課下第3-2号 汚水管渠埋設(開削)第12工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15
平成10年度	10国補特課下第3-3号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第3-3号 汚水管渠埋設(開削)第13工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.2.15
平成10年度	10国補特課下第3-3号	汚水	単独	管渠	10国補特課下第3-3号 汚水管渠埋設(開削)第13工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.2.15
平成10年度	10国補特課下第3-4号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第3-4号 汚水管渠埋設(開削)第14工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.16	H11.2.15
平成10年度	10国補特課下第3-4号	汚水	単独	管渠	10国補特課下第3-4号 汚水管渠埋設(開削)第14工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.16	H11.2.15
平成10年度	10国補特課下第3-5号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第3-5号 汚水管渠埋設(開削)第15工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.1
平成10年度	10国補特課下第3-5号	汚水	単独	管渠	10国補特課下第3-5号 汚水管渠埋設(開削)第15工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.1
平成10年度	10国補特課下第3-6号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第3-6号 汚水管渠埋設(開削)第16工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15
平成10年度	10国補特課下第3-6号	汚水	単独	管渠	10国補特課下第3-6号 汚水管渠埋設(開削)第16工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15
平成10年度	10単特課下第1号	汚水	単独	管渠	10単特課下第1号 汚水管渠埋設(開削)工事	管渠工事	桂処理区	H10.8.25	H10.11.18
平成10年度	10単特課下第2号	汚水	単独	管渠	10単特課下第2号 汚水管渠埋設(開削)工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.19	H10.10.26
平成10年度	10単特課下第3号	汚水	単独	管渠	10単特課下第3号 汚水管渠埋設(開削)工事	管渠工事	桂処理区	H11.2.19	H11.3.30
平成10年度	10国補特課下第4-1号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第4-1号 汚水管渠埋設(推進及び開削)第17工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.21	H11.10.28
平成10年度	10国補特課下第4-2号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第4-2号 汚水管渠埋設(開削)第18工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.21	H11.9.29
平成10年度	10国補特課下第4-3号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第4-3号 汚水管渠埋設(開削)第19工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.17	H11.9.14
平成10年度	10国補特課下第4-4号	汚水	補助	管渠	10国補特課下第4-4号 汚水管渠埋設(開削)第20工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.28	H11.8.6
平成11年度	11国補特課下第1-1号	汚水	補助	管渠	11国補特課下第1-1号 汚水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.10.12
平成11年度	11国補特課下第1-2号	汚水	補助	管渠	11国補特課下第1-2号 汚水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.10.12
平成11年度	11国補特課下第1-3号	汚水	補助	管渠	11国補特課下第1-3号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.20	H11.10.18
平成11年度	11国補特課下第1-3号	汚水	単独	管渠	11国補特課下第1-3号 汚水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.20	H11.10.18
平成11年度	11国補特課下第1-4号	汚水	補助	管渠	11国補特課下第1-4号 汚水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.10.13
平成11年度	11国補特課下第1-5号	汚水	補助	管渠	11国補特課下第1-5号 汚水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.9
平成11年度	11国補特課下第1-5号	汚水	単独	管渠	11国補特課下第1-5号 汚水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.9
平成11年度	11国補特課下第1-6号	汚水	補助	管渠	11国補特課下第1-6号 汚水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.27
平成11年度	11国補特課下第1-6号	汚水	単独	管渠	11国補特課下第1-6号 汚水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.27
平成11年度	11国補特課下第1-7号	汚水	補助	管渠	11国補特課下第1-7号 汚水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H12.1.1

年次	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理 場)	処理区名	着工日	竣工日
平成23年度	23国災第53501号	汚水	補助	管渠	23国災第53501号・町災01-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.10.18	H24.3.16
平成23年度	23町災第01-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53501号・町災01-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.10.18	H24.3.16
平成23年度	23国災第53502号	汚水	補助	管渠	23国災第53502号・町災02-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16
平成23年度	23町災第02-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53502号・町災02-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16
平成23年度	23国災第53503号	汚水	補助	管渠	23国災第53503号・町災03-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16
平成23年度	23町災第03-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53503号・町災03-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16
平成23年度	23国災第53504号	汚水	補助	管渠	23国災第53504号・町災04-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16
平成23年度	23町災第04-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53504号・町災04-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16
平成23年度	23国災第53505号	汚水	補助	管渠	23国災第53505号・町災05-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.2.14
平成23年度	23町災第05-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53505号・町災05-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.2.14
平成23年度	23国災第53506号	汚水	補助	管渠	23国災第53506号 災害復旧工事	管渠工事	桂処理区	H23.3.23	H23.3.31
平成23年度	23国災第53507号	汚水	補助	管渠	23国災第53507号・町災07-1号 災害復旧工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16
平成23年度	23町災第07-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53507号・町災07-1号 災害復旧工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16
平成24年度	24国補公下第1号	汚水	補助	管渠	24国補公下第1号・町単1-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.29	H25.3.15
平成24年度	24町単公下第1-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第1号・町単1-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.29	H25.3.15
平成24年度	24国補公下第2号	汚水	補助	管渠	24国補公下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.28	H25.3.15
平成24年度	24町単公下第2-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.28	H25.3.15
平成24年度	24国補公下第3号	汚水	補助	管渠	24国補公下第3号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.28	H25.3.15
平成24年度	24国補公下第4号	汚水	補助	管渠	24国補公下第4号・町単4-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.11.14	H25.2.28
平成24年度	24町単公下第4-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第4号・町単4-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.11.14	H25.2.28
平成24年度	24国補公下第5号	汚水	補助	管渠	24国補公下第5号・町単5-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.25	H25.3.28
平成24年度	24町単公下第5-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第5号・町単5-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.25	H25.3.28
平成24年度	24国補公下第6号	汚水	補助	管渠	24国補公下第6号 (19・20号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H24.12.4	H25.2.28
平成24年度	24国補公下第7号	汚水	補助	管渠	24国補公下第7号・町単7-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.26	H25.3.28
平成24年度	24町単公下第7-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第7号・町単7-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.26	H25.3.28
平成24年度	24国補公下第8号	汚水	補助	管渠	24国補公下第8号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.4.9	H25.7.31
平成24年度	24国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第1号・町単1-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15
平成24年度	24町単特環下第1-1号	汚水	単独	管渠	24国補特環下第1号・町単1-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15
平成24年度	24国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15
平成24年度	24町単特環下第2-1号	汚水	単独	管渠	24国補特環下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15
平成24年度	24国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第3号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.11.29	H25.3.26
平成24年度	24国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第4号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.11.29	H25.3.26
平成24年度	24国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第5号 (16・17号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H24.12.5	H25.3.26
平成24年度	24国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第6号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.6.20	H25.11.29
平成24年度	24町単特環下第7号	汚水	単独	管渠	24町単特環下第7号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.12.13	H25.3.26
平成24年度	24町単特環下第8号	汚水	単独	管渠	24町単特環下第8号 (5号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H24.12.4	H25.3.26
平成25年度	25国補公下第1号	汚水	補助	管渠	25国補公下第1号・町単1-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.6.28	H25.10.30
平成25年度	25町単公下第1-1号	汚水	単独	管渠	25国補公下第1号・町単1-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.6.28	H25.10.30
平成25年度	25国補公下第2号	汚水	補助	管渠	25国補公下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.8.30	H26.3.10
平成25年度	25町単公下第2-1号	汚水	単独	管渠	25国補公下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.8.30	H26.3.10
平成25年度	25国補公下第3号	汚水	補助	管渠	25国補公下第3号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.8.31	H26.1.31
平成25年度	25国補公下第4号	汚水	補助	管渠	25国補公下第4号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.10.31	H26.3.28
平成25年度	25国補公下第6号	汚水	補助	管渠	25国補公下第6号 (21号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H25.8.31	H26.2.7
平成25年度	25国補特環下第1号口	汚水	補助	管渠	25国補特環下第1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.8.31	H26.3.14
平成25年度	25国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.8.31	H26.3.14
平成25年度	25町単特環下第2-1号	汚水	単独	管渠	25国補特環下第2号・町単2-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.8.31	H26.3.14
平成25年度	25国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第3号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.9.28	H26.3.14
平成25年度	25国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第4号・町単4-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.9.28	H26.3.25
平成25年度	25町単特環下第4-1号	汚水	単独	管渠	25国補特環下第4号・町単4-1号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.9.28	H26.3.25
平成25年度	25国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第5号 (18号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H25.8.31	H25.12.13
平成25年度	25町単特環下第6号	汚水	単独	管渠	25町単特環下第6号 汚水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.12.4	H26.3.7
平成25年度	25町単特環下第7号	汚水	単独	管渠	25町単特環下第7号 (19号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H25.11.13	H26.1.31

7.3.2 処理場

年次	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日
平成8年度	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27
平成13年度	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31
平成21年度	21国補特環下第1号	汚水	補助	処理場	21国補特環下第1号 かつら水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H21.5.28	H22.3.19
平成21年度	21国補特環下第1号	汚水	単独	処理場	21国補特環下第1号 かつら水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H21.5.28	H22.3.19

7.4 年度別工事一覧

7.4.1 管渠

平成7年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	7国補特環下第1号	污水	補助	管渠	7国補特環下第1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.7.15	H8.1.10				92,700,000
工事請負費	7国補特環下第2号	污水	補助	管渠	7国補特環下第2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.7.15	H8.1.10				94,760,000
工事請負費	7国補特環下第3号	污水	補助	管渠	7国補特環下第3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.12.28	H8.3.26				12,360,000
工事請負費	7国補特環下第3号	污水	単独	管渠	7国補特環下第3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.12.28	H8.3.26				2,379,300
工事請負費	7国補特環下第4号	污水	補助	管渠	7国補特環下第4号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H7.12.28	H8.3.26				13,390,000

平成8年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	8単特環下第1－1号	污水	単独	管渠	8単特環下第1－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.27	H9.9.4				12,133,400
工事請負費	8単特環下第1－2号	污水	単独	管渠	8単特環下第1－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.25	H8.9.12				19,549,400
工事請負費	8単特環下第1－3号	污水	単独	管渠	8単特環下第1－3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.25	H8.8.23				14,368,500
工事請負費	8単特環下第1－4号	污水	単独	管渠	8単特環下第1－4号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.6.25	H8.9.22				15,038,000
工事請負費	8国補特環下第1号	污水	補助	管渠	8国補特環下第1号 污水管渠(推進及び開削)工事	管渠工事	桂処理区	H8.8.7	H9.2.22				58,000,000
工事請負費	8国補特環下第1号	污水	単独	管渠	8国補特環下第1号 污水管渠(推進及び開削)工事	管渠工事	桂処理区	H8.8.7	H9.2.22				14,100,000
工事請負費	8国補特環下第3号	污水	補助	管渠	8国補特環下第3号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.2.28				7,700,000
工事請負費	8国補特環下第3号	污水	単独	管渠	8国補特環下第3号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.2.28				3,321,000
工事請負費	8国補特環下第4号	污水	補助	管渠	8国補特環下第4号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.3.20				19,400,000
工事請負費	8国補特環下第4号	污水	単独	管渠	8国補特環下第4号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H8.12.27	H9.3.20				2,745,000
工事請負費	8国補特環下第5－1号	污水	補助	管渠	8国補特環下第5－1号 污水管渠埋設(推進及び開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.3.18	H9.3.31				63,000,000
工事請負費	8国補特環下第5－2号	污水	補助	管渠	8国補特環下第5－2号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.3.29	H9.6.16				13,545,000
工事請負費	8国補特環下第5－3号	污水	補助	管渠	8国補特環下第5－3号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.3.29	H9.6.16				12,390,000

平成9年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	9国補特環下第1－1号	污水	補助	管渠	9国補特環下第1－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.4	H9.11.30				32,500,000
工事請負費	9国補特環下第1－1号	污水	単独	管渠	9国補特環下第1－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.4	H9.11.30				9,899,000
工事請負費	9国補特環下第1－2号	污水	補助	管渠	9国補特環下第1－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.5	H9.12.1				32,300,000
工事請負費	9国補特環下第1－2号	污水	単独	管渠	9国補特環下第1－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.7.5	H9.12.1				5,353,000
工事請負費	9国補特環下第2－1号	污水	補助	管渠	9国補特環下第2－1号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.11.30				17,600,000
工事請負費	9国補特環下第2－1号	污水	単独	管渠	9国補特環下第2－1号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.11.30				8,650,000
工事請負費	9国補特環下第2－2号	污水	補助	管渠	9国補特環下第2－2号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.10.31				12,500,000
工事請負費	9国補特環下第2－2号	污水	単独	管渠	9国補特環下第2－2号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.10.31				2,725,000
工事請負費	9国補特環下第2－3号	污水	補助	管渠	9国補特環下第2－3号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.2	H9.10.16				8,715,000
工事請負費	9国補特環下第3－1号	污水	補助	管渠	9国補特環下第3－1号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H9.10.24	H10.2.20				7,035,000
工事請負費	9国補特環下第3－2号	污水	補助	管渠	9国補特環下第3－2号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.10.28	H10.1.15				5,400,000
工事請負費	9国補特環下第3－2号	污水	単独	管渠	9国補特環下第3－2号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.10.28	H10.1.15				5,100,000
工事請負費	9国補特環下第4号	污水	補助	管渠	9国補特環下第4号 マンホールポンプ(2号)設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H9.12.23	H10.3.16				8,400,000
工事請負費	9国補特環下第5号	污水	補助	管渠	9国補特環下第5号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H9.12.30	H10.3.23				15,750,000
工事請負費	9単特環下第1号	污水	単独	管渠	9単特環下第1号 下水道工事	管渠工事	桂処理区	H9.9.6	H9.9.12				4,641,000
工事請負費	9ゼロ国特環下第1－1号	污水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第1－1号 污水管渠埋設(推進及び開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.14	H10.10.26				96,411,000

予算科目	工事番号	排水区分	補助区分	施設区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	9ゼロ国特環下第1－2号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第1－2号 污水管渠埋設(推進及び開削) 第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.14	H10.11.25				123,858,000
工事請負費	9ゼロ国特環下第2－1号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第2－1号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.22				14,805,000
工事請負費	9ゼロ国特環下第2－2号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第2－2号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.17				12,705,000
工事請負費	9ゼロ国特環下第2－3号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第2－3号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.7.15				23,625,000
工事請負費	9ゼロ国特環下第2－4号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第2－4号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.5.25				7,329,000
工事請負費	9ゼロ国特環下第2－5号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第2－5号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.1				6,825,000
工事請負費	9ゼロ国特環下第2－6号	汚水	補助	管渠	9ゼロ国特環下第2－6号 污水管渠埋設(開削)第8工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.3.26	H10.6.12				8,820,000

平成10年度取得資産

予算科目	工事番号	排水区分	補助区分	施設区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	10国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第1号 污水管渠埋設(推進及び開削) 第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.1	H11.3.10				102,585,000
工事請負費	10国補特環下第1号	汚水	単独	管渠	10国補特環下第1号 污水管渠埋設(推進及び開削) 第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.1	H11.3.10				10,006,500
工事請負費	10国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第2号 污水管渠埋設(推進及び開削) 第10工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.23	H11.3.10				95,256,000
工事請負費	10国補特環下第3-1号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第3-1号 污水管渠埋設(開削)第11工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.16	H11.3.15				33,495,000
工事請負費	10国補特環下第3-2号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第3-2号 污水管渠埋設(開削)第12工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15				9,870,000
工事請負費	10国補特環下第3-2号	汚水	単独	管渠	10国補特環下第3-2号 污水管渠埋設(開削)第12工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15				1,260,000
工事請負費	10国補特環下第3-3号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第3-3号 污水管渠埋設(開削)第13工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.2.15				7,455,000
工事請負費	10国補特環下第3-3号	汚水	単独	管渠	10国補特環下第3-3号 污水管渠埋設(開削)第13工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.2.15				1,249,500
工事請負費	10国補特環下第3-4号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第3-4号 污水管渠埋設(開削)第14工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.16	H11.2.15				8,610,000
工事請負費	10国補特環下第3-4号	汚水	単独	管渠	10国補特環下第3-4号 污水管渠埋設(開削)第14工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.16	H11.2.15				1,785,000
工事請負費	10国補特環下第3-5号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第3-5号 污水管渠埋設(開削)第15工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.1				10,290,000
工事請負費	10国補特環下第3-5号	汚水	単独	管渠	10国補特環下第3-5号 污水管渠埋設(開削)第15工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.1				4,095,000
工事請負費	10国補特環下第3-6号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第3-6号 污水管渠埋設(開削)第16工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15				16,380,000
工事請負費	10国補特環下第3-6号	汚水	単独	管渠	10国補特環下第3-6号 污水管渠埋設(開削)第16工区工事	管渠工事	桂処理区	H10.12.15	H11.3.15				2,415,000
工事請負費	10単特環下第1号	汚水	単独	管渠	10単特環下第1号 污水管渠埋設(開削)工事	管渠工事	桂処理区	H10.8.25	H10.11.18				9,345,000
工事請負費	10単特環下第2号	汚水	単独	管渠	10単特環下第2号 污水管渠埋設(開削)工事	管渠工事	桂処理区	H10.9.19	H10.10.26				1,680,000
工事請負費	10単特環下第3号	汚水	単独	管渠	10単特環下第3号 污水管渠埋設(開削)工事	管渠工事	桂処理区	H11.2.19	H11.3.30				4,200,000
工事請負費	10国補特環下第4－1号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第4－1号 污水管渠埋設(推進及び開削) 第17工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.21	H11.10.28				84,735,000
工事請負費	10国補特環下第4－2号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第4－2号 污水管渠埋設(開削)第18工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.21	H11.9.29				52,584,000
工事請負費	10国補特環下第4－3号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第4－3号 污水管渠埋設(開削)第19工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.17	H11.9.14				47,124,000
工事請負費	10国補特環下第4－4号	汚水	補助	管渠	10国補特環下第4－4号 污水管渠埋設(開削)第20工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.4.28	H11.8.6				14,238,000

平成11年度取得資産

予算科目	工事番号	排水区分	補助区分	施設区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	11国補特環下第1-1号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第1-1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.10.12				18,070,500
工事請負費	11国補特環下第1-2号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第1-2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.10.12				13,513,500
工事請負費	11国補特環下第1-3号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第1-3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.20	H11.10.18				11,823,000
工事請負費	11国補特環下第1-3号	汚水	単独	管渠	11国補特環下第1-3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.20	H11.10.18				1,333,500
工事請負費	11国補特環下第1-4号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第1-4号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.10.13				9,355,500
工事請負費	11国補特環下第1-5号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第1-5号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.9				2,110,500
工事請負費	11国補特環下第1-5号	汚水	単独	管渠	11国補特環下第1-5号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.9				2,614,500
工事請負費	11国補特環下第1-6号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第1-6号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.27				13,849,500
工事請負費	11国補特環下第1-6号	汚水	単独	管渠	11国補特環下第1-6号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H11.9.27				1,585,500
工事請負費	11国補特環下第1-7号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第1-7号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H12.1.10				46,819,500
工事請負費	11国補特環下第1-7号	汚水	単独	管渠	11国補特環下第1-7号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.7.17	H12.1.10				1,659,000
工事請負費	11国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第2号 污水管渠埋設(開削)第8工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.9.8	H11.10.28				4,651,500

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	11国補特環下第2号	汚水	単独	管渠	11国補特環下第2号 污水管渠埋設（開削）第8工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.9.8	H11.10.28				5,019,000
工事請負費	11国補特環下第5-1号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第5-1号 マンホールポンプ(3号)設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H11.12.28	H12.3.29				7,980,000
工事請負費	11国補特環下第5-2号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第5-2号 マンホールポンプ(4号)設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H11.12.28	H12.3.29				7,245,000
工事請負費	11国補(地)特環下第3号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第3号 污水管渠埋設（開削）第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.10.19	H12.3.24				34,923,000
工事請負費	11国補(地)特環下第3号	汚水	単独	管渠	11国補(地)特環下第3号 污水管渠埋設（開削）第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.10.19	H12.3.24				9,943,500
工事請負費	11国補(地)特環下第4-1号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-1号 污水管渠埋設（開削）第10工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.2.14				13,545,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-2号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-2号 污水管渠埋設（開削）第11工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.3.8				21,210,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-3号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-3号 污水管渠埋設（開削）第12工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.2.6				11,707,500
工事請負費	11国補(地)特環下第4-4号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-4号 污水管渠埋設（開削）第13工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.2.16				16,527,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-4号	汚水	単独	管渠	11国補(地)特環下第4-4号 污水管渠埋設（開削）第13工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.2.16				1,837,500
工事請負費	11国補(地)特環下第4-5号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-5号 污水管渠埋設（開削）第14工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.2.1				10,416,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-5号	汚水	単独	管渠	11国補(地)特環下第4-5号 污水管渠埋設（開削）第14工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.2.1				2,971,500
工事請負費	11国補(地)特環下第4-6号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-6号 污水管渠埋設（開削）第15工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.3.9				14,574,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-7号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-7号 污水管渠埋設（開削）第16工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.3.13				9,922,500
工事請負費	11国補(地)特環下第4-7号	汚水	単独	管渠	11国補(地)特環下第4-7号 污水管渠埋設（開削）第16工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.3.13				3,696,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-8号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-8号 污水管渠埋設（開削）第17工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.3.29				14,805,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-8号	汚水	単独	管渠	11国補(地)特環下第4-8号 污水管渠埋設（開削）第17工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.3.29				1,155,000
工事請負費	11国補(地)特環下第4-9号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第4-9号 污水管渠埋設（開削）第18工区工事	管渠工事	桂処理区	H11.11.30	H12.3.6				11,130,000
工事請負費	11国補(地)特環下第5-3号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第5-3号 污水管渠埋設（開削）第19工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.2.11	H12.3.21				2,205,000
工事請負費	11国補(地)特環下第5-4号	汚水	補助	管渠	11国補(地)特環下第5-4号 污水管渠埋設（開削）第20工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.2.19	H12.3.29				6,300,000
工事請負費	11国補特環下第6-1号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第6-1号 污水管渠埋設（開削）第21工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.7.11	H12.11.13				34,545,000
工事請負費	11国補特環下第6-2号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第6-2号 污水管渠埋設（開削）第22工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.7.11	H12.12.7				43,291,500
工事請負費	11国補特環下第6-3号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第6-3号 污水管渠埋設（開削）第23工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.8.12	H12.11.17				14,143,500
工事請負費	11国補特環下第6-4号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第6-4号 污水管渠埋設（開削）第24工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.9.2	H12.11.22				15,162,000
工事請負費	11国補特環下第6-5号	汚水	補助	管渠	11国補特環下第6-5号 污水管渠埋設（開削）第25工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.8.12	H12.10.22				10,500,000

平成12年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	12単特環下第1-1号	汚水	単独	管渠	12単特環下第1-1号 污水管渠埋設（開削）第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.8.12	H12.10.4				5,880,000
工事請負費	12単特環下第1-2号	汚水	単独	管渠	12単特環下第1-2号 污水管渠埋設（開削）第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.8.12	H12.11.9				15,750,000
工事請負費	12単特環下第2号	汚水	単独	管渠	12単特環下第2号 污水管渠埋設（開削）第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.11.8	H13.3.29				1,522,500
工事請負費	12単特環下第5号	汚水	単独	管渠	12単特環下第5号 污水管渠埋設（開削）第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.1.11	H13.3.26				22,827,000
工事請負費	12単特環下第6号	汚水	単独	管渠	12単特環下第6号 污水管渠埋設（開削）第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.1.12	H13.3.26				12,915,000
工事請負費	12単特環下第7号	汚水	単独	管渠	12単特環下第7号 污水管渠埋設（開削）第8工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.1.23	H13.3.26				12,810,000
工事請負費	12国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	12国補特環下第2号 污水管渠埋設（開削）第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.12.9	H13.3.15				21,724,500
工事請負費	12国補特環下第2号	汚水	単独	管渠	12国補特環下第2号 污水管渠埋設（開削）第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H12.12.9	H13.3.15				8,368,500
工事請負費	12国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	12国補特環下第5号 污水管渠埋設（開削）第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.1.11	H13.3.26				17,860,500
工事請負費	12国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	12国補特環下第6号 污水管渠埋設（開削）第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.1.11	H13.3.26				16,495,500
工事請負費	12国補特環下第7号	汚水	単独	管渠	12国補特環下第7号 マンホールポンプ(5号)設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H13.1.23	H13.4.27				7,875,000
工事請負費	12国補特環下第8号	汚水	単独	管渠	12国補特環下第8号 污水管渠埋設（推進）第4工区工事	管渠工事	桂処理区						84,000,000

平成13年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	13単特環下第1号	汚水	単独	管渠	13単特環下第2－1号 マンホールポンプ(5号)フェンス設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H13.6.6	H13.6.15				367,500
工事請負費	13単特環下第2－1号	汚水	単独	管渠	13単特環下第2－1号 污水管渠埋設（開削）第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.9.8	H13.12.11				20,475,000
工事請負費	13単特環下第2－2号	汚水	単独	管渠	13単特環下第2－2号 污水管渠埋設（開削）第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.9.8	H13.12.3				19,677,000

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	13単特環下第2－3号	汚水	単独	管渠	13単特環下第2－3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.9.8	H13.12.11				17,808,000
工事請負費	13単特環下第3－1号	汚水	単独	管渠	13単特環下第3－1号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.12.28	H14.3.18				10,101,000
工事請負費	13単特環下第3－2号	汚水	単独	管渠	13単特環下第3－2号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.12.28	H14.3.7				14,175,000
工事請負費	13単特環下第3－3号	汚水	単独	管渠	13単特環下第3－3号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.12.28	H14.3.7				11,550,000
工事請負費	13単特環下第3－4号	汚水	単独	管渠	13単特環下第3－4号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.12.28	H14.3.22				10,825,500
工事請負費	13国補特環下第1－1号	汚水	補助	管渠	13国補特環下第1－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.12.28	H14.3.25				11,340,000
工事請負費	13国補特環下第1－2号	汚水	補助	管渠	13国補特環下第1－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.12.28	H14.3.25				19,624,500
工事請負費	13国補特環下第1－3号	汚水	補助	管渠	13国補特環下第1－3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H13.12.28	H14.3.25				21,777,000
工事請負費	13単特環下第4号	汚水	単独	管渠	13国補特環下第4号 No1, No6立抗残置工事	管渠工事	桂処理区	H13.11.2	H14.3.25				1,365,000
工事請負費	13国補特環下第2－1号	汚水	補助	管渠	13国補特環下第2－1号 污水管渠埋設(推進)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H14.3.19	H14.9.20				121,485,000
工事請負費	13国補特環下第2－2号	汚水	補助	管渠	13国補特環下第2－2号 污水管渠埋設(推進)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H14.3.19	H14.8.30				67,095,000

平成14年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	14単特環下第1－1号	汚水	単独	管渠	14単特環下第1－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H14.9.11	H14.11.8				6,510,000
工事請負費	14単特環下第1－2号	汚水	単独	管渠	14単特環下第1－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H14.9.11	H14.11.29				15,330,000
工事請負費	14国補特環下第1－1号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第1－1号 污水管渠埋設(推進)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H14.11.22	H15.3.25				103,740,000
工事請負費	14国補特環下第1－2号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第1－2号 污水管渠埋設(推進)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H14.11.22	H15.3.25				143,220,000
工事請負費	14国補特環下第1－3号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第1－3号 污水管渠埋設(推進)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H14.11.22	H15.3.25				95,340,000
工事請負費	14国補特環下第2－1号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－1号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.9.19	H16.2.27				110,985,000
工事請負費	14国補特環下第2－2号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－2号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.9.19	H16.1.30				56,385,000
工事請負費	14国補特環下第2－3号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－3号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.10.23	H16.1.9				11,025,000
工事請負費	14国補特環下第2－4号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－4号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.10.23	H16.1.9				12,075,000
工事請負費	14国補特環下第2－5号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－5号 污水管渠埋設(開削)第8工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.10.24	H16.1.9				11,833,500
工事請負費	14国補特環下第2－6号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－6号 污水管渠埋設(開削)第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.10.23	H16.1.9				15,120,000
工事請負費	14国補特環下第2－7号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－7号 污水管渠埋設(開削)第10工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.12.26	H16.2.27				2,415,000
工事請負費	14国補特環下第2－8号	汚水	補助	管渠	14国補特環下第2－8号 污水管渠埋設(開削)第11工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.12.26	H16.2.27				945,000

平成15年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	15国補公下第2号	汚水	補助	管渠	15国補公下第2号・町単2－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	392 m	25,504,500
工事請負費	15町単公下第2－1号	汚水	単独	管渠	15国補公下第2号・町単2－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	20 m	1,480,500
工事請負費	15国補公下第3号	汚水	補助	管渠	15国補公下第3号・町単3－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	418 m	28,896,000
工事請負費	15町単公下第3－1号	汚水	単独	管渠	15国補公下第3号・町単3－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	79 m	4,284,000
工事請負費	15国補公下第4号	汚水	補助	管渠	15国補公下第4号・町単4－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.5.20	塩ビ管	200	289 m	32,025,000
工事請負費	15町単公下第4－1号	汚水	単独	管渠	15国補公下第4号・町単4－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.5.20	塩ビ管	200	64 m	6,195,000
工事請負費	15国補公下第5号	汚水	補助	管渠	15国補公下第5号・町単5－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.5.20	塩ビ管	200	145 m	10,752,000
工事請負費	15町単公下第5－1号	汚水	単独	管渠	15国補公下第5号・町単5－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.5.20	塩ビ管	200	387 m	26,785,500
工事請負費	15国補公下第6号	汚水	補助	管渠	15国補公下第6号・町単6－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	282 m	23,184,000
工事請負費	15町単公下第6－1号	汚水	単独	管渠	15国補公下第6号・町単6－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	67 m	4,326,000
工事請負費	15国補公下第7号	汚水	補助	管渠	15国補公下第7号・町単7－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	173 m	12,526,500
工事請負費	15町単公下第7－1号	汚水	単独	管渠	15国補公下第7号・町単7－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.21	H16.4.30	塩ビ管	200	224 m	17,241,000
工事請負費	15町単公下第11号	汚水	単独	管渠	町単公下第11号 污水管渠(開削)工事	管渠工事	常北第1処理分区	H15.12.25	H16.3.25	塩ビ管	200	117 m	10,605,000
工事請負費	15町単公下第21号	汚水	単独	管渠	町単公下第21号 污水管渠(開削)工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.2.11	H16.4.30	塩ビ管	200	42 m	1,449,000
工事請負費	15単特環下第1号	汚水	単独	管渠	15単特環下第1号 立坑残置工事	管渠工事	桂処理区	H15.6.3	H15.12.31				210,000
工事請負費	15国補特環下第1－1号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第1－1号 污水管渠埋設(推進)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.11.20	H16.3.25				86,730,000

平成15年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	15国補特環下第1－2号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第1－2号 污水管渠埋設(推進)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.11.20	H16.3.25				64,050,000
工事請負費	15単特環下第2－1号	汚水	単独	管渠	15単特環下第2－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.12.26	H16.2.27				3,034,500
工事請負費	15単特環下第2－2号	汚水	単独	管渠	15単特環下第2－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.12.26	H16.2.27				4,095,000
工事請負費	15単特環下第2－3号	汚水	単独	管渠	15単特環下第2－3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.12.26	H16.2.27				5,565,000
工事請負費	15単特環下第2－4号	汚水	単独	管渠	15単特環下第2－4号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.12.26	H16.3.15				6,562,500
工事請負費	15単特環下第2－5号	汚水	単独	管渠	15単特環下第2－5号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H15.12.26	H16.2.27				2,919,000
工事請負費	15国補特環下第1－3号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第1－3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.6.5	H16.9.1				17,115,000
工事請負費	15国補特環下第1－4号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第1－4号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区						17,808,000
工事請負費	15国補特環下第2－1号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第2－1号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区						17,377,500
工事請負費	15国補特環下第2－2号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第2－2号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区						19,320,000
工事請負費	16国補特環下第2－3号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第2－3号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.7.30	H16.11.9				19,215,000
工事請負費	15国補特環下第3－1号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第3－1号 マンホールポンプ(第6号)	マンホールポンプ工事	桂処理区						12,100,000
工事請負費	15国補特環下第3－2号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第3－2号 マンホールポンプ(第7号)	マンホールポンプ工事	桂処理区						4,441,500
工事請負費	15国補特環下第3－3号	汚水	補助	管渠	15国補特環下第3－3号 マンホールポンプ(第8号)	マンホールポンプ工事	桂処理区						17,745,000

平成16年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	16国補公下第2号	汚水	補助	管渠	16国補公下第2号・町単2－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	123 m	9,702,000
工事請負費	16町単公下第2－1号	汚水	単独	管渠	16国補公下第2号・町単2－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	99 m	6,258,000
工事請負費	16国補公下第3号	汚水	補助	管渠	16国補公下第3号・町単3－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	120 m	10,552,500
工事請負費	16町単公下第3－1号	汚水	単独	管渠	16国補公下第3号・町単3－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	203 m	11,445,000
工事請負費	16国補公下第4号	汚水	補助	管渠	16国補公下第4号・町単4－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	236 m	20,716,500
工事請負費	16町単公下第4－1号	汚水	単独	管渠	16国補公下第4号・町単4－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	74 m	3,328,500
工事請負費	16国補公下第5号	汚水	補助	管渠	16国補公下第5号・町単5－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.10.21	H17.3.15	塩ビ管	200	232 m	25,462,500
工事請負費	16町単公下第5－1号	汚水	単独	管渠	16国補公下第5号・町単5－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.10.21	H17.3.15	塩ビ管	200	213 m	16,012,500
工事請負費	16国補公下第6号	汚水	補助	管渠	16国補公下第6号・町単6－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	170 m	14,880,484
工事請負費	16国補公下第6号	汚水	補助	管渠	16国補公下第6号・町単6－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	リブ付塩ビ管	200	47 m	4,114,016
工事請負費	16町単公下第6－1号	汚水	単独	管渠	16国補公下第6号・町単6－1号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.1.31	塩ビ管	200	165 m	10,930,500
工事請負費	16国補公下第7号	汚水	補助	管渠	16国補公下第7号 污水管渠(開削)合併工事	管渠工事	常北第1処理分区	H16.9.3	H17.3.25	リブ付塩ビ管	200	288 m	23,835,000
工事請負費	16単特環下第1－1号	汚水	単独	管渠	16単特環下第1－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.6.5	H16.8.31				14,595,000
工事請負費	16単特環下第1－2号	汚水	単独	管渠	16単特環下第1－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.6.8	H16.8.23				12,453,000
工事請負費	16国補特環下第1－1号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第1－1号 污水管渠埋設(開削)第1工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.8.3	H16.10.4				9,870,000
工事請負費	16国補特環下第2－1号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第2－1号 污水管渠埋設(推進・開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.9.18	H17.3.25				66,885,000
工事請負費	16国補特環下第2－2号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第2－2号 污水管渠埋設(推進・開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.9.18	H17.3.25				85,050,000
工事請負費	16単特環下第2－1号	汚水	単独	管渠	16単特環下第2－1号 污水管渠埋設(推進・開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16単特環下第2－2号	汚水	単独	管渠	16単特環下第2－2号 污水管渠埋設(開削)第4工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16単特環下第2－3号	汚水	単独	管渠	16単特環下第2－3号 污水管渠埋設(開削)第5工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16国補特環下第1－2号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第1－2号 污水管渠埋設(開削)第2工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第3号 污水管渠埋設(開削)第3工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第4号 污水管渠埋設(開削)第6工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16国補特環下第5－1号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第5－1号 污水管渠埋設(開削)第7工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16国補特環下第5－2号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第5－2号 污水管渠埋設(開削)第8工区工事	管渠工事	桂処理区						
工事請負費	16国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	16国補特環下第6号 污水管渠埋設(開削)第9工区工事	管渠工事	桂処理区	H16.12.9	H17.3.25				19,572,000

平成17年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	17国補公下第1号	汚水	補助	管渠	17国補公下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.11.26	H18.3.24				31,899,000
工事請負費	17町単公下第1－1号	汚水	単独	管渠	17国補公下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.11.26	H18.3.24				5,817,000
工事請負費	17国補公下第2号	汚水	補助	管渠	17国補公下第2号・町単2－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.11.25	H18.3.24				17,272,500
工事請負費	17町単公下第2－1号	汚水	単独	管渠	17国補公下第2号・町単2－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.11.25	H18.3.24				13,093,500
工事請負費	17国補公下第3号	汚水	補助	管渠	17国補公下第3号・町単3－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.9.22	H17.12.17				28,192,500
工事請負費	17町単公下第3－1号	汚水	単独	管渠	17国補公下第3号・町単3－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.9.22	H17.12.17				4,840,500
工事請負費	17国補公下第4号	汚水	補助	管渠	17国補公下第4号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.9.22	H17.12.12				26,544,000
工事請負費	17町単公下第4－1号	汚水	単独	管渠	17町単公下第4－1号 エフレックス管布設工事	管渠工事	常北第1処理分区						210,000
工事請負費	17国補公下第5号	汚水	補助	管渠	17国補公下第5号・町単5－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.12.27	H18.3.24				4,242,000
工事請負費	17町単公下第5－1号	汚水	単独	管渠	17国補公下第5号・町単5－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.12.27	H18.3.24				12,096,000
工事請負費	17国補公下第6号	汚水	補助	管渠	17国補公下第6号・町単6－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.12.27	H18.3.24				9,303,000
工事請負費	17町単公下第6－1号	汚水	単独	管渠	17国補公下第6号・町単6－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H17.12.27	H18.3.24				12,369,000
工事請負費	17国補公下第7号	汚水	補助	管渠	17国補公下第7号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						20,895,000
工事請負費	17国補公下第8号	汚水	補助	管渠	17国補公下第8号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						6,982,500
工事請負費	17国補公下第9号	汚水	補助	管渠	17国補公下第9号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						7,140,000
工事請負費	17国補公下第10号	汚水	補助	管渠	17国補公下第10号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						6,720,000
工事請負費	17国補公下第11号	汚水	補助	管渠	17国補公下第11号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						27,468,000
工事請負費	17国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						2,908,500
工事請負費	17町単特環下第1－1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						18,375,000
工事請負費	17国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第3号・町単3－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						15,666,000
工事請負費	17町単特環下第3－1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第3号・町単3－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						9,523,500
工事請負費	17国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第4号・町単4－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						4,914,000
工事請負費	17町単特環下第4－1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第4号・町単4－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						6,163,500
工事請負費	17国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第5号・町単5－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						20,265,000
工事請負費	17町単特環下第5－1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第5号・町単5－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						16,138,500
工事請負費	17国補特環下第7号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第7号・町単7－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						25,882,500
工事請負費	17町単特環下第7－1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第7号・町単7－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						5,407,500
工事請負費	17国補特環下第8号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第8号 第9号マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区						11,235,000
工事請負費	17国補特環下第9号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第9号・町単9－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						20,863,500
工事請負費	17町単特環下第9－1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第9号・町単9－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						2,446,500
工事請負費	17国補特環下第11号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第11号・町単11-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						19,792,500
工事請負費	17町単特環下第11-1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第11号・町単11-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						10,090,500
工事請負費	17国補特環下第14号	汚水	補助	管渠	17国補特環下第14号・町単14-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						15,151,500
工事請負費	17町単特環下第14-1号	汚水	単独	管渠	17国補特環下第14号・町単14-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						6,846,000
工事請負費	17国補(交)特環下第2号	汚水	補助	管渠	17国補(交)特環下第2号 污水管渠埋設	管渠工事	桂処理区						84,000,000
工事請負費	17国補(交)特環下第6号	汚水	補助	管渠	17国補(交)特環下第6号 污水管渠埋設	管渠工事	桂処理区						30,597,000
工事請負費	17国補(交)特環下第12号	汚水	補助	管渠	17国補(交)特環下第12号 污水管渠埋設	管渠工事	桂処理区						27,510,000
工事請負費	17国補(交)特環下第13号	汚水	補助	管渠	17国補(交)特環下第13号 污水管渠埋設	管渠工事	桂処理区						17,640,000

平成18年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	18町単公下第11－1号	汚水	単独	管渠	18町単公下第11－1号 污水管渠埋設工事(17公下11号)	管渠工事	常北第1処理分区						12,222,000
工事請負費	18国補公下第1号	汚水	補助	管渠	18国補公下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						32,224,500
工事請負費	18町単公下第1－1号	汚水	単独	管渠	18国補公下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						1,585,500
工事請負費	18国補公下第2号	汚水	補助	管渠	18国補公下第2号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						22,785,000
工事請負費	18国補公下第3号	汚水	補助	管渠	18国補公下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						39,270,000

平成18年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	18国補公下第4号	汚水	補助	管渠	18国補公下第4号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						35,259,000
工事請負費	18国補公下第12号	汚水	補助	管渠	18国補公下第12号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						54,075,000
工事請負費	18国補公下第13号	汚水	補助	管渠	18国補公下第13号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						16,044,000
工事請負費	18国補公下第7号	汚水	補助	管渠	18国補公下第7号・町単7－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						3,948,000
工事請負費	18町単公下第7－1号	汚水	単独	管渠	18国補公下第7号・町単7－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						21,567,000
工事請負費	18国補公下第8号	汚水	補助	管渠	18国補公下第8号・町単8－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						25,914,000
工事請負費	18町単公下第8－1号	汚水	単独	管渠	18国補公下第8号・町単8－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						17,136,000
工事請負費	18町単公下第9号	汚水	単独	管渠	18町単公下第9号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						17,178,000
工事請負費	18町単公下第10号	汚水	単独	管渠	18町単公下第10号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						7,119,000
工事請負費	18国補公下第11号	汚水	補助	管渠	18国補公下第11号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						6,930,000
工事請負費	18国補(交)公下第5号	汚水	補助	管渠	18国補(交)公下第5号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						43,984,500
工事請負費	18国補(交)公下第6号	汚水	補助	管渠	18国補(交)公下第6号 污水管渠埋設工事 19町単6-1号	管渠工事	常北第1処理分区						44,236,500
工事請負費	18国補(交)公下第14号	汚水	補助	管渠	18国補(交)公下第14号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						13,534,500
工事請負費	18国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	18国補特環下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						13,744,500
工事請負費	18町単特環下第1－1号	汚水	単独	管渠	18国補特環下第1号・町単1－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						3,045,000
工事請負費	18国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	18国補特環下第3号・町単3－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						5,995,500
工事請負費	18町単特環下第3－1号	汚水	単独	管渠	18国補特環下第3号・町単3－1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						11,245,500
工事請負費	18町単(交)第12－1号	汚水	単独	管渠	18町単(交)12－1号污水管渠埋設工事（17特環下12号）	管渠工事	桂処理区						8,400,000
工事請負費	18国補(交)特環下第2号	汚水	補助	管渠	18国補(交)特環下第2号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						24,108,000
工事請負費	18町単特環下第4号	汚水	単独	管渠	18町単特環下第4号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						8,505,000
工事請負費	18町単特環下第5号	汚水	単独	管渠	18町単特環下第5号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						13,356,000
工事請負費	18国補(交)特環下第6号	汚水	補助	管渠	18国補(交)特環下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						11,508,000

平成19年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	19国補公下第1号	汚水	補助	管渠	19国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事（変更済）	管渠工事	常北第1処理分区						132,562,500
工事請負費	19町単公下第1-1号	汚水	単独	管渠	19国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事（変更済）	管渠工事	常北第1処理分区						1,732,500
工事請負費	19国補公下第2号	汚水	補助	管渠	19国補公下第2号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						16,317,000
工事請負費	19国補公下第3号	汚水	補助	管渠	19国補公下第3号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						9,555,000
工事請負費	19国補公下第7号	汚水	補助	管渠	19国補公下第7号・町単7-2号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						5,596,500
工事請負費	19町単公下第7-2号	汚水	単独	管渠	19国補公下第7号・町単7-2号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						2,593,500
工事請負費	19町単第13-1号	汚水	単独	管渠	19町単13-1号 污水管渠埋設工事 18国補第13号 単独分	管渠工事	常北第1処理分区						3,801,000
工事請負費	18国補公下第12号	汚水	単独	管渠	18国補公下第12号 污水管渠埋設工事 19町単12-1号 単独分	管渠工事	常北第1処理分区						6,930,000
工事請負費	19町単(交)公下第6-1号	汚水	単独	管渠	19町単(交)公下第6-1号 污水管渠埋設工事 18国補(交)公下6号の単独分	管渠工事	常北第1処理分区						2,068,500
工事請負費	19町単(交)公下第14-1号	汚水	単独	管渠	19町単(交)公下第14-1号 污水管渠埋設工事 18国補(交)公下14号の単独分	管渠工事	常北第1処理分区						4,546,500
工事請負費	18国補(交)公下5号	汚水	単独	管渠	18国補(交)公下5号 污水管渠埋設工事 の単独分	管渠工事	常北第1処理分区						399,000
工事請負費	19国補(交)公下第4号	汚水	補助	管渠	19国補(交)公下第4号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						43,260,000
工事請負費	19国補(交)公下第5号	汚水	補助	管渠	19国補(交)公下第5号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						38,220,000
工事請負費	19国補(交)公下第6号	汚水	補助	管渠	19国補(交)公下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						39,375,000
工事請負費	19国補(交)公下第8号	汚水	補助	管渠	19国補(交)公下第8号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						8,400,000
工事請負費	19国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	19国補特環下第1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						26,355,000
工事請負費	19国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	19国補特環下第2号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						22,281,000
工事請負費	19町単特環下第4号	汚水	単独	管渠	19町単特環下第4号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						2,467,500
工事請負費	19町単(交)特環下第3号	汚水	単独	管渠	19町単(交)特環下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						24,465,000

平成20年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	20国補公下第1号	污水	補助	管渠	20国補公下第1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						197,925,000
工事請負費	20国補公下第2号	污水	補助	管渠	20国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						5,659,500
工事請負費	20町単公下第2-1号	污水	単独	管渠	20国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						4,210,500
工事請負費	20国補公下第3号	污水	補助	管渠	20国補公下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						17,766,000
工事請負費	20町単公下第9-1号	污水	単独	管渠	20町単公下第9-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						472,500
工事請負費	20町単公下第10-1号	污水	単独	管渠	20町単公下第10-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						1,228,500
工事請負費	19国補公下第2号	污水	単独	管渠	19国補公下第2号 污水管渠埋設工事 20年度分	管渠工事	常北第1処理分区						63,000
工事請負費	19国補(交)公下第5号	污水	単独	管渠	19国補(交)公下第5号 污水管渠埋設工事 20単独分	管渠工事	常北第1処理分区						2,940,000
工事請負費	19国補(交)公下第6号	污水	単独	管渠	19国補(交)公下第6号 污水管渠埋設工事 20単独分	管渠工事	常北第1処理分区						6,510,000
工事請負費	20国補(交)公下第4号	污水	補助	管渠	20国補(交)公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						16,821,000
工事請負費	20町単公下第4-1号	污水	単独	管渠	20国補(交)公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						7,696,500
工事請負費	20国補(交)公下第5号	污水	補助	管渠	20国補(交)公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						35,217,000
工事請負費	20町単公下第5-1号	污水	単独	管渠	20国補(交)公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						9,775,500
工事請負費	20国補(交)公下第6号	污水	補助	管渠	20国補(交)公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						22,722,000
工事請負費	20町単公下第6-1号	污水	単独	管渠	20国補(交)公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						12,085,500
工事請負費	20国補(交)公下第7号	污水	補助	管渠	20国補(交)公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						16,978,500
工事請負費	20町単公下第7-1号	污水	単独	管渠	20国補(交)公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						6,856,500
工事請負費	20国補(交)公下第8号	污水	補助	管渠	20国補(交)公下第8号・町単8-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						10,080,000
工事請負費	20町単公下第8-1号	污水	単独	管渠	20国補(交)公下第8号・町単8-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						5,722,500
工事請負費	20国補(交)公下第11号	污水	補助	管渠	20国補(交)公下第11号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区						7,129,500
工事請負費	20国補(交)公下12号	污水	補助	管渠	20国補(交)公下12号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区						7,003,500
工事請負費	20国補特環下第1号	污水	補助	管渠	20国補特環下第1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						34,219,500
工事請負費	20国補特環下第2号	污水	補助	管渠	20国補特環下第2号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						41,695,500
工事請負費	20国補特環下第3号	污水	補助	管渠	20国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						43,176,000
工事請負費	20町単特環下第3-1号	污水	単独	管渠	20国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						4,599,000
工事請負費	20国補特環下第4号	污水	補助	管渠	20国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						42,766,500
工事請負費	20町単特環下第4-1号	污水	単独	管渠	20国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						4,273,500
工事請負費	20国補特環下第5号	污水	補助	管渠	20国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						31,689,000
工事請負費	20町単特環下第5-1号	污水	単独	管渠	20国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						1,281,000
工事請負費	20国補特環下第6号	污水	補助	管渠	20国補特環下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						29,431,500
工事請負費	20町単特環下第6-1号	污水	単独	管渠	20国補特環下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区						1,984,500
工事請負費	20国補特環下第7号	污水	補助	管渠	20国補特環下第7号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区						13,335,000
工事請負費	20国補特環下第8号	污水	補助	管渠	20国補特環下第8号 污水管渠埋設工事 21町単8-1号	管渠工事	桂処理区						23,005,500

平成21年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	21国補公下第1号	污水	補助	管渠	21国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.8.13	H22.3.1		200	162.1 m	10,836,000
工事請負費	21町単公下第1-1号	污水	単独	管渠	21国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.8.13	H22.3.1		200	450.0 m	30,089,152
工事請負費	21町単公下第1-1号	污水	単独	管渠	21国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.8.13	H22.3.1		150	98.6 m	6,429,848
工事請負費	21国補公下第2号	污水	補助	管渠	21国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.10.27	H22.3.29			237.1 m	19,225,500
工事請負費	21町単公下第2-1号	污水	単独	管渠	21国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.10.27	H22.3.29			108.7 m	8,809,500
工事請負費	21国補公下第3号	污水	補助	管渠	21国補公下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.8.13	H22.2.15			468.7 m	29,547,000
工事請負費	21町単公下第3-1号	污水	単独	管渠	21国補公下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.8.13	H22.2.15			33.6 m	2,121,000
工事請負費	21国補公下第4号	污水	補助	管渠	21国補公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.8.14	H22.1.20			306.8 m	21,231,000
工事請負費	21町単公下第4-1号	污水	単独	管渠	21国補公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.8.14	H22.1.20			178.8 m	12,369,000

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	21国補公下第5号	汚水	補助	管渠	21国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.12.17	H22.3.29			145.5 m	16,201,500
工事請負費	21町単公下第5-1号	汚水	単独	管渠	21国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.12.17	H22.3.29			28.0 m	3,118,500
工事請負費	21国補(交)公下第6号	汚水	補助	管渠	21国補(交)公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.10.24	H22.2.15			61.6 m	4,011,000
工事請負費	21町単公下第6-1号	汚水	単独	管渠	21国補(交)公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.10.24	H22.2.15			112.9 m	7,350,000
工事請負費	21国補(交)公下第7号	汚水	補助	管渠	21国補(交)公下第7号 (14・16)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H21.12.22	H22.3.29	マンホールポンプ(14号)	φ65×0.16m3/min×4.5m×1.5kw	2 基	8,137,500
工事請負費	21国補(交)公下第7号	汚水	補助	管渠	21国補(交)公下第7号 (14・16)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H21.12.22	H22.3.29	マンホールポンプ(16号)	φ65×0.3m3/min×9.0m×2.2kw	2 基	8,137,500
工事請負費	21国補(交)公下第8号	汚水	補助	管渠	21国補(交)公下第8号・町単8-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.10.27	H22.3.29			310.2 m	24,654,000
工事請負費	21町単公下第8-1号	汚水	単独	管渠	21国補(交)公下第8号・町単8-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H21.10.27	H22.3.29			86.2 m	6,846,000
工事請負費	21国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.8.12	H22.2.19	塩ビ管	150	426.4 m	31,128,745
工事請負費	21国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.8.12	H22.2.19	塩ビ管	75	157.9 m	11,228,255
工事請負費	21国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.8.12	H22.2.12	塩ビ管	150	469.8 m	29,599,500
工事請負費	21町単特環下第3-1号	汚水	単独	管渠	21国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.8.12	H22.2.12	塩ビ管	150	140.2 m	8,830,500
工事請負費	21国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.8.13	H21.12.25	塩ビ管	150	79.7 m	5,061,000
工事請負費	21町単特環下第4-1号	汚水	単独	管渠	21国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.8.13	H21.12.25	塩ビ管	150	179.9 m	11,424,000
工事請負費	21国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.12.17	H22.3.29	塩ビ管	150	387.7 m	22,795,500
工事請負費	21町単特環下第5-1号	汚水	単独	管渠	21国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.12.17	H22.3.29	塩ビ管	150	34.6 m	2,037,000
工事請負費	21国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.12.18	H22.3.29	塩ビ管	150	345.8 m	21,997,500
工事請負費	21町単特環下第6-1号	汚水	単独	管渠	21国補特環下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H21.12.18	H22.3.29	塩ビ管	150	123.0 m	7,822,500
工事請負費	21国補特環下第7号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第7号 マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H21.12.23	H22.3.29	マンホールポンプ	φ65×0.309m3/min×12.5m×3.7kw	2 基	8,190,000
工事請負費	21国補特環下第8号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第8号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.6.29	H22.9.30	塩ビ管	150	161.5 m	17,633,899
工事請負費	21国補特環下第8号	汚水	補助	管渠	21国補特環下第8号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.6.29	H22.9.30	塩ビ管	75	4.5 m	478,601

平成22年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	22国補公下第1号	汚水	補助	管渠	22国補公下第1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	200	359.9 m	30,502,500
工事請負費	22国補公下第2号	汚水	補助	管渠	22国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.30	H23.3.28	塩ビ管	開作 200	358.1 m	26,368,424
工事請負費	22国補公下第2号	汚水	補助	管渠	22国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.30	H23.3.28	塩ビ管	推進 200	73.4 m	14,875,576
工事請負費	22町単公下第2-1号	汚水	単独	管渠	22国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.30	H23.3.28	塩ビ管	開作 200	47.3 m	3,486,000
工事請負費	22国補公下第3号	汚水	補助	管渠	22国補公下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	200	376.4 m	27,951,000
工事請負費	22町単公下第3-1号	汚水	単独	管渠	22国補公下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	200	87.4 m	6,489,000
工事請負費	22国補公下第4号	汚水	補助	管渠	22国補公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.30	H23.3.28	塩ビ管	200	248.2 m	21,808,500
工事請負費	22町単公下第4-1号	汚水	単独	管渠	22国補公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.30	H23.3.28	塩ビ管	200	155.3 m	13,639,500
工事請負費	22国補公下第5号	汚水	補助	管渠	22国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.29	H23.3.28	塩ビ管	200	469.8 m	33,138,000
工事請負費	22町単公下第5-1号	汚水	単独	管渠	22国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.29	H23.3.28	塩ビ管	200	87.7 m	6,184,500
工事請負費	22国補公下第6号	汚水	補助	管渠	22国補公下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.30	H23.3.28	塩ビ管	200	302.8 m	14,220,571
工事請負費	22国補公下第6号	汚水	補助	管渠	22国補公下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.10.30	H23.3.28	ポリエチレン管	75	189.6 m	8,459,429
工事請負費	22国補公下第7号	汚水	補助	管渠	22国補公下第7号 (17号)マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H22.12.4	H23.3.28	マンホールポンプ(17号)	φ65×0.266m3/min×9.3m×1.5kw	2 基	8,400,000
工事請負費	22国補公下第8号	汚水	補助	管渠	22国補公下第8号・町単8-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.29	H23.3.28	塩ビ管	150	232.2 m	13,366,500
工事請負費	22町単公下第8-1号	汚水	単独	管渠	22国補公下第8号・町単8-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.29	H23.3.28	塩ビ管	150	134.4 m	7,738,500
工事請負費	22国補公下第10号	汚水	補助	管渠	22国補公下第10号・町単10-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	150	246.7 m	13,450,500
工事請負費	22町単公下第10-1号	汚水	単独	管渠	22国補公下第10号・町単10-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	150	166.4 m	9,072,000
工事請負費	22国補公下第11号	汚水	補助	管渠	22国補公下第11号・町単11-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.28	H23.3.28	塩ビ管	150	185.3 m	14,920,500
工事請負費	22町単公下第11-1号	汚水	単独	管渠	22国補公下第11号・町単11-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H22.12.28	H23.3.28	塩ビ管	150	44.0 m	3,538,500
工事請負費	22国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.20	H23.3.11	塩ビ管	150	313.7 m	20,580,000
工事請負費	22町単特環下第1-1号	汚水	単独	管渠	22国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.20	H23.3.11	塩ビ管	150	296.0 m	19,425,000
工事請負費	22国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.21	H23.3.11	塩ビ管	200	222.0 m	19,931,598
工事請負費	22国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.21	H23.3.11	塩ビ管	150	246.0 m	21,541,707

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	22国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.21	H23.3.11	塩ビ管	75	6.4 m	547,695
工事請負費	22町単特環下第2-1号	汚水	単独	管渠	22国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.21	H23.3.11	塩ビ管	75	92.1 m	7,854,000
工事請負費	22国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.29	H23.3.11	塩ビ管	150	511.6 m	37,800,000
工事請負費	22町単特環下第3-1号	汚水	単独	管渠	22国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.29	H23.3.11	塩ビ管	150	97.5 m	7,203,000
工事請負費	22国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.20	H23.3.19	塩ビ管	150	436.0 m	28,581,000
工事請負費	22町単特環下第4-1号	汚水	単独	管渠	22国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.8.20	H23.3.19	塩ビ管	150	184.5 m	12,096,000
工事請負費	22国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	150	336.6 m	22,458,167
工事請負費	22国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	75	4.4 m	284,833
工事請負費	22町単特環下第5-1号	汚水	単独	管渠	22国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	75	61.7 m	4,011,000
工事請負費	22国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	200	98.0 m	9,384,265
工事請負費	22国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	150	95.9 m	8,956,714
工事請負費	22国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H22.12.18	H23.3.28	塩ビ管	75	90.4 m	8,224,021
工事請負費	22国補特環下第8号	汚水	補助	管渠	22国補特環下第8号(第12・13)マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H22.12.3	H23.3.28	マンホールポンプ(12・13)	φ65×0.266m3/min×9.3m×1.5kg	2 基	12,337,500

平成23年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	23国補公下第1号	汚水	補助	管渠	23国補公下第1号 污水管渠埋設工事 手戻り工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.6.14	H23.10.31	塩ビ管	200	200.5 m	8,284,500
工事請負費	23国補公下第1-1号	汚水	補助	管渠	23国補公下第1-1号 污水管渠埋設工事 手戻り工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.11.2	H23.11.21	塩ビ管	200	31.9 m	1,312,500
工事請負費	23国補公下第2号	汚水	補助	管渠	23国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.6.28	H23.11.30	塩ビ管	200	305.7 m	23,478,000
工事請負費	23町単公下第2-1号	汚水	単独	管渠	23国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.6.28	H23.11.30	塩ビ管	200	36.8 m	2,824,500
工事請負費	23国補公下第3号	汚水	補助	管渠	23国補公下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.6.28	H23.11.30	塩ビ管	200	161.1 m	9,471,000
工事請負費	23町単公下第3-1号	汚水	単独	管渠	23国補公下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.6.28	H23.11.30	塩ビ管	200	160.4 m	9,429,000
工事請負費	23国補公下第4号	汚水	補助	管渠	23国補公下第4号(第18号)マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H23.10.15	H24.3.16	マンホールポンプ(18号)		1 式	8,715,000
工事請負費	23国補公下第5号	汚水	補助	管渠	23国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.11.18	H24.3.30	塩ビ管	200	546.0 m	39,699,322
工事請負費	23国補公下第5号	汚水	補助	管渠	23国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.11.18	H24.3.30	ポリエチレン管	75	12.5 m	862,178
工事請負費	23町単公下第5-1号	汚水	単独	管渠	23国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.11.18	H24.3.30	ポリエチレン管	75	81.0 m	5,596,500
工事請負費	23国補公下第6号	汚水	補助	管渠	23国補公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.12.21	H24.3.29	塩ビ管	200	195.4 m	10,878,000
工事請負費	23町単公下第6-1号	汚水	単独	管渠	23国補公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.12.21	H24.3.29	塩ビ管	200	116.4 m	6,478,500
工事請負費	23国補公下第7号	汚水	補助	管渠	23国補公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.8.22	H24.12.20	塩ビ管	200	468.0 m	30,240,000
工事請負費	23町単公下第7-1号	汚水	単独	管渠	23国補公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.8.22	H24.12.20	塩ビ管	200	7.4 m	481,379
工事請負費	23町単公下第7-1号	汚水	単独	管渠	23国補公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.8.22	H24.12.20	ポリエチレン管	75	90.5 m	5,556,121
工事請負費	23国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16	塩ビ管	150	514.3 m	40,115,652
工事請負費	23国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16	ポリエチレン管	75	28.7 m	2,178,348
工事請負費	23町単特環下第1-1号	汚水	単独	管渠	23国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16	ポリエチレン管	75	69.9 m	5,313,000
工事請負費	23国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.11.30	H24.3.29	塩ビ管	150	561.8 m	39,385,500
工事請負費	23町単特環下第2-1号	汚水	単独	管渠	23国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.11.30	H24.3.29	塩ビ管	150	73.0 m	5,114,402
工事請負費	23町単特環下第2-1号	汚水	単独	管渠	23国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.11.30	H24.3.29	ポリエチレン管	75	4.6 m	314,098
工事請負費	23国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.11.30	H24.3.29	塩ビ管	150	571.3 m	36,319,500
工事請負費	23町単特環下第3-1号	汚水	単独	管渠	23国補特環下第3号・町単3-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.11.30	H24.3.29	塩ビ管	150	61.4 m	3,906,000
工事請負費	23国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.11.30	H24.3.29	塩ビ管	150	524.7 m	31,269,000
工事請負費	23町単特環下第4-1号	汚水	単独	管渠	23国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H23.11.30	H24.3.29	塩ビ管	150	119.5 m	7,119,000
工事請負費	23国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.2.8	H24.3.29	塩ビ管	150	29.1 m	2,100,000
工事請負費	23町単特環下第5-1号	汚水	単独	管渠	23国補特環下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.2.8	H24.3.29	塩ビ管	150	97.4 m	7,035,000
工事請負費	23国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.8.22	H24.12.21	塩ビ管	150	362.9 m	26,817,000
工事請負費	23町単特環下第6-1号	汚水	単独	管渠	23国補特環下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.8.22	H24.12.21	塩ビ管	150	41.2 m	3,045,000
工事請負費	23国補特環下第7号	汚水	補助	管渠	23国補特環下第7号(14・15)マンホールポンプ設置工事	マンホールポンプ工事	桂処理区	H23.10.14	H24.3.28	マンホールポンプ(14・15)		1 式	14,553,000
工事請負費	23国災第53501号	汚水	補助	管渠	23国災第53501号・町災01-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.10.18	H24.3.16	塩ビ管	200	205.0 m	22,498,196

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	23国災第53501号	汚水	補助	管渠	23国災第53501号・町災01-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.10.18	H24.3.16		推進 200	56.5 m	17,065,804
工事請負費	23町災第01-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53501号・町災01-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.10.18	H24.3.16	塩ビ管	200	39.4 m	4,326,000
工事請負費	23国災第53502号	汚水	補助	管渠	23国災第53502号・町災02-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16	塩ビ管	200	419.3 m	34,450,500
工事請負費	23町災第02-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53502号・町災02-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16	塩ビ管	200	73.8 m	6,065,302
工事請負費	23町災第02-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53502号・町災02-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16	ポリエチレン管	75	86.0 m	6,713,198
工事請負費	23国災第53503号	汚水	補助	管渠	23国災第53503号・町災03-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16	塩ビ管	200	200.9 m	21,010,500
工事請負費	23町災第03-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53503号・町災03-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16	塩ビ管	200	90.4 m	9,460,500
工事請負費	23国災第53504号	汚水	補助	管渠	23国災第53504号・町災04-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16	塩ビ管	200	459.9 m	38,587,500
工事請負費	23町災第04-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53504号・町災04-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.3.16	塩ビ管	200	60.9 m	5,113,500
工事請負費	23国災第53505号	汚水	補助	管渠	23国災第53505号・町災05-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.2.14	塩ビ管	200	105.2 m	13,629,000
工事請負費	23町災第05-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53505号・町災05-1号 災害復旧工事	管渠工事	常北第1処理分区	H23.9.30	H24.2.14	塩ビ管	200	7.1 m	924,000
工事請負費	23国災第53506号	汚水	補助	管渠	23国災第53506号 災害復旧工事	管渠工事	桂処理区	H23.3.23	H23.3.31	塩ビ管	200	145.3 m	7,801,500
工事請負費	23国災第53507号	汚水	補助	管渠	23国災第53507号・町災07-1号 災害復旧工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16	塩ビ管	200	9.6 m	782,431
工事請負費	23国災第53507号	汚水	補助	管渠	23国災第53507号・町災07-1号 災害復旧工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16	塩ビ管	150	551.9 m	43,874,069
工事請負費	23町災第07-1号	汚水	単独	管渠	23国災第53507号・町災07-1号 災害復旧工事	管渠工事	桂処理区	H23.10.1	H24.3.16	塩ビ管	150	16.4 m	1,302,000

平成24年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	24国補公下第1号	汚水	補助	管渠	24国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.29	H25.3.15	塩ビ管	200	399.1 m	20,014,757
工事請負費	24国補公下第1号	汚水	補助	管渠	24国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.29	H25.3.15	ポリエチレン管	75	372.4 m	17,743,243
工事請負費	24町単公下第1-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.29	H25.3.15	ポリエチレン管	75	28.0 m	1,333,500
工事請負費	24国補公下第2号	汚水	補助	管渠	24国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.28	H25.3.15	塩ビ管	200	596.9 m	37,128,000
工事請負費	24町単公下第2-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.28	H25.3.15	塩ビ管	200	32.8 m	2,037,000
工事請負費	24国補公下第3号	汚水	補助	管渠	24国補公下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.9.28	H25.3.15	塩ビ管	200	625.8 m	37,957,500
工事請負費	24国補公下第4号	汚水	補助	管渠	24国補公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.11.14	H25.2.28	塩ビ管	200	106.3 m	3,580,500
工事請負費	24町単公下第4-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H24.11.14	H25.2.28	塩ビ管	200	138.3 m	4,662,000
工事請負費	24国補公下第5号	汚水	補助	管渠	24国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.25	H25.3.28	塩ビ管	200	459.3 m	29,578,500
工事請負費	24町単公下第5-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第5号・町単5-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.25	H25.3.28	塩ビ管	200	42.9 m	2,761,500
工事請負費	24国補公下第6号	汚水	補助	管渠	24国補公下第6号 (19・20号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H24.12.4	H25.2.28	マンホールポンプ(19・20)		1 式	16,537,500
工事請負費	24国補公下第7号	汚水	補助	管渠	24国補公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.26	H25.3.28	塩ビ管	300	377.1 m	32,391,106
工事請負費	24国補公下第7号	汚水	補助	管渠	24国補公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.26	H25.3.28	塩ビ管	200	60.2 m	4,841,894
工事請負費	24町単公下第7-1号	汚水	単独	管渠	24国補公下第7号・町単7-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.1.26	H25.3.28	塩ビ管	200	88.0 m	7,077,000
工事請負費	24国補公下第8号	汚水	補助	管渠	24国補公下第8号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.4.9	H25.7.31	塩ビ管	200	231.4 m	8,085,000
工事請負費	24国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15	塩ビ管	150	676.4 m	43,236,081
工事請負費	24国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15	ポリエチレン管	75	116.3 m	6,202,386
工事請負費	24国補特環下第1号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15	ポリエチレン管	50	12.9 m	685,419
工事請負費	24町単特環下第1-1号	汚水	単独	管渠	24国補特環下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15	ポリエチレン管	50	12.3 m	651,000
工事請負費	24国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15	塩ビ管	150	678.0 m	43,869,000
工事請負費	24町単特環下第2-1号	汚水	単独	管渠	24国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.9.29	H25.3.15	塩ビ管	150	35.7 m	2,310,000
工事請負費	24国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.11.29	H25.3.26	塩ビ管	150	764.7 m	47,418,000
工事請負費	24国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第4号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.11.29	H25.3.26	塩ビ管	150	447.1 m	36,624,000
工事請負費	24国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第5号 (16・17号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H24.12.5	H25.3.26	マンホールポンプ(16・17)		1 式	11,655,000
工事請負費	24国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.6.20	H25.11.29	塩ビ管	150	376.5 m	24,422,923
工事請負費	24国補特環下第6号	汚水	補助	管渠	24国補特環下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.6.20	H25.11.29	ポリエチレン管	75	79.6 m	5,029,577
工事請負費	24町単特環下第7号	汚水	単独	管渠	24町単特環下第7号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.12.13	H25.3.26	塩ビ管	150	58.9 m	4,516,890
工事請負費	24町単特環下第7号	汚水	単独	管渠	24町単特環下第7号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H24.12.13	H25.3.26	ポリエチレン管	100	105.2 m	7,915,110
工事請負費	24町単特環下第8号	汚水	単独	管渠	24町単特環下第8号 (5号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H24.12.4	H25.3.26	マンホールポンプ(5)		1 式	10,185,000

平成25年度取得資産

予算科目	工事番号	排水 区分	補助 区分	施設 区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	25国補公下第1号	汚水	補助	管渠	25国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.6.28	H25.10.30	塩ビ管	200	191.7 m	9,292,500
工事請負費	25町単公下第1-1号	汚水	単独	管渠	25国補公下第1号・町単1-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.6.28	H25.10.30	塩ビ管	200	85.5 m	4,147,500
工事請負費	25国補公下第2号	汚水	補助	管渠	25国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.8.30	H26.3.10	塩ビ管	200	461.0 m	32,980,500
工事請負費	25町単公下第2-1号	汚水	単独	管渠	25国補公下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.8.30	H26.3.10	塩ビ管	200	26.6 m	1,900,500
工事請負費	25国補公下第3号	汚水	補助	管渠	25国補公下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.8.31	H26.1.31	塩ビ管	200	36.3 m	1,668,052
工事請負費	25国補公下第3号	汚水	補助	管渠	25国補公下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.8.31	H26.1.31	ポリエチレン管	75	385.1 m	16,811,948
工事請負費	25国補公下第4号	汚水	補助	管渠	25国補公下第4号 污水管渠埋設工事	管渠工事	常北第1処理分区	H25.10.31	H26.3.28	塩ビ管	200	244.6 m	42,315,000
工事請負費	25国補公下第6号	汚水	補助	管渠	25国補公下第6号(21号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	常北第1処理分区	H25.8.31	H26.2.7	マンホールポンプ(21)		1 式	9,870,000
工事請負費	25国補特環下第1号□	汚水	補助	管渠	25国補特環下第1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.8.31	H26.3.14	塩ビ管	150	583.9 m	48,468,000
工事請負費	25国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.8.31	H26.3.14	塩ビ管	150	494.6 m	30,836,202
工事請負費	25国補特環下第2号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.8.31	H26.3.14	ポリエチレン管	75	167.8 m	10,187,298
工事請負費	25町単特環下第2-1号	汚水	単独	管渠	25国補特環下第2号・町単2-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.8.31	H26.3.14	ポリエチレン管	75	129.8 m	7,885,500
工事請負費	25国補特環下第3号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第3号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.9.28	H26.3.14	塩ビ管	150	458.6 m	34,944,000
工事請負費	25国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.9.28	H26.3.25	塩ビ管	150	405.7 m	27,066,747
工事請負費	25国補特環下第4号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.9.28	H26.3.25	塩ビ管	100	25.9 m	1,692,753
工事請負費	25町単特環下第4-1号	汚水	単独	管渠	25国補特環下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.9.28	H26.3.25	塩ビ管	100	30.6 m	2,005,500
工事請負費	25国補特環下第5号	汚水	補助	管渠	25国補特環下第5号(18号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H25.8.31	H25.12.13	マンホールポンプ(18)		1 式	9,765,000
工事請負費	25町単特環下第6号	汚水	単独	管渠	25町単特環下第6号 污水管渠埋設工事	管渠工事	桂処理区	H25.12.4	H26.3.7	塩ビ管	150	108.4 m	6,415,500
工事請負費	25町単特環下第7号	汚水	単独	管渠	25町単特環下第7号(19号)マンホールポンプ設置	マンホールポンプ工事	桂処理区	H25.11.13	H26.1.31	マンホールポンプ(19)		1 式	5,092,500

7.4.2 処理場

平成8年度取得資産

予算科目	工事番号	排水区分	補助区分	施設区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	管理棟		1 式	148,514,300
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	処理水槽		1 式	126,696,978
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	流入渠	VU 400	1 式	4,037,600
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	放流渠	200	1 式	1,910,583
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	吐口	600	1 式	16,093,539
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	自動スクリーン	目巾30mm×機長4.0m	1 台	9,838,147
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	し渣脱水機	200l/時	1 台	6,611,581
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	原水ポンプ	φ100×1.1m3/分×9.0m	2 台	1,227,248
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	分水槽内装品	W1.0m×L2.5m×H0.9m	1 基	763,429
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	流入ゲート弁	φ400 10KF	1 台	978,053
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	手動式チェーンブロック	0.5t×3.5m	1 基	272,242
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	プロワ	φ125×13.0m3/分×44.1KPa	2 台	10,852,111
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	消毒装置(30kg)	水路設置型 30kg	1 基	183,703
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	消毒装置(10kg)	水路設置型 10kg	1 基	137,778
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	放流ポンプ	φ150×2.1m3/分×8.0m	2 台	2,575,250
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	汚泥引抜ポンプ	φ100×0.9m3/分×6.0m	1 台	729,711
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	汚泥移送ポンプ	φ65×0.15m3/分×8.0m	1 台	386,117
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	濃縮槽汚泥移送ポンプ	φ65×0.15m3/分×9.0m	1 台	841,974
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	汚泥供給ポンプ	φ80×3.2～10.6m3/時	1 台	4,609,596
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	脱水機	10m3/時	1 台	114,814,659
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	凝集剤溶解装置	FRP2.0m3	1 基	9,508,355
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	ケーキ搬出コンベア	1.23t/時以上	1 基	10,886,130
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	給水ユニット	φ40×0.2m3/分×63m×2台	1 台	2,126,197
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	ろ過器	φ0.46m×H1.19m	1 台	673,579
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	脱臭ファン	φ200×11.0m3/分×1.97KPa	1 台	2,636,485
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	手動式チェーンブロック	2.0t×5.0m	1 基	479,670
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	散気装置 A型	VP φ30	6 基	698,073
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	散気装置 B型	ポリブデン管 φ30	8 基	6,014,587
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	散気装置 C型	ポリブデン管 φ30	2 基	1,534,264
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	散気装置 D型	VP φ30	2 基	42,864
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	散気装置 E型	VP φ30	2 基	153,086
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	散気装置 F型	VP φ30	2 基	110,222
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	散気装置 G型	VP φ30	2 基	30,617
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	薬注ポンプ	φ32×1.76～29.9l/分×10.0m	1 台	1,751,987
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	循環ポンプ	φ40×0.06m3/分×5.0m	1 台	564,718
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	床排水ポンプ	φ50×0.1m3/分×5.0m	2 台	853,881
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	手動式チェーンブロック	0.5t×3.5m	1 基	321,481
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	手動式チェーンブロック	0.5t×6.0m	1 基	364,005
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	高圧引込盤	PCT	1 面	3,438,272
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	高圧受電盤	VCB	1 面	6,234,952
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	変圧器盤	3φ 3W 100kVA	1 面	6,777,837
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	動力主幹盤		1 面	5,955,284
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	気中負荷開閉器	7.2kV 200A	1 台	454,049
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	動力制御盤		1 式	18,260,677

予算科目	工事番号	排水区分	補助区分	施設区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	計装盤		1 面	5,034,024
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	汚泥移送流量計	電磁式 φ65	2 組	5,330,144
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	汚泥移送流量計	電磁式 φ80	1 組	2,813,131
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	接触酸化槽DO計	ポーラログラフ式	1 組	1,450,984
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	放流水PH計	ガラス電極式	1 組	814,327
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	放流流量計	電磁式 φ150	1 組	4,063,412
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	汚泥界面計	超音波減衰式	8 組	7,949,152
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	汚泥濃度計	光学式	1 組	4,737,905
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	自家用発電機	50kVA	1 組	17,602,635
工事請負費	8国補特環下第2号	汚水	補助	処理場	8国補特環下第2号 中央水処理センター建設工事	処理場工事	桂処理区	H8.8.7	H10.2.27	遠隔監視システム		1 組	7,995,215

平成13年度取得資産

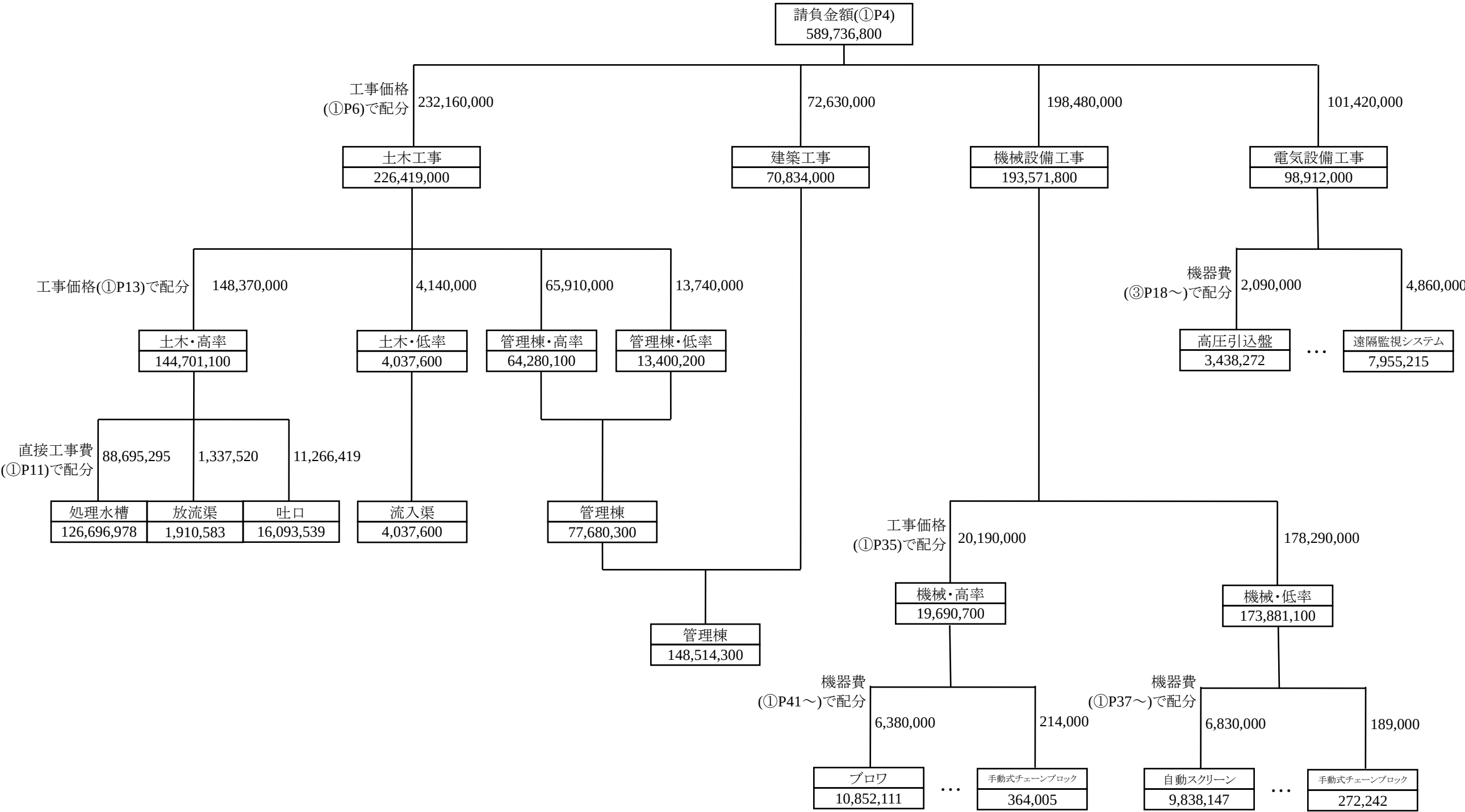
予算科目	工事番号	排水区分	補助区分	施設区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	水処理槽		1 式	56,880,900
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	散気攪拌装置(沈殿分離槽)	VP φ30	6 基	3,119,950
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	散気攪拌装置(接触酸化槽)	ポリブデン管 φ30	8 基	7,181,357
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	散気攪拌装置(沈殿接触ろ過槽)	ポリブデン管 φ30	2 基	1,831,830
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	人工ろ材		156 m3	23,624,038
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	火山礫		135 m3	21,921,751
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	割詰石		107 m3	2,928,374
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	接触酸化槽DO計	ポーラログラフ式	1 組	3,062,063
工事請負費	13国補特環下第3号	汚水	補助	処理場	13国補特環下第3号 桂村中央水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H13.12.20	H14.7.31	汚泥界面計	超音波減衰式	8 組	16,789,737

平成21年度取得資産

予算科目	工事番号	排水区分	補助区分	施設区分	工事名	工事種別 (管渠・処理場)	処理区名	着工日	竣工日	仕様・種別等	能力、口径等	数量	請負金額(税込)
工事請負費	21国補特環下第1号	汚水	補助	処理場	21国補特環下第1号 かつら水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H21.5.28	H22.3.19				158,875,500
工事請負費	21国補特環下第1号	汚水	単独	処理場	21国補特環下第1号 かつら水処理センター増設工事	処理場工事	桂処理区	H21.5.28	H22.3.19				27,709,500

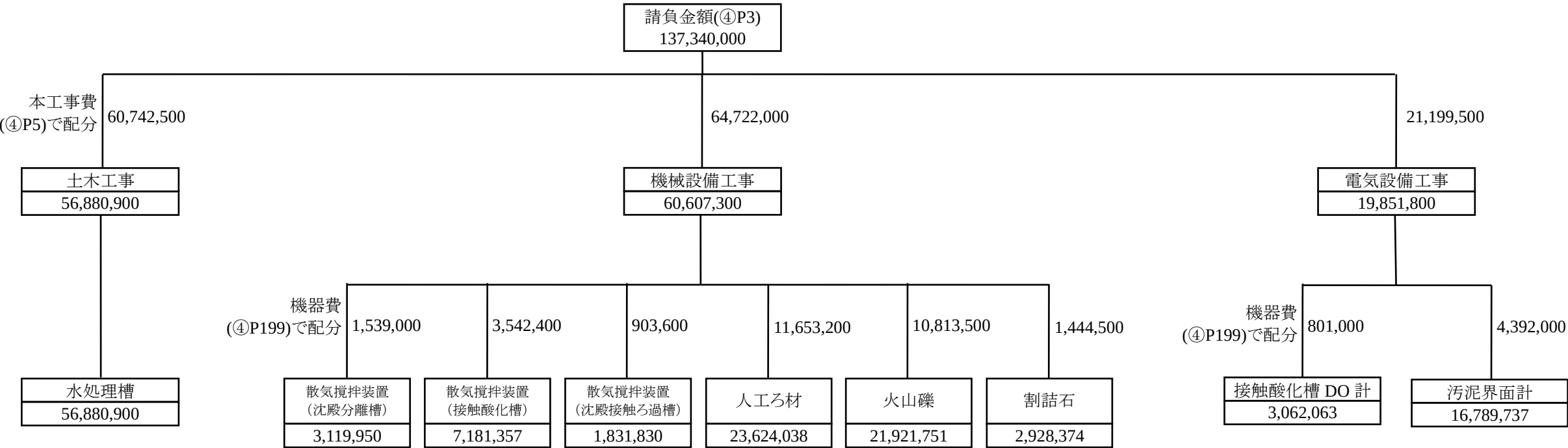
1) 平成8年度

8 国補特環下第 2 号 中央水処理センター建設工事



2) 平成13年度

1 3 国補特環下第 3 号 桂村中央水処理センター増設工事



7.5「持続的な污水处理システム構築のに向けた都道府県構想」(H26.1)の主旨

1) 未整備地区における污水处理の早期概成

污水处理施設の整備区域の設定にあたっては、各種污水处理施設の有する特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点を勘案することが必要であり、

人口減少等を踏まえた各種污水处理施設による整備区域の適切な見直しを行うこと、その上で、今後 10 年程度を目途に污水处理の概成(地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること)を目指した各種污水处理施設の整備に関するアクションプランの策定を行うことが示されている。

なお、アクションプランの策定に際しては、整備に長期間要する地域については、早期に污水处理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討することとされている。

また、水環境の保全(高度処理の必要性、早期整備による水環境改善等)、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用(農業用水としての再利用等)、汚泥の利活用(エネルギー利活用及び堆肥化による農地への利用等)の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向等も勘案することとされている。

2) 既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理

持続可能な污水处理の運営を行うため、既整備地区において長期的(20～30 年)な観点から効率的な改築・更新や運営管理手法について検討することが要求されている。

3) その他

都道府県構想の見直しは、污水处理に関する部局を中心に、関連部局と緊密な連絡調整を図り、市町村と連携して行うことが示されている。また、実効性のある都道府県構想を策定するため、基礎調査段階からの住民意向の把握に努めるとともに、策定した都道府県構想の内容や進捗管理のためのベンチマーク(指標)の公表を行い、都道府県構想の見える化を図ることも示されている。なお、污水处理施設の早期整備のため、各都道府県内において先行して策定した市町村のアクションプランを都道府県構想に先行して公表することも検討することとされている。

7.6 アセットマネジメントに関する参考資料

7.6.1 下水道事業が直面する課題

現在の下水道事業が直面している主な課題を整理すると次のとおりである。

1) 既存施設における課題

これまで蓄積してきた資産を将来にわたって適切に維持管理し、各々に求められる機能を発揮していかなければならない。また、集中的に整備された多くの施設の老朽化に伴い、今後は更新需要のピークが集中して到来するため、このピークを平準化して将来に過大な負担を残さぬような施策に取り組むことが求められている。

2) 財政面における課題

今後、より一層財政状況が厳しくなる中で、下水道施設の維持更新コストを縮減していくことが求められている。特に、今後急激に増大していく更新需要に対応しながら一定の下水道サービスを提供し続けるためには、前年度実績にもとづく予算措置では対応しきれなくなるため、適切な予算を確保し、有効に活用していくしくみを構築することが必要である。

3) 施設の運営管理における課題

これまでは、対処療法的な維持管理のやり方が多いことから、施設の経年的な劣化・損傷に対して維持管理の必要性を判断するための明確な基準が整備されていないのが実情であり、多くは熟練技術者のノウハウに頼ってきた。このような観点から、長期的な視点による計画的な維持管理計画の策定や新たな技術・手法の導入が求められている。

また、行政改革の一環として他部署等との組織統合が進む中、積極的かつ柔軟に対応していくため、これまでの組織体制を見直し、横断的な立場から俯瞰的・経営的な下水道事業経営を行うことが求められている。

4) 住民へのアカウンタビリティにおける課題

下水道使用料により事業運営がなされている下水道事業にとって、これから取り組む政策のすべてが下水道使用料へ反映されるため、政策決定や下水道使用料(事業経営審議会)などの重要事項に対して事業者と利用者の双方向コミュニケーションを支援するツールが必要である。

7.6.2 アセットマネジメントの基本的な考え方とその効果

1) アセットマネジメントの基本的な考え方

わが国の社会資本におけるアセットマネジメントは、道路、橋梁分野を対象に土木学会で先行的に取り組んできた経緯があり、そこでは、アセットマネジメントを「国民の共有財産である社会資本を、国民の利益向上のために、長期的視点に立って、効率的、効果的に管理運営する体系化された実践活動（「アセットマネジメント導入への挑戦」社団法人 土木学会編）」と定義づけている。

これは、維持管理面、特に更新計画を策定することのみが目的ではなく、そこにいきつくまでの実践活動も含めてマネジメントすることと言える。これを、本町の下水道事業に当てはめると、「調査・点検の実施から計画の策定、および事業運営手法（会計や人員の配置、民間への委託方式等）も含めた中で体系化した実践活動を実施していき、その結果を用いて利用者であるお客様へサービスを提供する」ことがアセットマネジメントと考えられる。

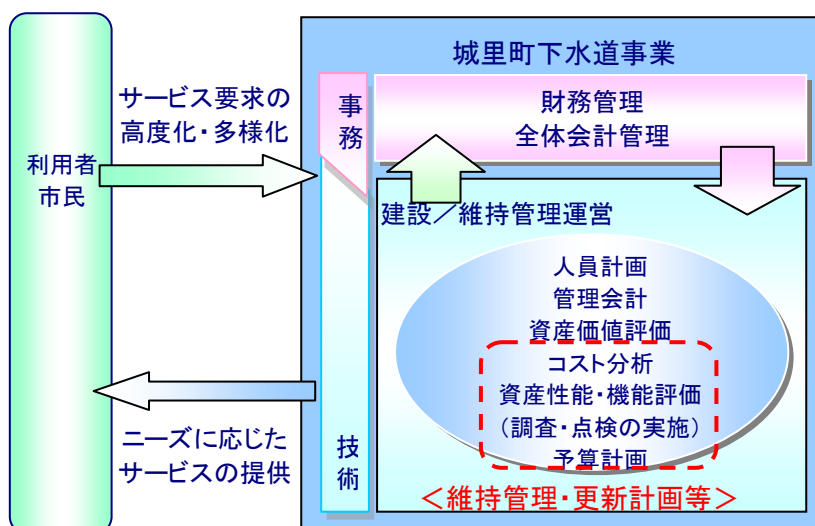


図 7-1 アセットマネジメントの基本的な考え方に関する概念図

2) アセットマネジメントの効果

アセットマネジメント導入による主な効果を次に整理する。

(1) 事業の必要性や意思決定の基準がわかる

施設の状態を「健全度」として定量的に評価し、様々なシナリオにより健全度がどのように変化するか、どれだけ費用を要するかを推測し、予算の状況を勘案して最適なものを選択していくため、意思決定に至るまでの過程や必要性を明確にすることができる。

(2) 熟練技術者のノウハウを活用する

処理場等ではそれぞれの施設を熟知した技術者が、各々の経験とノウハウに基づき、その施設に適したタイミングでの保全を行うなどの管理が行われている。アセットマネジメントでは、施設毎に点検方法を定めて健全度を把握し、将来予測を行い、明確な基準、考え方に基づき手を入れていく(保全、修繕、再構築等の実施)ので、その取り組みは熟練技術者によるものと同等のものである。

アセットマネジメント手法の導入は、熟練技術者が有している技術を、熟練技術者ではなくても容易に活用できる技術に転換することに繋がり、熟練技術者の不足という事態の改善に向け、有効な対応策となりえる。

(3) 維持管理の最適化により施設の長寿命化が図れる

これまで、熟練技術者が行っていた適正な維持管理をより明確な基準に基づいて行っていくことで、最適な維持管理の実施、及び施設の長寿命化を図ることも可能になる。

(4) 健全な下水道経営を実現する

アセットマネジメントの導入により様々な効果が期待できますが、最も大きな効果は経営の健全化を図ることができる点にある。これは様々な効果の積重ねによるものであるが、最適な管理を行うことにより施設の長寿命化を図ることでライフサイクルコストの適正化を実現していくことがその大きな要因になる。さらに、明確な根拠を持って予算を平準化することで、アセットマネジメントにより縮減された費用を他に投資することも可能となる。

7.6.3 スtock、アセットマネジメントの導入を見据えたシナリオ

ストックマネジメント、及びアセットマネジメントの導入を見据えたシナリオとしては、本町の現状や本資料の前述の調査検討事項を踏まえ、次の 4 つの事項を中心とした構成とするが考えられる。

(1) アセットマネジメント手法の導入による資産管理

当面は、前述の機器リストにも記載した「管理方法や調査レベル、健全度、事業種別判定等」の情報整理について、長寿命化計画策定の中で充実を図り、ストックマネジメント、及びアセットマネジメント導入による施設管理の必要性を示すことが必要である。

(2) 将来的な維持管理費の抑制と下水道事業費の平準化

当面は、前述の長寿命化策定方針において整理した下水道事業費平準化のイメージについて、長寿命化計画策定の中で実現可能性を向上させ、ストックマネジメント、及びアセットマネジメント導入により、更なる下水道事業費の最適化が可能で有る旨を示すことが必要である。

(3) 業務指標(PI)等の導入と下水道管理費、使用料設定の改善

近年の下水道事業費の状況を踏まえ、将来的に改善が必要になると考えられる下水道管理費と下水道使用量について、住民の理解が得られる仕組みづくりをする上で、ストックマネジメント、及びアセットマネジメント導入が有効で有る旨を示すことが必要である。

(4) 持続可能な人材マネジメントシステムの構築

長期的な視点による計画的な維持管理計画の策定や新たな技術・手法の導入、及び、今後行政改革の一環として他部署等との組織統合が進むことが予想される中、積極的かつ柔軟に対応していく上で、ストックマネジメント、及びアセットマネジメント導入が有効で有る旨を示すことが必要である。

7.6.4 アセットマネジメント、ストックマネジメント、及び長寿命化支援制度の関係

これまで、下水道事業においてストックマネジメントやアセットマネジメントといった用語は、主に「再構築計画」や「維持管理計画」などと関連し使用されてきており、また、近年においては、「長寿命化支援制度」が創設され、現在にいたっている。

このような状況を踏まえ、それぞれの関係を整理したものが、次の図になる。ここで、青色で表示した部分が「長寿命化検討」で取り組む主な内容となり、その内容は、ストックマネジメントやアセットマネジメントに含まれるものである。したがって、「長寿命化検討」を礎にストックマネジメントやアセットマネジメントへの展開も十分に可能であり、この取り組みが「アセットマネジメント」への導入の第1歩となる。

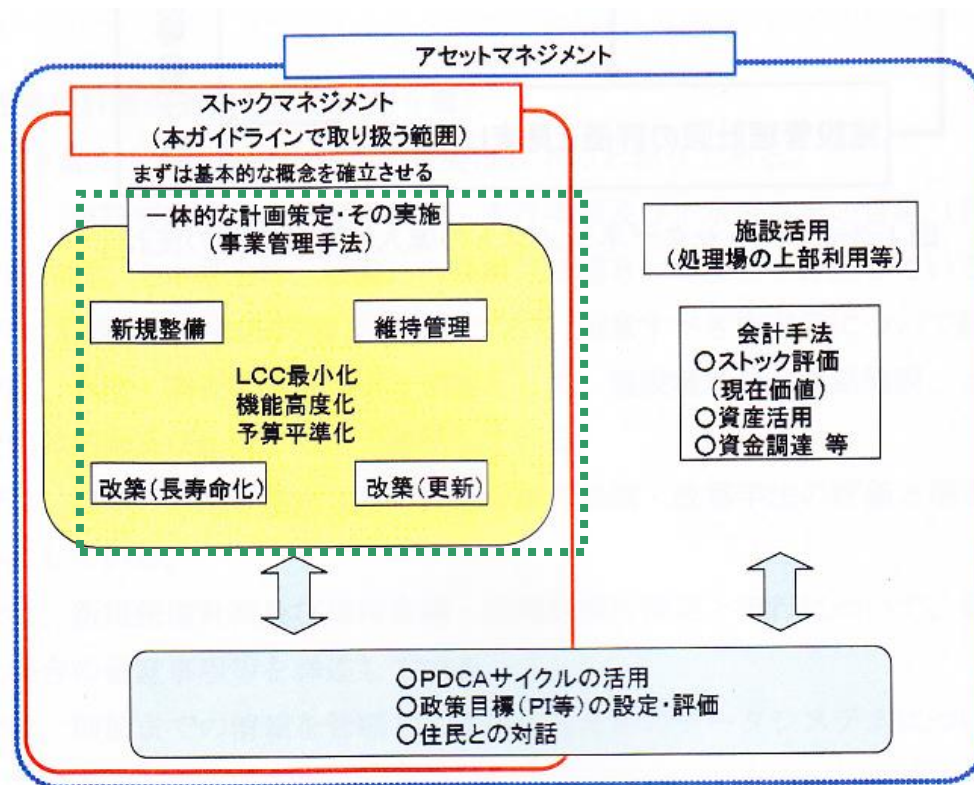


図 7-2 アセットマネジメント、ストックマネジメント、及び長寿命化支援制度の関係

7.7 減災対策に関する参考資料

地震時等において下水道機能が低下または停止した場合には、トイレの使用の問題や公衆衛生上の問題等の社会的影響が発生し、市民生活や産業等における復旧・復興が遅れることも懸念される。そのため、「下水道地震対策技術検討委員会報告書、平成 20 年 10 月」において、住民の日常生活や都市活動等を確保する視点から、被災時においても、下水道が担うべき機能を維持し、下水道が担うべき機能を継続的に確保するための基本的な考え方をとりまとめられ、下水道BCP策定の重要性が示されている。

1) 下水道の BCP の定義

地震により下水道施設等が被災した場合でも、下水道が果たすべき機能を継続的に確保するため、下水道施設が復旧するまでの間において、代替手段により同様の機能を提供するための計画とされている。

2) 下水道の BCP 策定の意義

施設の復旧までの期間に、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を確保することが可能とされている。

3) 地震時に下水道が果たすべき機能

(1) トイレ使用の確保

生理現象を止めることはできず、被災時におけるトイレ使用の確保はライフラインとしての下水道の最も重要な機能の一つであり、特に、避難地・防災拠点においては、早急に所要のトイレを使えるようにすることが必要である。

(2) 公衆衛生の保全

被災時においても、公衆衛生上の問題を防止するための処理機能や速やかに生活空間から汚水を排除するための機能確保が重要であり、特に、下流域の水道水利用等に重大な影響を及ぼすと考えられる終末処理場や避難地・防災拠点における汚水の排除は早急に実施することが必要である。

(3) 浸水被害の防除

被災時においても、浸水被害から生命を守るための機能確保が重要であり、特に、避難地・防災拠点においては、雨水の排除を早急に実施する必要がある。

また、マンホールの浮き上がりや管路の損傷に伴う道路陥没により、重大な交通機能への障害を生じさせないようにすることも必要であり、特に、緊急輸送路等では、早急に重大な交通機能への障害を生じさせないようにすることが必要である。

4) 計画策定の手順

(1) 施設被害及び下水道が果たすべき機能への影響の想定

下水道が果たすべき機能に最悪な影響が生じる場合を想定して、施設の被害に加え、市民生活や都市活動に生じる影響を考慮した被害想定を作成する。

(2) 下水道が果たすべき機能の確保および概ねの目標対処期間の設定

人命への影響等を考慮し、機能ごとの優先度と概ねの目標対処期間を設定する。

(3) 被災後の具体的な対処計画の作成

上記を踏まえ、時間軸に応じた具体的な対処計画を作成する。

5) 対処に必要な資機材、人員等の確保のための備蓄や調達等に関する計画の作成

被災後の対処を行うため、次の事項等把握し、供えておくべき備蓄や調達等に関する計画を作成する。

- ・ 備蓄すべき資機材等の種類と数量
- ・ 被災時に調達すべき資機材等の種類、数量及び動員すべき人数
- ・ 事業者等との資機材等の調達に関する協定
- ・ 関係部局、関係機関および他の地方公共団体との人員派遣等に関する協定

6) 他部署や他のライフライン事業者等との調整

他部署や他のライフライン事業者等との調整事項を予め整理し、被災後においても速やかに連携、調整が図れるよう計画を作成する。

7) 留意事項等

(1) 迅速な被災調査の実現

被災状況に応じた迅速かつ的確な対応を取るため、予め被害想定の結果等をもとに調査の優先順位を設定しておく必要がある。また、下水道台帳をすぐ活用できるよう電子化等により整備を行うとともに、保管場所の被災に備え、バックアップ方法を検討しておくことも必要である。

(2) 住民と協働した減災対策の効果的実施

受容系のライフラインである下水道では、特に住民の十分な理解のもと、住民が協働して減災対策に努めることが重要となる。このため、災害時の被害状況及び復旧状況について、分かりやすく住民に情報発信していくことが重要と考えられる。

(3) 民間事業者によるBCPの策定促進

震災時にも、民間事業者より、計画した人員、資機材等を確実に提供してもらうため、民間事業者自身によるBCPの策定を促進することも必要である。

8) その他

BCPは、最初から完璧なものを求めるのではなく、まず各自治体で実施可能な内容・レベルの計画を策定するところから着手し、その後の継続的な取組により徐々にその内容を向上していくことが重要と考えられている。